

第六十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 三 号

昭和四十五年十二月九日(水曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君 理事 嶋田 宗一君
理事 進藤 一馬君 理事 橋口 隆君
理事 武藤 嘉文君 理事 中村 重光君
理事 近江已記夫君 理事 塚本 三郎君
理事 石井 一君 理事 稲村 利幸君
理事 遠藤 三郎君 理事 大橋 武夫君
理事 神田 博君 理事 北澤 直吉君
理事 久保田円次君 理事 小峯 柳多君
理事 左藤 恵君 理事 坂本三十次君
理事 始関 伊平君 理事 田中 六助君
理事 藤尾 正行君 理事 増岡 博之君
理事 石川 次夫君 理事 岡田 利春君
理事 中井徳次郎君 理事 松平 忠久君
理事 相沢 武彦君 理事 松尾 信人君
理事 川端 文夫君 理事 西田 八郎君
理事 米原 昶君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君
國務大臣 (経済企画庁長官) 佐藤 一郎君

出席政府委員

経済企画庁審議官 西川 喬君
経済企画庁国民生活局長 宮崎 仁君
厚生省環境衛生局公害部長 曾根田郁夫君
通商産業省公害保安局公害部長 柴崎 芳三君
通商産業省鉱山石炭局長 本田 早苗君
中小企業庁長官 吉光 久君

委員外の出席者

第一類第九号

商工委員会議録第三号 昭和四十五年十二月九日

大蔵大臣官房審議官 中橋次郎君
大蔵省主計局主計官 徳田 博美君
厚生省環境衛生局公害部公害課長 山本 宣正君
通商産業省重工薬局長 山形 榮治君
運輸省港湾局技術参事官 竹内 良夫君
建設省都市局参事官 石川 邦夫君
建設省河川局次長 角田 正経君
自治大臣官房参事官 佐々木喜久治君
自治省財政局地方債課長 石見 隆三君
商工委員会調査室長 椎野 幸雄君

委員の異動

十二月九日
前任 前田 正男君 補欠選任 久保田円次君
中谷 鉄也君 下平 正一君
正木 良明君 相沢 武彦君

同日
前任 久保田円次君 補欠選任 前田 正男君
下平 正一君 中谷 鉄也君

十二月八日

貿易振興対策等に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の二の二日本商工会議所会頭永野重雄(第一七四号))
米國に対する纖維製品の出自主規制反対に關する陳情書外四件(近畿二府六県議會議長会代

表大阪府議會議長八木清八郎外十一名(第一七五号)

中小企業金融対策に関する陳情書外一件(東京都千代田区丸の内三の二の二關東商工会議所連合会長永野重雄外一名(第一七六号))
中小企業安定対策に関する陳情書外二件(東京都千代田区丸の内三の二の二關東商工会議所連合会長永野重雄外二名(第一七七号))
流通近代化に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の二の二關東商工会議所連合会長永野重雄外一名(第一七八号))
本場大島つむぎ技術の韓国流出防止に関する陳情書(鹿児島市長末吉利雄(第一七九号))
石油製品の需給調整緊急措置に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記(第二二一号))
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

水質汚濁防止法案(内閣提出第二二二号)

○八田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、水質汚濁防止法案を議題といたします。

質疑の申し出があります。順次これを許します。左藤恵君。

○左藤委員 昨日来、この水質汚濁に關します法案についてきましていろいろと御審議が行なわれたわけでございますが、この法案が今回提案されたその背景には、私は、やはり提案理由の説明の中にもありましたように、人口の集中が著しい大都會の周辺の河川が、あるいはまたその他の水域が、いま抜本的な対策をとらなければ、もう取り返しのつかないような現状になっておるといふ点が一番大きな――従来いろいろ方策は講じてこ

れたわけでありませうけれども、それでは十分でない、抜本的な改正を何とかひとつ行ないまして、それによつていま手をつけなければ、國家百年の大計と申しますか、將來において取り返しのつかないようなことになりはせぬかといふことで今回の法案が提案されたものと思つております。そういった観点から、私は、いま経済企画庁長官がいらっしゃいませんが、あとでお伺ひしたいと思ひます。

この法案の一番の、最大の眼目と申しますか、そういった点は、やはり地域住民に密着した問題であるといふ点から、地方公共団体の権限の強化等、中央、地方を通じて一体となつての公共用水域の水質の汚濁に対する対策といふものがとられていかなければならないと思つて、そういった点が一番の大きなこの法案の提出の眼目であらうと思つておりますが、きのうのいろいろの御審議の中でありました排水の基準の問題について、まず一、二お伺ひしておきたいと思ひます。

経済企画庁の国民生活局審議官にお伺ひしたいと思ひますが、きのうもお話ございましたように、まず第三条におきまして総理府令で定めることになってゐる。この議論につきましまして、きのうもお話が出ましたが、私は、排水というのは量の問題といふものをやはり考へていただかなければならないと思ひます。大企業の場合には非常に大量の排水が行なわれる。そうした場合には、いろいろな汚濁の原因となる、特に健康の問題になります。そういう金属が微量でも含まれておりましたら、これを合わせますと非常に大きな問題になってきて、あるいは土壌汚染の原因にもなるというふうなことがあらうと思ひますが、零細企業あるいは中小企業の場合につきましましては、排水量は非常に小さいといふことであれば、一定の濃度があつて規制されるということについて、

こういった点の矛盾と申しますか、不合理というものは、やはり科学的な調査研究を進めていただく。測定技術も、あるいはその他の点につきましても、必ずしも不可能なことではないと思うわけでございますので、今後そういった点で、たとえば大企業が出します大量の排出と、中、小というふうな三段階に区分するとかいうふうなくふうをやっているかどうか。あるいはそういうことを計画しておられるかどうか。その点について、まず伺いたいと思います。

○西川政府委員 お答え申し上げます。
現在行なっております排出規制におきまして、量のいわゆる付加量というものは、念頭に置きまして基準をきめております。具体的には、排出量の大きなものにつきましてはきびしい基準という、段階的なこの基準をきめていようなあれをとっております。いま先生がおっしゃいました微量重金属の問題につきましても、これはやはり環境基準というものをきめておまして、この環境基準を達成するための規制ということを考えておりますので、具体的には、最近決定いたしました洞海湾等におきましては、シアンの問題等につきましても、従来の十倍希釈という考え方で全国一律の基準を考へておるわけでございまして、この基準をもつては洞海湾の環境基準が達成できないということございまして、そのうちの大量に出す企業につきましては、全国一律基準よりもさらにきびしい、これを半減させた基準をきめております。これはやはり一応は計算式でございしますが、計算によりまして、流水中の環境基準、目標とする環境基準が達成できるかどうかということから計算いたしまして、排水規制のほうにそれを加味して基準をきめていこうという処置をとっております。

○左藤委員 いま御答弁がありましたように、私は、要はこういった水質汚濁の原因となります排水の規制、汚濁をどのようにして防ぐか、そういう立場から、ことばは悪いかもしれませんが、逆算してでも、そういったものをなくするという点から、あるいは企業にとって非常にきつい基準になるかも知れませんが、そういうことはやはりやっていただかなければならない、このように思うわけであります。

そこで、ことしの四月二十一日に閣議決定をしておられます環境基準というものは、やはり一つの行政目標である、こういうふうには私は理解いたしておるわけでございますが、ここにシアン以下の八種の有毒物質が「人の健康に係る環境基準」として定められております。また「生活環境に係る環境基準」として五つの基準値が示されておるわけでありまして、この点につきまして、この法律が施行されたときに、その閣議決定の内容がそのまま政令として考えられておるものか。あるいはまた、きのうも徐々追加するといふふうなお話もありましたが、そういった場合に、この数値が再検討した上で政令となって施行されるものであるか。その辺について伺いたいと思います。

○西川政府委員 四月二十一日、五月二十九日に一部変更しているわけでございまして、この環境基準は、川の中の流水あるいは海のわれわれの目標といたします基準でございまして、法律のほうできめましますのは、工場の排水基準でございまして、現在、健康項目につきましては、大体ここできまっております八項目の数値、これは流水の基準でございまして、これに対して、普通の場合よりも一応非常に安全度を見込んでおりますが、十倍希釈といふことを念頭に置きまして、排水で出されたものは十倍に、少なくとも十倍以上に薄める、十倍を最低限のあれといたしまして、排水基準といたしましては十倍のものを考へております。大体、健康項目に關しまして、今回新法できめまします全国一律の基準といふものは、いまやっておりますこの十倍希釈そのまゝのものをきめてまいりたい、このような考え方をいたしております。ここにきまっておりますこの基準値そのものは、現在の疫学的見地その他から考えまして、安全性も見込みまして妥当であるという数値

を各省の間で協議して決定いたしましたものでございまして、現在、法律改正によりまして直ちにこの環境基準値そのものを改正するという考え方はございせん。

それから、環境項目のほうにつきましては、やはり同じような観点から、利用目的に対応する数値を現在の知見の段階において決定いたしておりますので、この基本的な考え方をいま変更する考え方はございせん。これと見合います排水基準につきましては、これは健康項目と違ひまして、それぞれの水域の特性がございまして、それでございまして、一応、一律基準というものは、この環境基準とは離れまして、公共用水域に排水を出そうとするものの道義的、社会的義務によりまして、この一律基準とナショナルミニマムを守らなければならぬ、きれいであらうときたなからうと、環境基準には十分適合しておつても、そういうものは守らなければならぬというのが、ナショナルミニマムの考え方でございます。そのナショナルミニマムを各排水者が守つておまして、流量が少なくない、あるいはそこに非常な企業の集積があったというふうなことから環境基準が守れないときに、初めてそれぞれの水域につきまして上のせ基準を都道府県がきめる、一律基準よりもつときびしい基準をきめるといふことになつております。それでございまして、環境項目に關しましてのナショナルミニマム、府令で定めます一律基準というものは、個々にきめております。閣議決定いたしております環境基準とは離れて決定されるというふうな考へております。

○左藤委員 いまのお話で、たとえば異常濁水のときとか、そういうような緊急のときにつきまして、都道府県知事が上のせ基準をつくることのできるわけでありますが、さらにそういった問題について、特別の排水の規制という問題が十八条に書かれてあるわけであります。この十八条は「勧告することができ」ということで、これがきのう産業公害委員会でも問題になった点だろつと思つております。大気汚染の場合と同じような形でこれは

いろいろと論議の対象になる点だろつと思つておりますが、たとえば河川の異常濁水時とか、そういった緊急時におきまして、都道府県の知事が工場の排水を規制することについて勧告することができることになつてゐるわけでありますけれども、こういった点は、将来において操業を制限することができるといふふうな可能性も、いまだから検討しておいていただいてはどうか。

あるいはまたもう一つ、私は一つの要望として申し上げたいと思つてますが、都道府県知事が排水につきまして改善命令を出すとか、あるいは排水の一時停止といふことができるようになっておるわけでありまして、そういうものを義務づけるために何か設備基準を設ける必要があるのではないかと思つております。こういった点につきまして、何か経済企画庁においてそういったものが検討に値しないかどうか、その辺の御判断をお伺いしたいと思います。たとえば、これはアルカリの洗浄装置ですか、そういったものを汚染のぐあいによりまして工場に設置することを義務づけるような、そういう基準みたいなものを考へて、それを都道府県知事の権限に与えるといふふうなことに關して御検討されたことがあるかどうか、この辺について伺いたいと思つております。

○西川政府委員 まず一番最初に、先ほど申し上げました上のせ基準といふものは、十八条の緊急時の問題とは別でございまして、流量に対して非常に集積が多いといふようなことで、常時の問題としての考え方の上のせ基準でございまして、十八条の緊急時の問題は、通常の形でなく、異常な濁水というふうな理由によりまして、その上のせ基準なりあるいは一律基準なりを守つておつたとしても環境上非常によろしくないといふようなときに、十八条の緊急時の措置が行なわれるわけであります。その点、御了承願ひたいと思つております。

十八条の緊急時の勧告でございしますが、これにつきましては、私どももいたしまして、命令か

勧告かというものを相当検討したわけでございます。その場合、命令といたしますと、やはりこの命令違反というのに対します罰則の問題が出てまいります。罰則をかけるということになりますと、命令を出す基準を相当明確にしなければいけないという問題が、法制上の問題として出てきたわけでございます。その点で「政令で定める場合」といっておりますが、特に水質の場合におきまして、どのような汚水の程度の場合にこれを発動させるのか、あるいは水質の場合におきましては、その継続時間という期間的な問題もございます。たとえば、一日の汚水であればまだ被害は生じない、それが一週間、十日と継続すると初めて被害が生じてくる、というようなケースもあるわけでございます。そのために、現状におきまして、ただちにこういう命令を出す基準をはっきりと定めるということが、現在のところまだその辺が詰まっております。汚水の程度あるいはそれに対して規制の程度というものが、はっきり定義づけられないという問題が生じてきたわけでございます。そのため、当面は勧告ということにスタートいたしました。今後このような事態に対しましてのいろいろな経験、勧告を発動したというときには当然というようにことがはつきりしました段階におきましては、将来におきましては、この勧告を命令にさらに強化するというようなことも考えられるのではないかと。現在このような考え方でございます。

それから第二点の除害施設、その設備の基準という問題でございますが、この問題につきましても、同じ排水基準がかかっているといいたしまして、これはそれぞれの工場の生産の方法、内容、これもそれぞれの事業場におきまして一つのものではございませんで、いろいろなものを多角的に生産しておるわけでございます。その中からいろいろな汚濁物質、あるいは先生のおっしゃいました酸性の問題等が出てくるわけでございます。そのような汚濁物質なりを処理いたします場合に、工場の生産の設備なり生産品目なり、あるいは立地条件等によりまして、千差万別でございます。もともと、そこに立地しております企業に適した処理方式というものをそれぞれの企業で考えることが最も妥当であろうかということで、排水のほうは基準のほうを押えておまして、それに合致するような最適な設備を計画の中においていただくといいことになっておりますので、それを機械的に、このようなものであれば、このような物質であればこのような処理設備をつくりなさいということ、そのものが必ずしも一義的に言えるかどうか。かえってそのようなことは、基準を守らせるといふことに決して有効ではないのではないだろうかというふうに考えておまして、そのような設備のほうの基準をつくるというように考え方は、現在のところ持っております。

○左藤委員 いま、設備の基準というものを、この法律なりというところで考えるということについては、用意しておられないということでありますけれども、結局、この水質の汚濁を防ぐということについての指導を、地方の公共団体がその中心になってそういったものをやっていくなければならぬという点から考えまして、対策の事業費の予算と、あるいはまたそういう指導をするための一つの公害防止処理技術と申しますか、というものが、地方公共団体では不十分な点もありますので、そういった点について十分の予算なり技術指導というものを国でやっていたことを、お願いいたしておきたいと思っております。

それから一点、この法律のことについて伺いしておきたいのは、二十二条の関連であります。二十二条には、都道府県知事に特定事業場へのいわゆる立ち入り検査権というものを与えることにしております。そして二十三条に、その適用除外と申しますか、鉱山なり電気事業あるいは廃油処理という問題について、特定施設の届け出あるいは計画変更命令、また改善命令というふうな問題につきましては、これは別の法律でやるということで適用除外ということが規定されておるわけでありすけれども、立ち入り検査権については適用除外になっていませんので、都道府県知事は、こういった鉱山なり電気事業なり、あるいは廃油処理につきまして、そういう工場に立ち入り検査権があるというふうな反対解釈していいと思っております。

○西川政府委員 そのとおりでございます。

○左藤委員 それでは次の問題に進みます。この公共用水域の水質汚濁防止につきましても、どうしてもこの排出規制と並んで、いわゆる公共の下水道、流域下水道、あるいはまた汚水処理の施設とか廃油処理の施設というふうな公害防止の施設を十分つくって、それで防止していくということが一つでありますけれども、さらにこの排出規制というふうな問題になじみがたい問題といたしまして、しかし無視することができない大きな要素を占めておるものに、私は家庭の汚水、排水水というものがあろうかというふうに思っております。その汚濁の発生源が、工場を四つといたしますと、家庭からの排水水が六つというふうになります。いわれておまして、これはやはり、この汚水対策につきましても一番大きな問題は、特に人口が過度に集中したところ、都会における下水対策じゃないかというふうなふうに思っております。五十年計画では、全国で二十数兆というふうな大きな計画を立てて、今後の対策を考えなければならぬというふうなこともいわれておるわけでありす。自治省は、こういった下水対策につきまして、特に地方公共団体が大きな負担をしなければならぬという点で、何か抜本的な下水対策としての財源措置、これを検討しておられるかどうか、その辺をまず伺いたいと思っております。

○佐々木説明員 御指摘のとおり、環境の改善をはかりましたために、下水道事業を今後急速に進めていかなければならぬということに相なるわけでございますが、現在、建設省におきまして、昭和四十六年度を初年度とする下水道整備五十年計画の第三次の計画が検討されております。これに伴いまして必要な財源措置を講ずることに相なるわけでございますが、国におきましても、私どもは建設省に對しまして国庫補助の対象範囲を相当拡充してもらいたいという要望をいたしておりますが、同時に私どももいたしまして、その必要な財源といたしましては、主として地方債による建設債券の充当ということが考えられるわけでございます。この地方債につきましては、従来の充当方式につきまして現在いろいろ検討いたしておりますが、特に単独事業の分量が多い大都市等につきましては、そうした単独事業も十分に執行し得るような地方債の充当方式というものを考えていかなければならぬということ、その方向でその地方債の充実というものをはかっている所存でございます。なお、その他の建設に要します一般財源の措置につきましては、地方交付税等におきまして基準財政需要額の算定を通じて、少なくとも下水道の建設財源につきましては十分手当てし得るよう措置してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○左藤委員 努力していただけたらということである。

地域的なことを申し上げるようでありすけれども、近畿の地方建設局の一つの案として発表しておられる問題に、淀川のごれに對します一つの方策といたしまして、淀川の端に汚水のバイパスというふうなものをつくって、それを下流であります大阪市へ入りましてからの長柄というところで処理をして工業用水にしたらどうかという、一つの案が発表されたことがございます。これは私は非常にいい案じゃなからうかと思っております。私には非常にいい案じゃなからうかと思っております。まして、実際に汚水の九割が京都から流れてきます下水だというふうな点から考えまして、そういった問題について、これは十分検討に値する案じゃなからうかと思っております。

さらにまたもう一つ、最近大阪、兵庫、こういった阪神間の水資源の問題が非常に問題になっておまして、これは政府におかれても、またわれわれのほうでも、琵琶湖の総合開発という問題が非

常に大きな問題として、水資源の利用の見地から議論されておるわけでありませうけれども、そこで特に、この総合開発について今後進められていく上において、これは企画庁においてひとつ検討していただきたい問題といたしまして、湖というのは、自分できれいにする自浄作用というものが、川とかそういうものに比べて、その可能性が非常に少ないわけでありませう。最近でも合成洗剤の中に含まれておる燐酸ソーダですか、これが湖の中に流れ込みまして、一つの特異なものが発生して汚濁の原因になっておるといふようなことも聞くわけでありませうが、これは淀川を經由して下流で飲んでおります大阪の市民の問題というふうな点も考へて、将来の総合開発について、こういった公害が湖で起こらないように、開発される場合に十分の配慮をお願いしたい。まず建設省のほうにお伺いいたしまして、下水の対策としてそういう近畿の地方建設局の案はどうであるかの点をお伺いし、さらに企画庁には、そういった琵琶湖の総合開発に関する対策というもののについてお伺いしたいと思つておるわけでありませう。

○角田説明員 回答いたします。

ただいま先生御指摘ございました淀川の水路に汚水を入れてそれを利用していい。これは一方では淀川の水が、いま先生御指摘ございましたように、上水道等の取水口が下流にございまして、その水質を確保していく意味におきまして、また一方で水資源が非常に少ないということもございまして、そういうふうな角度から検討していいということでございますが、ただその中に、それ自身が実は水質をよくするというふうな角度からいいますと、流域下水道のほうを整備していただくとして、その還元水をもう一回使うというふうな考え方も出てくるかと思つて。いろいろな角度から、私どもも、現在の流域下水道のほうの整備とあわせて、河川のほうの立場から何らかのそういうふうな措置を検討していいこと、来年度の調査費を要求いたしまして、いろいろの観点から利用の途につきまして

結んでいきたいというふうに考へております。

○西川政府委員 湖沼の問題につきまして、富栄養化という問題、非常に重要な問題になってきております。いま先生がおっしゃいました、家庭洗剤のビルダーといたしましてのトリポリリン酸ソーダでは、これも富栄養化の一つになっているわけでございます。この富栄養化のもとになりますものは窒素と燐、N、Pでございますが、これが非常に大きなウェートを占めております。いずれにいたしまして、窒素は人間の尿から出るわけでございます。それから燐も、いまのようなあれで人間のからだからも出ますし、また現在、家庭用洗剤の中から相当出てくるというふうなことでございまして、いずれも排出規制になじみにくいものでございませう。しかもなおかつN、Pというものは、現在、処理技術としても非常に問題がございませう。処理技術の開発というものは研究を進めていくわけでございますが、いずれにいたしまして、下水道の整備ということが非常に重要な問題になるわけでございます。

琵琶湖につきましては、現在特に富栄養化の傾向が認められます南湖を中心といたしまして、今年度、経済企画庁のほうにおきまして水質調査を実施いたしておるわけでございますけれども、この調査は、来年度以降は新法におきまして、県のほうが上の基準というものを策定するときの重要な基礎資料となるだろう、このように考へております。琵琶湖の総合開発計画におきましても、水資源開発という観点だけではなしに、水質の保全ということがきわめて重要でございますので、総合開発の計画の中の一環といたしまして、琵琶湖周辺の流域下水道の整備というものを、この計画の中にも含ませるといふような方向で現在検討が進められておるところでございます。

○左藤委員 いまお話のありました点で、十分配意して進めていただきたいと思つて。

そこで、これは建設省にお伺いするというよりも、一つの下水につきましてもの長期ビジョンを立ててなる上で参考にしていただきたいという提

案でございますが、個々の市町村でこういった下水処理の終末施設をつくるということをやつておられますけれども、BODが二〇PPMということ、一つの行政目標ですか、これを常に維持するということは、なかなかむずかしいと思つて。そういう点から、たとえば臨海の埋め立て地であるとかいったようなところに大々的な一つの終末下水処理場を建設して、そこでパイプで汚水を運ぶというふうなことも、ひとつ将来の下水の処理の長期計画を立てる上において十分検討していただきたいということを希望申し上げておきたいと思つて。

ここで、ひとつ関連質問の希望がございますので、私の質問を中断したいと思つて。

○八田委員長 久保田君。

○久保田委員 同僚議員から下水道の整備その他の問題で御質問があったわけでありませうが、下水道に限らず、各工場からの排出物、これは重大な問題でございます。

そこで、私がお伺いしたいのは、最近におきまして、地下水に對しましての汚染でございます。これは地方においても、各公共団体においても、たとえば深井戸あるいは伏流水、こういうような面から水をとつておるわけでありませうけれども、この問題について影響が出始めてきておる。家庭の井戸の問題でありますけれども、非常に毒物と称されるものが入ってきて問題を起しておる。この法律案を見まして、地下水に對しましての歯どめというものが、この法律案においてできるかどうか。あるいはまた、その中で政令あるいはそのほかの規定の問題もございませうけれども、そういうふうな問題でもって、地下水の問題はこういうことで歯どめをする、こういうふうな点がありませうならば、お聞かせ願いたい。

○西川政府委員 地下水の問題につきましては、法案作成の段階においていろいろ検討したわけでございますけれども、現在の技術のレベルにおきましては、いわゆる地下水の浸透、それが結果として出てきます地下水の汚染問題につきまして明

確な判断がしたいということから、いわゆる原則を伴います基準といたしまして確定するということが、困難な状況でございます。そのような段階から、本法におきましては地下水対策をどのように考へるかということで、一応考へ方といたしましては、第五条におきまして「設置の届出」のところにございまして「特定施設の使用方法」あるいは「特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法」というところがあるわけでございます。これによりまして、いわゆる地下へ浸透させるおそれがあるような処理施設というふうなものにつきましては、この点でチェックしたいというふうな考へておるわけでございます。

それからさらに、これは現行法に入つておる四條の第三項におきまして、一応健康有害物質につきましては「地下にしみ込むこととならないよう努めなければならない」一応、現段階におきましては、先ほど申し上げました理由で訓示規定になつておりますが、このようなあれを足がかりといたしまして、将来におきましては規制ができるような方向へ前向きに進進してまいりたい、このように考へておるわけでございます。

○久保田委員 ただ、問題になりますのは、工場の排水というふうなものが、はつきり測定されればいいですよ。ところが工場が集中しておつて、それから必然的に地下へいつの間にか浸透してきているのですね。そういうふうなものが井戸水の中に流れてきておる。問題は、一般住民がこれについて非常に困惑をしておるといふような点を、はたしてどういふふうなやうにやうにいくか。

○西川政府委員 いま申し上げましたように、そういうようなところが非常に問題になつたわけでありませう。実際に地下へしみ込んでいってしまふ、しかし、それがどのような形でしみ込んでいくのか、いつそれがどのような濃度でしみ込んでいくのか、このような測定をする技術もないわけでございます。はつきり沈んで池等を設けておきまして、その沈んで池の構造等によりまして一応の見

当がつくわけですが、いま先生がおっしゃいましたような事実は、必ずしもないとは言いきれないと思います。それで、それを結果的に押さえますのは、やはり地下水のほうへ出てきたようなところから押さなければ、現在の段階ではほかに方法がないわけではございません。その辺のところ、先ほど申し上げましたように、まだ科学的に解明されていないというところで、今後、一応しき込ませてはならないという訓示規定を設けましたことを足がかりといたしまして、そちらのほうの研究というものを進めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○久保田委員 これは確かにそう思います。

そこで、無過失賠償責任というような問題もいろいろ議論されると思いますけれども、この問題はまた後日の機会に取り上げることになったとして、そこで長官にひとつ考え方としてお聞きしたいのですが、われわれ人類が、広域、公共的にそれを甘受しているという問題は、太陽、それから空気、水、土地という問題はいろいろ議論は出ますけれども、これは次の段階にしまして、こういうふうな基本的な考え方のもとに、この太陽、それから水、空気というふうなもの、このものを、あるいは個人、工場、企業場でも、いずれもが汚染してはならない、こういう一つの原則とでも申しませうか、これは打ち立てることができなければいけませんけれども、こういうふうな点に對しては大臣の所見はどうであるか。

○佐藤(一)國務大臣 われわれが今回、特に公害臨時国会といわれるような臨時国会において、たぐさんの公害関係の法案を出して御審議をお願いいたしておりますゆえんのもの、ただいまも御指摘がありましたように、公害問題についての意識が非常に大きく変わってまいりました。そしていままで局部的に汚濁の問題として取り扱っておりました、単に汚濁という以外に、いま御指摘のように、自然における循環作用といいますが、調節作用といいますが、あるいは浄化作用といいますが、そうした能力を越えた汚濁が目につけてき

た、しかもそれが全国的な広がりを持つておられる、こういうふうな観点からとらえないと、もう公害の問題は基本的には片づかない。そういうことで、われわれとしても、そういう自然の循環作用というものが維持できるような状態に再び戻すようにしなければならぬ。そういうことにならないます。いままでのように、ただ特定のきつたところだけを対象にしておればよいというわけにまいりませんので、指定制度というふうなものをやめて、全国的に対象を広げていく。製造工業だけでなく、第一次産業、第二次産業にもさらに広げていく。こういうふうなことで、いままでは工場、のわきに通過しておったところの川なり海なりというものは、そこはいわば自然の捨て場である、その工場、企業に与えられておった当然の捨て場である、こういうふうな考えが、どつちかというところでは汚濁してはいけないのだ、こういうふうな大きき考え方が変わってまいり、したがって、一律排水基準というふうな、いわゆるベンルミナムと称するような制度を設定いたしました。そして、いままでは、場所によつてはいいのだ、というのが、そうじゃない、一応全部いいのだ、こういう体制を確立し、そしてそうしたシビルミナムに違反する場合においても、これは罰則がかかるんだ、こういう非常にきびしい体制を打ち立てるといふ方向に向かっただけであらうからして、いま御指摘の点は、われわれも全くそのように考えておる次第であります。

○久保田委員 そこで、この法律案において「公共用水域」といふ定義を設けているわけですが、この点について、こういうふうな「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」云々としてあるわけではございませんけれども、先ほど私が申し上げました水という問題を基本的に考えたときに、これはやはり「公共用水域」といふふうな一つ限定をしてやらずに、公共用水として地下水も何も

みんなこれは含まれるのだ、こういうところでもってやはり立法措置のその基本的な考え方は盛んである必要があるのじゃないか。将来やはりそんなぐあいに必ずなってくるような感じが私はありますので、その点の所見をひとつ聞かせてもらいたいです。

○佐藤(一)國務大臣 われわれも、もちろん御指摘のような点につきましても、できるだけ規制対象になるような方向でもって進めてまいりたいと思っております。ただ、先ほど政府委員からも説明がございましたように、いわゆる有害物質と称せられるところの微量重金属というものが、昔から天然にどの地方の土壌にも入っておった。そういう昔から含んでおるものもございまして、それと、今度は汚濁水によって入ってきたものとの分け合いをどういふふうなところに基準を設けるかと、健康に、あるいは全体の環境にどの程度のものを、一体規制の程度として設定したらいいかというふうな、どうもまだ科学的な基準がございせん。それと同時に、またいかなる汚水がいかなる地域へ流された場合に、それがどういふメカニズムを経てどういふところに因果関係として出てくるかというふうな点も不十分である。そのために、今回のように罰則を伴う規制ということになりますと、よほどその点、基準を明確にしておかなければならないという別の法律的な立場がございまして、そういうところから、もう少しわれわれもデータを収集しなければ、直罰の対象にするというところまでなかなか踏み切れない。そういうふうなところから、一応いわゆる有害物質を含んでおるところの水を地下に流してはいけないという規定は設けましたけれども、規制の対象としない、こういうところでもって一応のめどにしたわけではございませんけれども、なお今後われわれとしまして、できるだけこの方面の研究を進めまして、そしてこの規制の対象になり得るよう、そういう方向でもって進めていきたい、こういうふうな考えでございます。

○久保田委員 私はこの法案を見まして、この定義のところでは地下水というような問題が浮かび上がりましたので質問をしたわけではございませんけれども、水は公共用水であるという全体的な考え方から、思想はそういうふうな考え方のもとに立法措置をする、この地下水という問題も公共用水に入るんだというところについては、この定義の疑問というものがなくないわけではございませんけれども、あまりにも「公共用水域」といふぐあいにここで定義づけましたので、あえて御質問申し上げた次第でございます。

○左藤委員 引き続きもう一、二点お伺いしたいと思ひますが、この汚水の問題といたしまして、特に人の健康にかかわる環境基準の問題として心配な問題は、シアンだとか、そういうメッキの工場から出てまいります重金属による環境基準の侵害という問題が、一番大きいと思うわけではあります。こういうメッキ工場というのは、一般に非常に零細企業が多い。弱電の部門がわりあいと多い、そういうものをよく使うわけでありまして、そういうメッキの下請あるいは孫請というふうな工場が、そういう非常に危険な重金属をたくさん使っておるといふ実態があるわけでありまして、そこで、そういう企業がこの法律に基づいて公害の防止のために必要な施設をやろうと思えば、一つで千五百万から二千万近くかかるというふうなこともいわれておりますし、さらにまた、カドミウムのようなもののメッキの場合には、それを沈んでさせるために溶剤を入れるというふうなことで、一トンについて一万円かかるというふうなこともいわれておりまして、そういうふうな実際の運営費というものが相当かかるわけであり

ます。 こういう点から考えまして、一つには、私はやはり、将来のいろいろなメッキの工場の運営の問題から、ノンシアンメッキのしかたを技術的に開発する必要があるかとも思います。さらにまた、そういう零細企業でありますので、公害防止施設をつくることもなかなかむずかしいと思ひます。そういう場合に、協業化といひますか、幾

つかの工場が一体となりまして工場団地に団地化するという問題、そういったことはいわゆるこまかい指導がいらない面が必要だと思ひます。シアンを使わないでニッケルメッキしますと、加工賃が三倍もかかるという問題もありますので、そういうものを使う防衛なり電電公社とかいふところの使用者の面でも、考えてもらわなければならぬ問題があるかと思ひます。

そういった点について、一つは中小企業に対する金融対策をどのように考えておられるか。あるいは現在のメッキ工場が今後どういう変り方をするであろうと見込んでおられるかといった点について、通産省あるいは中小企業庁の考えを伺いたいと思ひます。

○本田政府委員 お答えいたします。

専業の電気メッキの業者数は、大体二千四百社程度ございまして、そのうち個人あるいは資本金が五百万円以下というものが約九〇%ございまして、また、従業員が十九人以下というもので見ると九九・三%ということで、御指摘のように、ほとんどが小規模の零細メッキ業者であるということが言えると存じます。それから、ちよつとお触れになりましたカドミの排水規制が、この八月一日から適用になることになりまして、これに伴いまして、カドミウムメッキ業者が今後の排水規制を守ることができかどうかという問題が出てまいっております。昭和四十二年には、二千四百ほどある専業メッキ業者の中で二百十五がカドミメッキをしておたという状況でございまして、先般実態調査をいたしましたら、百十八に減つております。先般のカドミ排水の状況で〇・一PPM以上出しておるといふ事象から、今後この排水規制にたえ得るかどうかという問題を検討いたしておりますが、百十八のカドミメッキ業者のほとんどが他のメッキに転換をしたい、こつういふふうに言っておる次第でございまして、

それから、ノンシアンメッキの技術開発の問題でございますが、昭和四十二年以降、大学の研究室あるいは関係の試験研究機関において研究

をしていただいております、銅メッキにつきましては、ピロ磷酸銅を使用するとシアン銅を使用した場合と同様のメッキができようになつてまいりました。銅メッキのノンシアン化は進歩しつつあります。それから亜鉛メッキにつきましても、ノンシアン化のはうは、大体、実験段階が終つてゐて一部で実用化に着手をするという状況になつております。したがしまして、最近のシアンの使用量は、二割方減つてまいっております。四十六年度におきましては、中小企業庁のほうで、愛知県の工業指導所のはうの共同研究に對しまして補助を出していただくようにお願いをいたしておる次第でございまして、

それから、カドミメッキにつきましては、特に御指摘のような団地化、集約化等を行なわなければ、PH調整が非常にむずかしい。また、御指摘のように、処理施設にかなり金額のかかる設備をせざるを得ないということもございまして、親企業の資金、技術援助のもとに集中的に生産できるような体制が必要であるというふうに思ふ次第でございまして、

○古光政府委員 御指摘いただきましたように、小規模事業者は、何と申しましても金融調達力でございまして、あるいは技術開発力等で劣つております。したがしまして、これらの劣つておる不利を國が積極的に補整してやるといふような体制が必要であらうかと思ひます。業態によりましていろいろと防止態様も変わつてまいと思ひますけれども、特に小規模事業者の場合におきましては、現に事業の集約化その他を通じてながら共同して公害防止施設を進めるといふような動きも相当出てまいっておりますし、現実に実績もございまして、また、メッキ業界におきましても、具体的な計画が現に提出されつゝあるという状況でございまして、したがしまして、こつういう高度化事業の關係につきましては、特に中小企業振興事業團の高度化資金を最大限に活用いたしまして、共同公害防止施設の設置等につきましても援助体制を整えてまいりたいと思ひます。

それから、御指摘ございました技術開発力のほうの問題でございまして、これも、企業のほうで開発するといふことは非常にむずかしい問題でございまして、いまも鉱山石炭局長のほうから答えがありましたように、國あるいは公立の試験所等に対して、公害防止の技術の開発に積極的な予算的援助の措置を講じてまいりたい、こつうに考えております。

○左藤委員 特に零細企業、中小企業に對しまする御配慮をお願いしたいと思ひます。

最後に、時間がございますので、ほかにもまだお伺いしたいと思ひますが、経企庁の長官にお伺いしたいと思ひます。

この法案そのものが、非常に倉皇の間の申しますか、早々の間と申しますか、非常に忙しい間につくられた法律案でありますし、さらにまた、今日科学の進歩といふものがどんどん進んでおる、いろいろな技術的な開発も進んでおるといふ点等も考え合わせ、さらにまたこの公害そのものも非常に急テンポで広がつておるといふ実態から考えまして、この法律を施行することによつて、それで終わりとしない、今後とも十分さらに規制を強化していくといふことについて御配慮を賜ふことをお願いしたいと思ひます。が、その点についてのお考えをお伺いしたいと思ひます、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 一つは、法律制度を非常に拡充いたしましたけれども、問題は実行の問題がございまして、そして常時監視測定というふうな体制の確立をどう進めるかといふことも、重要な問題でございまして、それからまた、いろいろ御議論のありました地下水の問題等も、さらに今後規制を進めていかなければならないという問題もあります。いろいろ今後まだわれわれが精力的に進めていかなければならない問題がたくさんあると思ひます。法律ができたからそれでよいといふことでは決してないのであります。問題は、汚濁をいかに防止し、さらに過去に汚濁せられたものをいかに清浄化していくか、こつういふ課題でございまして、したがしまして、先ほどから御議論のありましたように、下水道の普及等についてもさらに一その促進をはからなければならぬと思ひます。立地規制の問題も、さらにわれわれとして考えなければなりません。この法律案一本で汚濁防止が完全にできるということではなくて、全体としての環境汚染防止の政策を今後さらに政府として進めてまいらなければならぬ、こつういふ気持ちでおります。

○左藤委員 ありがとうございます。

○八田委員 中村重光君。

○中村(重)委員 若しお尋ねをしてみたいと思ひますが、ちよつとこの法律案の取り扱いと申しますか、修正点について野党の間で打ち合わせをやつておりました。したがつて、いま行なわれまして質疑を承はつていなくなつたわけですので、多分に重複するような点もあるかと思ひますけれども、まず経済企画庁長官にお尋ねいたします。

この水質汚濁防止法の「目的」第一条、これは工場とか事業場から公共用水域に排出される水の規制にとどまつてゐる。そこで、國民の健康保護、それから生活環境の保全といふのも「目的」の中にあるわけですから、その場合、工場排水だけではなく、自然の浄化能力と申しますか、そうしたおそれのある有毒物質の製造であるとか、あるいは加工であるとか、それから販売あるいは使用するといふ場合、その処理能力が可能なといふように判断されるものに限るといふように規制措置を講ずるべきではなかつたかと思ひますが、その点、長官いかがでございましてしょうか。

○佐藤(一)國務大臣 ちよつと私、御質問の御趣旨を完全にとらえてないかも知れませんが、もちろん自然を汚濁するものは、ここに規定しておるものだけではございせん。こつういふ意味におきましては、海洋投棄を防ぐ意味の海洋汚染の防止の問題もございまして、それから一般に廃棄物についての廃棄物処理の問題もございまして、それか

ら、先ほどからも議論になっておりましたが、たとえば地下水の問題をさらに科学的に究明を進めて、そしてこれを規制の対象に加えるようにやっていたいかなければならぬ。いろいろとそうした問題があると思います。これらはわれわれとして、さらにその政策の充実をはかっていかなければならないところでもあります。

○中村(重)委員 私の質問と若干違ったお答えになったのですが、これから中身についてお尋ねをしてみたいから、その際伺うことにいたします。

そこで、排水の規制をしましても、これがなかなか守られない。そこで、通産当局としても、工場等の公害を出さないための設備規制ということで相当行政指導をやっている。ところが、河川であるとか港湾の水は、非常によれている。これは現実の問題であろうと思うわけです。そうした点にかんがみて、今度、本法案の十五条、これは「監視」という条文になっているわけです。それから十六条の「測定」。この監視、測定というものがほんとうに実効あるものにならないければならぬと私は思うのです。そこで、具体的な点に対しての構想というものがあろうと思うのですが、この際それを明らかにしていただきたいと思ひます。

○宮崎(七)政府委員 お答え申し上げます。

監視測定の問題でございますが、これは現行法のもとにおきましても、経済企画庁の調査委託費あるいは府県の単独の経費、さらに関係省で行なう調査費というような形で、統一は十分とれておりませんでしたけれども、ある程度やっております。今度の法律によりましてこういった監視、測定の規定を設けまして、しかもその測定計画というのを都道府県知事のところでつくらせる、そこに集中をいたす、こういうことにいたしましたので、こういう形で今後運営してまいりたいわけですが、これにつきましても、いま現に指定水域になっておるところ、また当然規制が行なわれておるところにつきましても、従来もやつてお

りました。この法律によりましてさらに強化をしていく、こういうことになると思ひます。さらに都道府県知事がごらんになって上の基準等をつくって特別に規制をしようというところなどについて、これは監視、測定が行なわれていく。さらに一般の水域についての測定もある程度行なうていただく、こういうことを規定いたしております。来年度の問題といたしましては、大体百四十程度の水域が問題ではないか、こういうことをわれわれ事務的には考えておりますが、これにつきましても、国庫の補助をつけることによりまして、監視、測定を万全を期していきたいと思っております。

○中村(重)委員 この測定の義務というのは、工場、事業場自体にも負わせることになりませんか。

○宮崎(七)政府委員 法案十四条にその規定がございます。要するに工場、事業場等であつて「排水を排出する者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ」という義務をここに明示しております。現実には、この法律の運用によりまして、そういった工場につきましても、測定器をつける、あるいはその記録をつけてお出す、こういうやり方をしたいと思っております。

○中村(重)委員 いま、工場、事業場等について、これを記録するためには測定器をつけなければならぬ、こういうことですが、当然やらなければならぬことだ。同時にまた、やるためには、中小企業等の対策についてあつてお尋ねをいたしますけれども、当然、助成というものも考えられなければならない。同時に、そういった工場、事業場等に対して測定器をつけさせるということになってまいりますと、また、この十五条によるところの「常時監視」をする場合、そうした百四十ですか、その水域を、だれが監視員がいて點つて見ておるといふわけでもないでしょう。何か自動測定器といったようなものをつけて、絶えず水質の変化の状態を見るときか、いろいろな具体

的な監視、測定の方法というものが考えられなければならないと思ひますが、そこはもう少し具体的に自動測定器等の計画はないのかどうか。それから、いま国庫補助を来年度の予算に要求しておるといふお答えでございましたが、その国庫補助というものは、都道府県に対するところの補助という形で交付されようとしていくのか。また、そのことが、工場、事業場等に対するところの自動測定器等々の設置の助成という形にもつながってくるのかどうか、そこあたりはいかがでしよう。

○宮崎(七)政府委員 現在、測定をやっております方法は、御承知のように、測定点を定めまして、その測定点におきまして、月に何回とか、あるいはひんぱんにやる場合には一日に何回とか、この計画に基づいた時間的なスケジュールをきめまして、排水をいたしましてこれを分析する、こういうやり方をとっております。これでは非常に人手もかかりますし、なかなか能率もあがらないというところで、自動測定器をひとつ開発しなければならぬということが問題になっております。現にそういったものの開発もある程度進みまして、幾つかの種類のものでできておるようでございます。経済企画庁のいたしております、来年度の数のものを都道府県に補助をすることとこれを試験的に使わせることにしようかというところで、これも予算要求をしておるところでございます。建設省のほうでも、その辺についての開発にいろいろ御努力をいただいておりますのであります。将来はこういった自動測定装置にだんだん切りかえられる、こういうふうな考えております。

それから、事業場等の測定をいたす場合の問題でございますが、この法律を守るために、いろいろの除害施設あるいは処理施設等をつくること、これは相当多額の金を要しますので、こういったものについては、現在融資の道もございまして、私ども税制上の措置等もあるわけでございますが、私ども

も一般的に見まして、工場において排出口の測定をするということについてまで特に国庫から補助を要するという必要は、いまのところはないのではなか、こういうふうな考えております。もちろん、非常に零細なものについてはこの測定器を課するかどうか、この辺は具体的な措置をきめる段階で、あまり零細なものもそこまでいくかどうかというところは、もう少し検討したいと思っておりますが、いずれにしても、これについての特に援助をするということまでは考えておらないわけでございます。

○中村(重)委員 「排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度」ということがあるわけですが、たいへん初歩的な質問になるわけですが、許容限度の定義というものが、それから算定の根拠というのは、どういふものでしょうか。長官いかがですか。

○宮崎(七)政府委員 いわゆる特定有害物質については許容限度という問題でございますが、これは現在の水質基準においてきめておるものと同様の考え方でございます。要するに、たとえばシアンを個々の水域ごとに、あるいは全国的にはほとんど同じ数値を使っておりますが、現実には水質基準としてきめております。カドミウムはPPMというふうなことで、成分として含まれておる割合をもつてきめていくつもりでございます。

○中村(重)委員 そうすると、科学的根拠ということになりますか、いま現在の水質基準で定められておるところによつた、こういうことですが、それから、シアンにしてもカドミウムにしてもそうなんですが、BODなんかはPPMというところに、環境基準にしても、排出基準にしても、きめられておるわけですが、これが科学的根拠という形になりますか。

○宮崎(七)政府委員 この点は昨日もお答えを申しておるわけでございますが、要するに、いわゆる排水基準というものをきめますのは、第一条にいます人の健康あるいは生活環境を保全するとい

う目的を達するためにやるわけでございます。現実の運用をいたしましては、御承知のとおり、環境基準というものを前提としてきめませんが、その際、たとえばカドミウムでありまして、人の健康にかかわる環境基準としては〇・〇一PPM以下でなければならぬということがきめられております。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

これは人の健康ということから、疫学的に見ましてどの程度までならばいいか、それに若干の安全性を見てこの基準がきまつておるわけでございます。この環境基準が守れるというようになことで排水基準をきめるとすればどうなるか。大体一般的には十倍ぐらゐの希釈があるようでございます。この環境基準の十倍ぐらゐのところを排水基準としてきめておるのが通常でございますが、これはしかし場合によっては水域の事情によつても少しきびしくしなければならぬ場合もございますが、そういう関係でそれぞれきめるわけでございます。そういう形でございまして、根拠はあると言つていいのではないかと思ひます。

○中村(重)委員 私がこの許容限度ということについてなぞにお尋ねをするかといふと、両大臣も御承知だと思ひますが、例のお米に対してカドミウムが検出されたわけですね。初め厚生省が、これは農林省と話し合いをしてのことであるから、こういうことが公表されておつたわけですよ。ところがあとで、玄米で一PPM以上、これは人体に影響があるけれどもそれ以下はよろしいのだということになった。それで学者は、どうも厚生省なり両省の算定というのは科学的でない。小林教授なんかは特に、これを中心にしたしまして、相当政府の決定に対する批判というものをなされたわけですね。ところが、お米が余つていから国民感情としてというふうな、何とか理由づけはいたしておりましたけれども、一PPM以下は食糧会計から買ひ上げはするけれども、〇・

四PPM以下でなければ配給はしないという決定をしたわけですね。どうも許容限度というものを対する疑問というのか、非常に不思議だ。そこからは不安というものがあつた。だから私は、どうもこの許容限度というのは、科学的な根拠というものが実はあるのではないかと、この場合、この水質汚濁防止法の中で、私をして指摘させていただきます。ここでいう許容限度というものは、その意味するものは、工場や事業場に対して事業活動を継続させるためにはこの程度はやむを得ないのだという、いわゆる妥協の基準値だといふように判断すべきではないかという感じがするわけですね。したがつて、その許容限度というやうなものに対して、ほんとうに確固たる科学的根拠があるのか、これを定めておるのかどうか、この点、非常に不安であるわけですから、私が申し上げたように、そうした妥協の基準値ではないのだという確信があるお答えが出てまいりますならば納得もいたしますけれども、どうもその許容限度といふものがあやしいというやうな私は感じがいたします。この点はひとつ両大臣から、非常に重大な問題点でもありましようし、単に杞憂であるとするならば、国民のこの不安を一掃していただいたほうがよろしいだらう、こう思つていす。

私はこの委員会でも、長崎県諫早の泉水海でとれましたカドミウムが検出されたという問題に対して、生産者も消費者も非常に不安に思つてゐるのだから、この程度は人体に影響しないのだといふことを明確に閣僚大臣から公表してもらいたいという要求をいたしました。今日に至るまでそれがなされてないという点等々があるわけですから、そうした許容限度といふことについて、いさ少し明確なお答えをこの際伺つておきたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 いろいろな経緯等もございまして、いまのような御疑問が出るのかもしれない。率直に言ひまして、公害の問題が最近大きく取り上げられ、そしてまた学者によつて説をなす

者も確かにございまして、そういうことでしばしば最近までに行き違ひのあつたことも事実でありますけれども、政府といたしましては、水質審議会をはじめとしたしまして、各方面の専門家というものを重用し、そして現在として知見し得る限りにおいては、やはり最も權威のあるものをもつて水準をきめておるわけでございまして、もちろん中では、特に最近における地方大学の先生方など、いろいろなそれについて異論を出したりされておる面もあります。そうした面はもちろん十分に検討しながら、しかし全体として議論を尽くした上で、これが現在としては間違ひのない基準である、こういうものを設定することにしておるのでありまして、企業側が、それはつらいからもう少しゆるめてくれ、こういうやうな気持ちで基準を設定しておることは絶対にございせん。

○宮澤國務大臣 国民の健康、生命を守るということが第一でありますから、それに差しかねない限度といふものを許容限度としてきめておるわけでありまして、企業のほうがつらからうかどうであらうか、それは第二のことであらうと思ひます。

○中村(重)委員 公害発生源となつてゐる各種工場とか事業場のうち、立地計画、それから進出する企業に対する地元住民や漁業者の意見というもの、私は尊重されなければならぬと思つてゐる。したがつて、そうした立地計画をお立てになる場合、あるいは工場の進出といったやうな場合、公害問題といふものを重視される以上は、やはり公聴会等を開かれる必要があるのではないかと。そうしたことを法制化する御意思はないかどうか。法制化までいかないとするなら、どのような行政指導をなさうとお考えになつていらっしゃるのか。

私は当委員会でも、先般、長崎港の問題について、例の埋め立て、締め切りでございまして、それをお尋ねしました際に、長官も、これは七年も八年も前の調査であつたので、その点は不十分であつたということをお認めになつたのであります。

すが、これらのことを考えてみましても、これは締め切つたために公害源はふえ、今度は潮流は全く停滞してしまうのですよ。住民はたいへんな不安にさらされるわけですよ。それらのことを考えると、私は、公聴会くらい開く、そうしたことの法制化が必要であると思ひます。この際ひとつ御見解を承つておきたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 水質の問題は、公害の中でも特に関係方面が広く、その関係も錯雑しておるわけでございまして。そういう意味で、今般も特にほかの公害と分けて、地方水質審議会というものを設けるようにしたやうなわけでございまして。そうしてその構成には、もちろん、いま御指摘になつた地域住民の代表、あるいはまた水産関係の代表、こうした者も当然含まれてしかるべきものでございまして。また、そうしたことで、ただ各方面の衆知を集めるとともに、今回は、御存じのように、いわば地域住民の代表ともいふべき府県知事がこの行政の大部分を統括いたしまして、そうしてその判断によつて実行されるわけでございまして。その知事が実際の基準その他をきめて行政を行なうにあたりまして、いま御指摘になつたやうな観点がございまして、それはこの地方においてそうした措置を十分とり得る余地があるわけでございまして。それぞれの地域の事情にもよることと思ひますが、地域住民の意思を反映するようにするといふ意味におきまして、今回の、知事がこうした方面の行政の総括的な責任を持つといふ姿勢は、それにこたへ得るに十分であらうと考えておるわけであります。

○中村(重)委員 そうした立地計画等は、国土総合開発の立場から、経済企画庁長官が十分関心をもつて対処してもらわなければならないことであると思ひます。また、工場、事業場等のそうした設置に対する担当大臣であられる宮澤通産大臣は、特に関心をもつて対処していただかなければならぬと思ひますが、いまお答えになりましたことでは、一応の考えはわかるのであります。望ましい姿として私が申しました、公聴会を制度化する

ということ、これに対する考え方を、この際い

少しくはつきりさせていたが、一方にお

それから、今回、都道府県知事に権限委譲とい

う形になったので、都道府県知事が、そこはこ

法律の目的達成のために十分対処してくれるであ

ろう、地域住民の意向を尊重してくれるであろう

というお答えではございますけれども、やはり政

府としてどのような行政指導をするのか。公聴会

というものを制度化するということがいま直ちに

できないならば、それでは住民の意思を尊重する

ためにどのようなことをやるかが望ましいの

か、この際い少しくはつきりお答えをいただき

たいと思います。

○佐藤(二)国務大臣 今般、国でいままでもや

っておりましたものを地方団体にまかせることになり

ましたけれども、それにつきましては、やはり自

治体という立場というものを非常に重視をいたし

ております。一面において、各地方自治体がばら

ばらであつてはならない、もう少し経済企画庁な

り中央の各省がこれについて調整的なコントロー

ルをきかすべきじゃないか、こういうことの見

もずいぶんありました。しかし、それらもやはり

結局、地方自治の本旨にかんがみて、できるだけ

にはないわけでございますからして、そういう意

味におきまして、南切れが悪いですが、一方にお

いて「要請」というようなことばも出てくる、そ

して一方において「勧告」ということばも出てく

る、こういうようなことでございますが、その限

度にとどめまして、そして、できるだけ自由な判

断のもとにこの行政を進めていってもらう、こ

ういうふうでございます。もし何か全国的に一切

統一しなければ非常に困るというようなことが起

こりまして、しかも、それが国の事務として法律

に規定することが適当なものがありませんれば別で

ございますけれども、いま言ったような点は、各

知事の判断によって十分行ない得ることである、

こういうふうにて考えております。

○中村(重)委員 都道府県、いわゆる地方自治体

を尊重する、その考え方はよろしいと私は思うの

です。しかし、この法律案の全体を見てみまし

ても、経済企画庁長官に対するところの通知義務

であるとか、いろいろな制約があるわけですよ。

して見ると、住民の意思を尊重しなければなら

ないのだ、これは最高に配慮してもらいたいとい

うお考え方があられるならば、この際こうあることが望

ましいというふうな御意思くらいは表明されてし

境を破壊するといったような事態が起こってくる

わけでありまして、したがって住民の意思を十

分尊重しながら対処をしていくということになら

なければなりません。やはりそうした工場、事業

場等の生産関係の担当大臣として、私がい

お尋ねをいたしましたことに對して、調和とい

うような面等々からお考えになりましたか、どの

ような見解を持っていられしやいまいしょうか。

○宮澤国務大臣 私ども、工場排水法の適用のあ

ります工場につきましては、従来、毎年排水関係

の点検をいたしてまいつたわけでございますけれ

ども、最近、バルブなどで従来ですと工場排水

法の適用のない地域においても相当問題を起す

に至りましたから、これは、それらの工場の責任

者を呼びまして、一応行政上の点検をし、また改

善を勧告したりしております。それから、直接健

康に響きますシアン等々につきましては、これは

適用あるなしにかかわらず、私どもで点検をし

ておるわけでございます。それが常時のことでござ

います。が、仕組みをいたしましては、御承知のよ

うに都道府県各県がほぼ公害担当の部局を設けま

した。私も通産省としましては、地方通産局に

公害相談室、いわゆる苦情を持ち込んでもらうと

にかかわらず不十分であるというように考えてい

るわけですね。特に十四条三項にありますところの

「有害物質を含む汚水等が地下にしみ込むことと

ならないよう努めなければならない」、これが実

際問題として御承知になっておられるならば、こ

のような訓示規定にならなかつたのではないかと

実は当委員会から長崎県諫早市の勝川クローム

工場の公害調査に私が部長ということで参りました。

当委員会に報告もいたしたところでござ

いました。この勝川クローム工場の有毒性の排

水のために農作物はもろん減収になってしま

いました。それだけではなくて水源地が一つだめ

なつたのです。井戸水は言うまでもないわけ

です。そこで勝川工場は、自分のほうはその公害源では

ない、加害者ではないということを感じて

おつたわけですが、最終的には、通産省の指導等

もありまして、この問題は解決をいたしまして、

勝川クローム工場が諫早市にあるのは住民の要求額

の半分程度を出しまして解決したという事例があ

るわけです。私も行って見たのですが、廃液を

流すところが素掘りになっておるのです。意識

的に地下に浸透しているわけですね。それがも

う長い間続いたわけですね。したがってそうした公

害が出るのは当然のことなんです。この法律案に

よりまして、特殊施設に対するところの、これ

は届け出制になっておりますが、いろいろな規制

措置というものが考えられてい。要するに、届

け出をしてから六十日の期間その届け出の内容を

十分に調査をして、それがよろしいということに

なればこの設置を認めてやろう。ところが、適

当でないといふれば改善命令を出すというよう

な配慮があるといふことは、私は承知をいたして

おります。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ます。その努力のあとといふものは考えられ

ができないという事象がこの後起こってくるであろう。したがってこれは、訓示規定ではなくて、当然、命令規定にして罰則の対象とするという事でなければならぬと思ひます。どうしてこれを訓示規定にされたのか、この際一度この問題についてお答えをいただいております。

○宮崎(一)政府委員 確かに、この十四条三項で規定しました地下水の問題は、水質汚濁の問題としてはやはり重要な部分でございます。公共用水域に排出するかわり地下にどん入れられてしまったならば、さるようになってしまふわけでございますから、何とかしてわれわれとしても、このところをきちりとした規定で書きたいというところは考えておいたわけであります。しかし何ぶんにも、罰則で担保するような規定で書くというのになりますと、地下水にどのような濃度のものなどの程度の量で入れた場合に、地下の伏流水なり、あるいはその近辺の農地とか用水池等などの程度の影響が出るのかということが、科学的に十分明らかにされませんと、基準のきめようが、いまのところできないわけでございます。その辺のところ、が非常にあいまいなままに罰則までつけるというところがどうもむずかしい、こういうこともございまして、このような形で一応今回の法律をまとめたわけでございます。

ただいま御指摘のように、具体的な事例も全国で若干ずつ出てまいっております。こういうものについては、強力な行政指導をこの条項によってやっていただきたいわけでありまして、そういったある程度の実績の積み上げによりまして、さらにまた科学的な知見がだんだん積み上がってくるというようなことを通じまして、基準等がきめられるまでのデータを持つようになりましてならば、将来われわれは、これはひとつぜひともしっかりと規定にかえたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。現段階としては、どうもそこまでのことができないということで、このようになことにした次第でございます。御了承願います。

たいと思ひます。

○中村(重)委員 将来に対して十分な条文にこれを直したいということはわかりましたけれども、私は十四条三項にある「排出水を排出する者は、有害物質を含む汚水等(これを処理したものを含む。が)地下にしみ込むこととならないよう努めなければならない。」「こう書くのを、」「排出水を排出する者は、有害物質を含む汚水を地下にしみ込ませてはならない」とどうして書けなかったのでしょうか。そうむずかしいことじゃないでしょうか。これは当然でしょう。いかがですか。

○宮崎(一)政府委員 法律上の表現としてどう書くかという事は、これはそのほうの専門の法制局等の御意見できめていただいたわけでございまして、実問題として、ここに条項を設けまして罰則で担保をするということが、現段階ではそこまでのことがむずかしい、こういうことでございまして、ここに訓示規定という形にいたしましたわけでございます。その表現として「努めなければならない。」「というふうにいたしましたのは、その二項もそうでございますが、訓示規定であるというところでこういう書き方が妥当である、こういう御判断で私もそれに従っておるわけでございます。

○中村(重)委員 この第五条の「特定施設の設置の届出」というのは、いまたいへん災害を起すところの採石場を含みますか。

○宮崎(一)政府委員 特定施設は政令で定めるところになります。採石場はこれに入ることになると考えております。

○中村(重)委員 通産大臣にお尋ねいたしますが、政令で定める採石場はこれに入ることになります。ところがいま採石場は届け出制です。ただ火薬を使うときだけ火薬取締法によってその許可を受けなければならぬというだけなのだ。したがって採石場もどこにもできる。河川の川上につくって、そして土砂の防止施設も何も要らない。どんどんどんどん土砂が流れる、そしてその川がそれで埋まってしまつて、水があふれて水害を起すという事象がある。それから設備も不十分です。事故を起して、そして死亡事故なんというものがひんびんと起こつてきているのです。例の砂利採取法というのは許可制に実質上はなっているわけですね。その際、なぜにこの採石場に対しては届け出制というのを許可制にしないのか。具体的な事故の起こつた事例を私に引用して考え方をただしてまいりましたが、そういう趣旨に沿つて対処するといふお答えがあつた。ところが新開を見ても、御承知のように、最近、何か事故という事になると、採石場の事故といふものが、これはオーバーな表現かもしれませんが、一番多いぐらいに事故が多いんですよ。それで、今回の水質汚濁の法律案の中では、政令の中に特定施設として入れるんだということになっている。ところが採石場の中には、これは届け出制としてそのまゝになっているんですね。これは矛盾だと私は思うのです。これをこの後どうしようというふうにお考えになっていらっしゃるのか、ひとつこの際はきつりしておいていただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 採石場の特定施設はこれに含まれるわけであります。水との関係ではSSといふのだそうでございますが、おそらくサスペンデッドソリッドと言ふと思ひます。懸濁物質といふのだそうでございますが、そういうものとの関係でございますから、この特定施設に入れて、それで届け出をさせる、こういうふうな考えております。

○中村(重)委員 これはわかるんです。それはもう、特定施設として政令でこの中に入れることは、私はよろしいと思ひます。そうならなければならぬと思ひます。ところが採石場に対して、それをいまのように届け出制にするのか、これは許可制に改めるのか、その点いかがですか。

○宮澤國務大臣 これは、ほかのことにつきましても申せるわけでございますが、その点は届け出制をもつて足りると思ひます。

○中村(重)委員 どうも私は、前に私がお尋ねをしたときと——その当時官澤通産大臣じゃなかったのですが、後退をいたしましたの答えでは非常に問題だと思ひます。あらためてこの点は見解をお尋ねしておきたいと思ひます。

この都道府県が特別地域に對し排出基準を上をせする場合、基準の限度を示すのかどうか。この点に對しては昨日も、同僚中谷議員からであつたと思ひますが、お尋ねがしてありまして、それに対する佐藤大臣のお答えは出たようでありますけれども、中谷委員が昨日指摘をいたしましたのは、高度の生産技術ですね。この場合に上限をきめるのかというお尋ねに對するお答えであつたと思ひますが、経済的コストによる見解をきめるのかどうかという問題であると私は思ふのです。高度な技術を——まあ二年先、三年先というものは、これが有効に働いていく程度、当然限度というものが引き上げられていなければならぬという形になつていこうかと思ふのですけれども、それまでは、実行性のない限度をきめるということでは、法律をつくつても實際動かないという形が出てまいりましようから、昨日の大臣のお答えはそれなりにわかるような気がいたしますが、企業は、できるだけこの限度を低くしてもらいたいという考え方があつたことは間違ひございません。そこで、この経済的コストによる上限というものをきめるということに對して、経済企画庁としては、これをどの程度チェックしようとしているのか。これをチェックすることはないということをお尋ねに對するお答えが、いかがでしょうか。

○佐藤(一)國務大臣 経済企画庁としては、特別にこれを制約しチェックしようとする気持ちはございません。

○中村(重)委員 ところが、昨日、中谷委員の質問に對しては、実行性のないようなものに対してはこれを認めることはできないという意味の、ある程度チェックしなければならぬという意味のお答えがあつたんでございせんか。

いました。いま中村さんから御指摘を受けまして、私も初めて気がついたのでありますが、このことに関連してあったのかと思つたのですが、このことと関連してチェックする、こういう気持ちで答えたことは私は一度もございません。あのときにも議論はもっと一般的なものの考え方であつたように、私、了解しております。具体的に知事がきめたところのその基準というものをチェックする、こういうことはしないつもりであります。

○中村(重)委員 そうなつてくると、上限を政令で定めるといふことはありませんか。

○佐藤(一)国務大臣 政令で定めませんことは、この前も御説明しましたように、環境基準と適合していることとか、測定方法を同一にしてもらわないうと、シビルミニマムと上の基準が別々の測定方法で定められているのでは困るという意味において、そういう基礎的な条件を政令で定めませんけれども、個々のものを制約する、こういう考えはあります。

○中村(重)委員 そうなつてくると、三条五項によるところの上の基準を「企画庁長官及び関係都道府県知事に通知しなければならない」というふうに書いてあるわけですが、上のせを定めるときですから、その事前なんですよ。そうなつてくると、事前に対して、経済企画庁長官、それと関係ある都道府県知事に通知をするということ、その段階において意見というものが述べられるというところは予想されるというふうに私は思うのでございますが、この条文のこの五項というのはどういう考え方で入れられたのでしょうか。

○佐藤(一)国務大臣 これにつきましては、一方においていわゆる地方的な立場というか、それに對して全体的にも中央の政府のほうで指導を強めて、そして束縛のないようにすべきではないかという議論も一ぱいあつたわけですね。しかしわれわれは、そういう議論に對しても、個々のものについてあまりわれわれが干渉する気はない。ただ、たとえば大きな木曾川なら木曾川のように、数府県にまたがる河川がある、そういうような

ことで、従来からわれわれの経験に徴しますと、そういうものを県際河川と称しておりますが、県際河川のようなもののごとき場合において、どうしても県同士でもって話がつかない、そういうようなことでもって調整を要するような問題も起こつてまいることがある。そういうようなことも頭にに入れて、別にそうひんぱんにこれを行なうつもりもないのですけれども、まあ一応知っておく必要がある、こういった程度の意味であります。

○中村(重)委員 その点は理解ができました。次に、厚生省のお見えでしょうからお尋ねをいたしますが、川や水の水質を保全をするということ、この工場とか事業場からの排水の規制というだけでは達成できない。そこで、船からの有害物質の投棄を規制する、あるいは家庭排水は、下水道の整備あるいは終末処理というように形を行なうことによつて目的達成をはかつていくということになるかと思うのですが、そのために公害関係法案としてそれぞれ御提案になつていくようにございませうけれども、工場排水の規制で目的が達しないということと関連がございませうから、私はこの際にお尋ねをしておきたいわけですが、下水道五カ年計画というものがあつたから、下水道の計画というものがあつたに何つていうわけですが、この具体的な計画、それから普及率というものは、どのようにお考えになつていらつしやるのか、明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○石川説明員 お答えいたします。下水道の整備が非常におくれておりますことは、先生御指摘のとおりでございまして、現在でございまして、普及率は四十五年度末におきまして、市街地面積に對して二二・四前後というふうになつておる状況でございまして。御指摘のように、今後、下水道の整備を急がなければならぬというところで、現在われわれ、四十六年度を初年度といたしまして第三期の下水道整備五カ年計画を策定いたしまして、強力にはかつてまいりたい。その際、水質・環境基準に對するこのような形で下水

道の整備というものを重点に置いて整備してまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、流域別に総合的な下水道計画を立て、特に事業の施行にあたりましては、流域下水道を重点に置きまして下水道の整備をはかり、水質の保全に寄与するよう形での事業の推進をはかつてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。もちろん終末処理場は、現在、公共下水道の中で終末処理場がないものも公共下水道というふうにいわれておつたわけでございまして、現在、御提案いたしております下水道法の一部改正におきまして、公共下水道はすべて終末処理場を持つて、あるいは各市の公共下水道を受けまして、流域下水道でも一本にまとめて処理するといふような形の流域下水道という制度を、現在まで事実上は事業を実施しておるわけでございまして、法律的に整備するといふ形で現在御審議いただいております。

○中村(重)委員 ところが、終末処理をしても、汚泥の処理をどうするかという問題が起つてくるのではないかと申すのです。この点はどういうふうにお考えになつていらつしやるのか。

○石川説明員 汚泥につきましては、焼却処分、あるいは一部有害物質を持たないもの等につきましては、農業用の土壌というふうなことにいたして、お尋ねしますが、その他のものにつきましては廃棄するといふ形になつておるわけでございまして。

○中村(重)委員 その汚泥の処理というものが量が非常に多くなつてくると、ところが、なかなか埋め立て地などというふうなものはないということ、そこで乾式の処理方式というのがあるわけですね。この点はあまり日本ではまだ普及をしていないように思ふのですけれども、乾式処理方式といふことになつてくると、これはそれだけ廃棄物がずつと減つてくることになるわけですね。この点は検討していらつしやるのか。

○石川説明員 乾式の処理、つまり焼却する方法でございまして、これがやはり一番汚泥の処理としては適切な方法でございまして。現在そういう方

法をできるだけとるようになつておりますし、かなり実施いたしておる状況でございまして。

○中村(重)委員 乾式の処理方法というのは、これは廃棄物が少なくなることから好ましいことであることはわかる。ところが、重金属がこれに入つておると、これが大気の中に入つてくるという新たな公害を発生するということになつてまいりますか、その対策はいかようにお考えになつていらつしやるのか。

○石川説明員 下水道の中には、御指摘のとおり、一般の都市排水、家庭下水と、それから工業排水が同時に入つてくるわけでございまして、工業排水の中で、御指摘のような重金属類等につきましては、一定の基準を設けて、これ以上は入れないといふふうなことで除害施設を設けて、そういう基準以上の重金属類につきましては、物によりましては、全く入れないといふことで企業の側で処理する、こういうふうな除害施設によります除去を行なつておるわけでございまして。

〔橋口委員長代理退席、委員長着席〕
○中村(重)委員 湿式酸化法であるとか共同処理場についてもお尋ねしたいのですが、時間の関係がありますから省略いたします。家庭排水を下水処理するということになつてまいりまして、洗剤等の有害物というものは処理できないと私は思ふのです。これは何らかの規制措置を講じていかなければならぬと思ひますが、この点はどのようにお考えになつていらつしやるのか。

○石川説明員 洗剤につきましても、御指摘のように完全に処理できないということ、川に白いつけあわが立つといふふうなことが現在あるわけではございますが、これはできるだけソフトの洗剤にかつてまいりますと処理が非常にしやすいといふことで、現在、次第にソフトな方向に向かつておるといふことではございまして。われわれとしても、そういう希望をいたしておるわけでございまして。

○中村(重)委員 それが好きではないことはわかるのです。ですけれども、これを製造することを止め

ない限りは、私は規制ができないと思う。したがって、そうした下水処理によって処理できないようなもの、規制できないようなものは、メーカ一段階においてこれを規制するというところでなければならぬと思います。したがって、当然そのことは検討されなければならぬと思いますが、その点に対する対策はないのですか。

○石川説明員 洗剤でございますか、そのほかのもの——洗剤でも同様でございますけれども、毒物につきましては、先ほど申し上げました除害施設によって排除するわけでございます。問題は、洗剤の中でヘッドなものが多いと非常に川がよごれるといいますが、あわが立つというふうなことでございますので、現在でも七〇〇程度あるいはそれ以上、ソフトと申しますか、溶解しやすいものにかわっており、順次そういうふうな傾向にあるということでございます。

○中村(重)委員 どうもいまのお答えでは弱いと思う。やはりこの際、下水道五カ年計画というものを立てになり、それから終末処理というものをこれから当然強力に推し進めていくということになってまいりますと、どうしても洗剤等のメーカ一段階において規制ということを強力にやらなければいけないという感じがいたします。いまの答弁では、一応の考え方はわかりますけれども、なお不十分な感じがいたします。

しかし、これは時間の関係がありますから、あらためてお尋ねをすることにいたしますが、そこで、この下水処理と並行して水質汚濁の防止をするという点については、川や海底の汚泥の処理をどうするかということが重要な課題であろうと思う。私は端的に申し上げていただきたいと思いますならば、水質汚濁防止法の中には、川であるとか海のヘドロ、この処理というふうなもの、一体的なものとしてこの法律の規制の対象にならなければならぬという気がするわけです。ところが、行政官庁が違うというふうな点から、別の法律案が出されておるといふように思ふのです。ところが実際問題として、現に汚染されているものに対する

対策を強力に進めていがない限り、この公害をなくすることができないというところを、佐藤大臣は昨日来お答えになつていらつしやるわけです。私もそのとおりだと思ふのですが、具体的な例としてこの際お尋ねしておきたいと思ふのです。

洞海湾、それから長崎港。洞海湾は先般水質基準をおきめになったようにございますが、ヘドロをどうするかという問題。それから、まわりの工場等の規制措置というものが、やはり課題にならないわけにはいかないというように思ふわけです。それらの点に対してどのようにお考えになつていらつしやるのか、関連している問題でございまして、この際お答えを伺つておきたいと思ふのです。

○佐藤(一)國務大臣 確かにございまして、うに、これから出ますところの排水を規制するということも大事でありますけれども、現在相当の汚泥があるわけでございます。それで、そうした問題をどういうふうな処理するか、こういうことでございまして、結局これは、河川法等によるしゅんせつであるとか、あるいは埋立法によるところの埋め立てであるとか、あるいはまた河川法によるところのいわゆる浄化下水の流入であるとか、いろいろと公共事業の推進によりましてこれの処理をはかつていく、こういうことにならうと思ふます。それらについて特段の事業法というものをまだ持つてはおりませんけれども、所管がそのおの分かれておりますけれども、しかしこれらは、今後、水質行政をやつていく上において特段に推進をはからなければならぬ問題でございまして、いわゆる公共事業の推進の一部になるわけでありまして、建設省においても、最近におけるこうした方面の問題点を十分に考えまして、今後、公共事業の予算を編成いたしますときに、十分そうした対策を頭に入れて予算的に処理をしようとする、こういうことになつておるわけです。

○中村(重)委員 それでは、洞海湾の水質の基準、これはおきめになったわけでしょうから、それうすると、汚泥の処理、しゅんせつですね、それから地元との意見調整、まわりを取り巻いておる

ところの工場、事業場等の規制、そういうことをやることによって、魚が住める昔の海にかえる可能性があるのかどうか。これは総括的には大臣のお答えも伺いましようが、宮崎局長その他関係局長もお見えでございまして、具体的な問題でございまして、お答えを伺つておきたいと思ふます。

○宮崎(一)政府委員 洞海湾の水質汚濁の問題につきましては、今年の春ごろから非常に問題になりまして、調査をずっと実施いたしてまいつたわけでございまして、去る十月に水質基準並びに環境基準の成案を得まして、水質基準のほうは一応審議会を通して案がきまつております。こういう形で規制をやつてまいりますと、昭和五十年には環境基準としてきめたいと思つておりますが、かなり良好な状況に持つていく、一応こういうふうな考えられるわけでございまして、御承知のように、洞海湾の場合には、現在たまつておるヘドロが相当ございまして、これをどうするか、水質の規制だけではたして環境基準ができるかどうかというところになりますと、計算上の問題としては一応できるという結論が出ておるわけですが、あわせてヘドロの問題も考えていかなければならぬのではないかと、こういう点が若干問題が残つております。

そこで、本年度の国土総合開発事業調整費から一千万円の予算を出しまして、運輸省のほうにおいてこの水質汚濁の機構とヘドロの関係をいま説明をしていただいておりますわけでございます。この調査の結果が出ました段階で、何らかの対策事業としてやつていくかどうかということを含めたいと思つておりますが、一応環境基準のほうの決定の段階では、この汚泥のしゅんせつというものを留意事項として掲げておまして、できるならばそういうことをやるべきだ、こう考えておりますが、ただいま申しましたような調査の結果によつて、その辺の決着をつけたと思つておる次第でございまして。

○中村(重)委員 これは強力にやつてもらわなければならぬ。昔の魚が住める洞海湾の再現というところをやらなければならぬわけですから。それから、長崎港は水質汚濁、環境基準の指定がまだなされていなかった。ところが今度は一律指定をなさるわけですね。そこで今度は、特定地域への指定に長崎港は入つてまいらうというところになつてまいらうか。

それから水質基準については、相当前から検討されてもう構想がまとまつておつたと思ふのですが、これはひとつ具体的にお示しいただきたいと思ひます。

○宮崎(一)政府委員 長崎港の水質基準の問題につきましても、現在調査中でございますが、今年度内にはひとつ基準を設定いたしまして規制をやつてまいりたい、こういうふうな考えております。

○中村(重)委員 特定地域というものの中に入れようという考え方も、大体かたまつておるわけですね。

○宮崎(一)政府委員 今年度には基準をきめますものは、現在の水質保全法に基づくものでございまして、指定水域ということになるわけでございまして、新法に移りますと、これを経過規定で新法の基準に切りかえていく、こういうことになつておると思つております。

○中村(重)委員 昨日、宮崎局長は、許容限度内であつても被害があれば補償するとお答えになつたというふうに記憶するのですが、その補償というものは、国や地方公共団体がするということ意味なのかどうか、あるいは被害を与えた企業に補償させるといふ意味のお答えであつたのか、この点がはっきりしなかつたように思ふのです。また、補償するということになつてまいらうかと、その補償の基準というものをどのようにお考えになつていらつしやるのか。

○宮崎(一)政府委員 昨日お答えいたしましたのは、工場、事業場等から排水を出しまして、これが排水基準は一応守つておつても、それによつて被害が出たという場合にこの補償の問題がどうな

るか、こういうことでお答えをしたつもりでござい
ます。したがって、この場合においては工場、事業場等から出した排水によって被害が出た
ということが明確でありますれば、当然この事業
場等が補償しなければならぬ、こういうことで
あるとお答えをしたつもりであります。その場
合の補償の基準なり額は、それぞれの事情によ
って相互の相談によってきめられるものというこ
とに私は考えております。

○中村(重)委員 経済企画庁が示した基準、これ
は守っておった、ところが被害が出たのだ、それ
で工場、事業場に対してその被害の補償をしる
ということになってまいりますと、問題をかもし出
してくるような感じがしてなりません。いわゆる
無過失賠償責任追及というような問題等々が重要
視され、議論されておる点は、そこらあたりにあ
るのではないかと私は思います。しかし、いずれ
にあってにしても、国民が被害を受けたという事
実に変わりはありません。これは企業がしなければ
ならぬがやらなければならないということになっ
てまいりますが、両大臣、ただいま宮崎局長のお答
えになったことを御確認いただけますか。

○宮澤國務大臣 たとえば規制の基準は守った
が、一例として漁業補償というようなことはある
いは起り得ると考えられます。そういう場合に、
民事の問題としてはそうすることがあり得るの
ではないかと思ひます。

○中村(重)委員 佐藤長官、いま宮崎局長のお答
えになったことと通産大臣のお答えとは一致して
いません。漁業補償ということは起り得るかも
しれぬけれども、昨日、岡田委員がお尋ねいたし
ましたのは、これは地域住民に対する問題として
お尋ねしたわけですね。もちろんこれは、漁業者も
入ることは言うまでもありません。漁業者であ
ることも、あるいは一般市民であることも、被
害を受けたという点においては変わりはないわ
けでありますから、漁業者だけがいわゆる被害の
補償対象になり、一般地域住民がならないとい
うことは筋が通りません。したがって、国が水質基

準をきめたのでありますから、その水質基準はき
めなければ、全く工場、事業場側には過失とい
うものはないのだ、そこで、被害が発生したと
いうことになってまいりますと、この責任は工
場、事業場にやらせるのか。あるいは工場、事業
場にやらせない、やらせることができないとい
うような形になってまいりますと、当然これは国が
その責任を負わなければならない。そこで、国が
責任回避をしておった、たまたま工場、事業場相
手に損害賠償のいわゆる訴訟提起等がなされた、
その結果のいかんにかかわらず、あるいはいま
申し上げたように、要求者、提訴した側が敗れる
という結果が起こるかもしれません。しかし、そ
ういった場合であらうとも、当然、その基準は国
が示したわけでありまして、私は、最終的責任
というものは国が負わなければならない、そのよ
うに考えます。当然、宮崎局長お答えのとおり、
私は補償されなければならぬ、こう思ひますが、
長官いかがでございますか。

○佐藤(一)國務大臣 いろいろな議論がおことば
の中に含まれておると思ひますが、一ぺんに無過
失責任論に関係づけるとはなから思ひます。も
ちろん、その前提の前に、故意または過失の場合
を前提にして議論をしていいたいと思ひます。無過失
の問題はまだ片づいていないわけでしょう。

そこで、いまのお話の場合、いろいろあると思
ひます。宮崎局長が答弁しましたのは、まあ漁業補
償なんかを頭に置いてのようでありましたが、これ
は、ある意味においては社会的な補償といひます
か、社会問題になって、実問題として補償して
いる、こういうものも含めて答弁したんじゃない
かと思ひます。たとえ行政基準をきめたにいたし
ましても、現実の問題として、加害と被害との因
果関係が立証されたときに、民事上のいわゆる
損害賠償責任というものは当然にあるであら
う。これは法律の一般論からそういう解釈をして
の答弁であらうと思ひます。こころのところは、な
かなか複雑微妙なところでありますから、な
お、法務省もしくは法制局のような専門家に、ほ

んという答弁してもらはうほうがよろしいのではな
いかと私は考えます。

それからさらに、そうしたことによつて民事の
訴訟が起るような可能性のあります場合に、国
が一応の基準を設けておるのであるから、今度
は最終的には国が責任を負うべきであるという御
議論のようでありまして、これについては私は疑
問を持っております。おそらく、直接法律上の責
任を国がしようということ、普通の一般の理屈
から言うて出てこないんじゃないかと思つており
ます。まあ、ここいらのところ、いま御質問の趣
旨も多岐でありましたから、間違つてつかんでい
るかもしれませんが、なお法務省等の専門家にひ
つとお聞き願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 私は別に質問は多岐ではなかつ
たんですね。それで、別に私のほうから、法務省
その他の関係省に対する質問をすることもそれな
りに必要であるかもしれませんが、宮崎局長お答
えになったわけですから、そこで、経済企画庁と
通産省との間の見解が違つておれば、私は統一見
解をお出しいただくことが適当であるというよう
に考えます。

それから、宮崎局長が昨日お答えになったの
は、別に漁業者に限つておるとか、民事訴訟が起
こつた場合、当然それが補償すべしという判決が
下されるであらうということをお尋ねしてお答えに
なつたものであるとは、私は考えません。基準限
度内、許容限度内でも、被害があれば補償する、
このようにはつきりいまだお答えになつた。また、
私の重ねての先ほどの質問に対しても、同様のお
答えがあつたわけでありまして、これは当然そ
の被害を受けた者すべてを含むという形になつて
くるであらう、さように考えます。

私は意見として、質問が多岐にわたつたわけ
ではありませんが、質問の中に意見が入りまし
て……被害を受けた人が、国が補償してくれない
ので、やむを得ず企業相手に訴訟を提起するとい
うことがある。そしてその訴訟によつて、原告
いわゆる被害者が敗訴する、そういうことが万が

一あつたという場合であつても、最終責任は、国
が許容基準を定めたのだから、その定めた限度内
で被害が出たということであつて、それがいわゆ
る工場、事業場側には、故意もなければ過失もな
いのだというようなこと。無過失責任の追及とい
うものはまだ法制化してないという判断のもと
に、原告側が敗訴という決定がなされたというよ
うなことが万が一あつたとします場合、当然その
限度というものは国がきめたのだから、最終責任
は国が負うべきではないか、このように意見を含
めてお尋ねをしたわけであつたわけですね。すか
ら私が、いまお答えが違つておるから、それぞれ
の関係省にお尋ねをするということよりも、答弁
をした側が、これは違つておる、これはもっと関
係省と話し合ひをして統一見解を出さなければなら
ぬというふうに判断されるならば、統一見解を
お出しになる必要がある。いま答弁が食い違つて
おるわけでありまして、当然、統一見解を要求
をいたします。

○佐藤(一)國務大臣 その点はよく法務省とも相
談いたしましたので、御答弁申し上げたいと思ひま
す。

○中村(重)委員 最後に、中小企業対策について
お尋ねをいたします。
先ほど、中小企業に対する助成については、中
小企業庁長官からお答えがありましたけれども、中
小企業にこの際ひとつ考え方を聞かせたいだき
たいと思ひます。時間の関係がありますから私
から申し上げますが、公害問題によるところの転
廃業に対する援助措置をどのように考えるか。そ
れから事業転換に対してはどうなのか。これに対
しては、金融上の特別優遇措置であるとか、税制
上の特別優遇措置が当然考えられなければならない
と思ひますが、具体的な考えを聞きたい。それ
から廃業というものが起つてまいります。その
際に、土地、建物あるいは機器等の買い上げと
いうことをお考えになるかどうかという点。それ
から、中小企業公害防止資金の貸し付け制度とい
う中におきましては、貸し付け利率は無利子にす

る必要があるのではないかと私は考えます。それから、貸し付け率は要求一〇〇%、貸し付け期間は十五年ないし二十年、担保等に対しては当然無担保保険の対象ということで考えていかなければならないように思いますが、これらの問題に対して、具体的にひとつこの際お答えを伺っておきたいと思ひます。

○中橋説明員 中小企業者が、現在、問題になっております公害関係につきまして融資を得たいというところについて、いろいろたゞいま個別具体的にお話がございました。それらの点については、現在、中小企業庁その他、新しい法制のもとにおきまして、従来ありました中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等からの融資そのものを、一体どういふふうに拡充していったらいいかということを検討中でございます。

それで、いま具体的にお示しになりました、たとえば利率の問題でございますとか、期間の問題でございますとか、あるいは保険の問題でございますとか、他のいろいろな、そういう現在とておりますような制度と権衡をとりながら、どの程度までやるべきであるかということ、なお今後検討する時日をかしていただきたいのでございます。ただ、利率を非常に下げますというところは、現在もすでに中小公庫等におきまして、公害防止施設についての金利というものがかなり他のものと比べて安くしておりますので、お示しのようになりむずかしい問題ではないかと思つております。

それからなお、公害のために転廃を余儀なくされたものにつきまして一体どういふふうにするかというお尋ねでございますけれども、現在もすでに御承知のように、中小企業金融公庫におきましては、公害が非常にはなだしいために他の工業適地に移転をします場合に、特利でもって融資をするという道を講じておりますけれども、転廃そのものが、一体どういふような理由で行なわれたという認定が非常にむずかしいということも考え

ますと、転廃ということについて特別にそういうワダをつくりまして、あるいは特別の利率をもつて処理するというところ、これはまた非常にむずかしい問題ではなからうかと思ひますけれども、いづれにつきましても、全般的に今後の予算の問題としまして検討してまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 中小企業が非常に資金的に弱い立場にあるということは、御承知のとおりだろうと思ひます。金融引き締め等にも実は受けています。引き締めは緩和されたけれども、中小企業の金融難は解消されない。しかし公害問題というものは何ものにも優先してやらなければならぬ。ところが現実にはなかなかそれができがたい状況にある。してみると、この転廃業なんというところは当然起こってまいります。その場合は、炭鉱閉山等の場合における転廃業に対する金融その他の助成措置もあるわけですが、私はこの公害問題に對しては、より強い助成措置が講じられていなければならないであらう、こうあるべきだといふことを先ほど申し上げましたが、当然、土地、建物とか、あるいは機器の買い上げなどというところは、これは手厚くやってやらなければならないであらうし、税制上の優遇措置は言うまでもありません。それから、そういう転廃業しないところの中小企業に對しては、公害防止のための設備に對するところの貸し付け条件、あえて私は、無利子あるいは貸し付け率は一〇〇%、貸し付け期間は十五年、二十年というように具体的に申し上げましたが、中小企業は数も非常に多いわけでありまして、公害を出す率は非常に低いにいたしまして、数が多ければ、それが実は非常に大きい公害を全体として引き起こしてくることになる。これは当然、通産大臣としましては積極的にひとつ対策を講じられるように對処してもらわなければならぬと思ひますから、この際ひとつお考え方を伺つておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 一般的に公害のための支出というものは、そこから利益を直ちに生むという性格のものでございせんので、したがって、通常の投資事業のような返済能力というものが、すぐに生まれるというわけではございません。ことに中小企業の場合にそうでございますから、ただいまも大蔵省から御答弁がございましたが、御趣旨を体しまして折衝を續けてまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 これで終わりますが、最後に佐藤長官に考え方をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

昨日、本法案の審議にあたりまして、大臣は、この法律案の実施にあわせて、いままでよくされた水をどうしてきれいにするかという対策が並行して強力に進められていなければならない、熱意のある前向きな答弁であつたわけでありました。当然そうあらねばならぬと思ひます。しかしながら、具体的な対策といふことはどういふことが構想されておるのであらうか、聞きたいところはそこでありまして、これからであるとは申しながら、大臣がたしか、この水質汚濁の問題等々、その他公害対策について、テレビ等で考え方を明らかにされたのは、私は数カ月前であつたような感じもいたします。その際に、いま提案されておりますこの一律規制の問題等々も構想を明らかにされたわけでありまして、まあずいぶん前から検討されておつたのだといふことをうかがひ知ることができるといふわけでありまして、したがって、いろいろな諸対策につきましても具体的な構想といふものがあるであらう、私はこう思ひます。この際、ひとつ大臣からその点についていま一度構想を明らかにしていただきまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 御審議をいただきました今日の基本的な制度改正、これを突のあるように十分な運営をなしていくことが基本であります。もちろん、この法律一本で水がきれいになるわけではございません。そういう意味におきましては、廃棄物の処理法の運営あるいは海洋汚染法の実施、またいわゆる事業的なものといひまして

は、今回、下水道事業法の強化をはかりました。この下水道事業の推進その他、あるいは立地規制の推進、いろいろこの水質に直接間接に關連するものがたくさんございます。それからまた、過去の汚泥を処理するところの事業の推進、そういうようなことで各般の施策を総合的にやりまして、そうして初めてこの目的を達し得る、こういうふうにも私も考へておりますから、なお、法律ができたというだけのことではなく、今後、一般的にそうした総合政策といふものをわれわれが立案し、また注目してそれぞれの推進をはかつてまいりたい、こう考へております。

○八田委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時九分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。松尾信人君。

○松尾(信)委員 私は、この水質の保全といふことにつきましても、いままでにも法律がちゃんとあるわけでありまして、そして現在のように非常に汚濁されておるという問題、法律がなければいざ知らず、やはり厳然とそのような保全の法律がありまして、そして政府もしっかりとやっていくのだといふ、このようになっておるわけでありまして、けれども、その汚染といふものがますますひどくなりまして、生命に危険を及ぼす状態になっておる。これは一体どういふわけであるか、こういう素朴な疑問といふものを國民一同が持つておるわけでありまして、でありますから、結局、そのような現状といふものは、この法律の実施面、実行といふものにおかれて、なされていなかった、このように言えるのではないかと判断いたします。

まず、順序から申しますならば、水域の指定がなされ、その指定水域の水質基準が定められ、それからこの規制といふものが、水域の指定から水質保全のスタートが始まるわけでありまして

も、その指定というもののあとを振り返ってみれば、非常におくれております。四十五年は相当ビツチも早くなり成果もあげておるといふことは、一応評価はいたします。しかしながら、このように河川も魚介類が死滅する。そうしてヘドロで港湾の機能は停止しておる。人の生命の危険というものは統々と発生しておる。法の制定から十年以上の期間がたっておりするの、なぞもつと早く、これほど公害を店めないように、及ばさないように指定がでなかつたかどうかということにつきまして、まず企画庁長官に、おくれた点、そういうことにつきましてお尋ねしたい、こう思います。

○佐藤(二)國務大臣 たいだいま御指摘になった事態には、私いろいろな原因が積み重なっていると思ひます。水質保全という法律がせつかく三十三年にできたのでありますけれども、これを運用する精神というか、公害意識というものがやはり非常に立ちおくれとおつたという点が、基本的に背景にあると思ひます。同時にまた、十年以上前にできた法律でもございまして、やはり制度そのものにも非常に欠陥がある。その特に最大のものはやはり指定水域制度である。指定水域の制度というものは、御存じのように、いわゆるあと追いつ政といひますか、よごれたことが相当わかつて初めてその地域をあとか指定していく、こういうことでございまして。でありますから、どうしても汚濁を防ぐには十分でない点がある。そのほかにもいろいろあると思ひます。科学的、技術的なデータの不足とか、そういうようなものもいろいろございまして。が、やはりそうした制度的な不備というものが、現行法の法律の中に含まれておつた。そういう点を見のがすわけにはいかないと思ふのであります。

○松尾(信)委員 一応わかりますけれども、やはり何といひましても、基本法の中にも、事前調査をする、いろいろの測定計画等もしつかりしていただくということもありますれば、また水質保全法の中にもあるわけでありまして、あながち汚染

されたものを追及していくという姿勢ではないかといふ感じがした。現在は、確かにその点は認識も改まり、非常に困難な作業を一生懸命されておることはわかりますけれども、やはり事前調査という問題もありませんし、その点もやつていられつたのであります。われわれもかねがね政府にもいろいろの資料も差し上げ、早くそのような水質の保全について全力をあげていきなさい、このように主張しておるわけでありまして、いまおつしやつただけでは、ちよつと納得できかねる面があります。事前調査の面、そういうものについて、もう少し政府が真剣に取り組んでおつたならば、このような事態にならなかつたであらうと、このように思ふのでありますけれども、重ねてお答え願ひます。

○佐藤(一)國務大臣 確かに事前調査等が不十分であつたと思ひます。この事前調査が不十分という点も、やはり帰するところ、現在の制度があと追いつになつておる、よごれたその事態が指摘されてからやるというふうな制度になつておりました、やはり全面的に事前調査をするというふうな体制にすてになつておらなかつた。

御存じのように、いわゆる基本法によりまして、水質基準のもとになるところの環境基準、こういう制度ができたのもついで、三年前でございしますが、これなんかも、データが不足でありましたために、御存じのように、四十五年度に入りましてから初めて環境基準をつくる。もともと水質基準というものは環境基準というものに適合するようにつくられるものである、こういうことでありますから、いわば排水基準の基礎になるものも目標が十分でなかつた。そういうことで、これを全面的にできるだけ調査をする。もちろん、調査をするものにはスタッフにもいろいろ限界がございします。そういうことで、できるだけ急速にやつてはおりますけれども、まだ限界があることも、同時にやむを得ないことであつたわけであり

ます。今回は、制度の改正によって、それを今度は全

面的に全水域に当てる。それから御存じのようにな、業種につきましても、今日までの工場排水法というものが通産省の所管である点もありませんが、ほとんど製造業でございしました。ところが今日は、製造業以外の産業の比重が非常に増してあります。こういうような点においても、そもそも規制の対象が少なくなつておる。あるいは下水道の普及率が少しづつ高まつておりますけれども、これらの点にもさらに問題があつた。いろいろなものが重なつてこうなつてきて、ここへ来まして、こういうふうになくさんの法律も御審議願ひ、全面的に制度的な整備をはかる段階に来て今日に至つておる、こういうことだと私は思ふのであります。

○松尾(信)委員 基本法自体の、基本法に基づくいろいろな企画立案、そういうものも環境基準等おかれておる。それを受けて企画庁がやられる指定水域もおかれておる。それで通産省の工場排水の規制のほうもおかれていくわけでありまして、一連に言へば、やはり公害に取り組む政府の姿勢というものがきちつとしていなかった。これは私が指摘するまでもなく、十分反省されておると思ひますので、これ以上もう追及はいたしません。

次には、通産省の問題に入るわけでありまして指定水域をきめ、そして水質の基準を示す、あとは工場排水の規制によりまして通産省が実行していくわけでありまして、先ほど私、資料をかねがね要求しておりました、いただいたわけでありま

すけれども、工場排水法に基づく改善命令の件数、これは四十五年の十一月三十日、最後の日までの総累計でありますけれども、九十三件というものがあつております。この九十三件というものがつきまして、中を見ますと、真剣にやつているところは件数が非常にあつておる。東京都に例をとりますれば、通産局二十、東京都五十三というふうな、九十三のうち七十三は東京都の例であります。ところが、問題はありながらも、四国

す。北海道は、通産、道各一件、合計二件。このようなことでありまして、これは事例がないからというだけでなくて、やはりやる気があつたところが出てきておるんじゃないか。そういうのを前提にいたしまして、この改善命令が出ておるわけでありまして、どういふところからその改善命令の必要を感じ、発見し、原因を見つけて改訂命令をされたか、このことにつきまします

○柴崎政府委員 御説明申し上げます。

現在、工排法はすべての業種を地方公共団体に委任しておるわけですが、つい最近までは十一業種を国で持っておりまして。そのうち七業種が通産省の所管であつたわけでありまして。したがって、具体的な監督も、通産省の所管業種のうち、県で都道府県知事がやるものと、地方の通産局長がやるものと、二つに分かれておるわけですが、それぞれの業種につきまして、県と十分相談の上で、毎年国の予算に基づき、国のほうでも、県のほうにも委託費を配賦いたしまして、総点検的な点検をやつてきておるわけでございます。

その間の実績を申し上げますと、昭和四十四年度におきましては、約九百八十工場の立入り検査を実施したという実績が出ております。それから昭和四十五年度につきましては、やはり県と通産局両方でございまして、三千八百程度の工場を点検したという実績が出ておるわけでございます。が、こういう現場の立ち入りその他現場の点検に基づきまして、具体的に違反しておる事実を発見するケースが多いわけですが、中には、地元住民その他からの御連絡によりまして、それに基づいて現場を調べまして、確認をした上で改善命令を出すというふうな、いろいろのケースがあるわけでございます。

○松尾(信)委員 いまのお答えでは、いろいろの立ち入り検査もした。その件数もおつしやいましたけれども、その検査の結果はどのように把握されておるのか。その検査の結果では、水質基準を

越えるものも相当あったのではないか。われわれは実態調査の結果からそのように判断するのでありますけれども、そのような皆さんの工場の排水を突検検査されたということであれば、その結果は排水基準に比べてどうであったか、その点いかがですか。

○柴崎政府委員 ただいまの立ち入り検査に關します詳細なデータはたゞいま手元にございせんが、立ち入り検査をいたしまして、水質基準をオーバーしておる場合につきましても、性格的に見まして二種類ございまして、その場で運営方法あるいは管理方法、維持方法その他を相当綿密にやれば、オーバーしておったものは直ちに改善できるといふような場合には、そういう指導を強力にいたしまして直ちに改善させる。次のケースは、設備そのものに欠陥がございまして、その設備を改造するか、あるいは取りかえなければ水質基準が守れないというケースがあるわけでございまして、その場合には、具体的に期限を定めまして改善命令を出しまして、その施設を改善せよという手続をとっておるわけでございまして。後者に該当するものが、たゞいま先生の御指摘の九十三件でございまして、前者に該当するものは非常に数多くあったと思ひますが、たゞいま手元に詳細なデータを持ち合わせておりません。

○松尾(信)委員 では、いまの行政指導によりまして改めた分、そういうものも、私たちの比較対照のために、できましてさうでございまして、それから、ひとつお知らせください。

それから、いろいろ各地の指定水域についても聞きたいことが一ぱいあるわけでありますけれども、公明党といたしましては洞海湾の調査をいたしました。これは九月十四日でありまして、六十人の議員が参加いたしました。二班に分かれて広範な調査をいたしました。その中でも具体的に工場の排水に基準を越えるものもたくさん出ております。私が申し上げたいのは、公明党の調査の前に、すでに経企庁といたしまして、昨年六月から九月にかけて、二十二の工場につきまして七十五カ

所を調査されております。その結果だけでも非常に憂慮すべき、おそろべき結果が出ておるわけでありまして、その時点においてどのようにそれだけの工場に対して行政指導をなされ、どのように改善に対してやってこられたかということをお聞きいたします。

○宮崎(仁)政府委員 洞海湾につきましては、御指摘のとおり、本年に入りまして、水質基準設定のための調査を行なつてまいりましたわけでありまして。昨年以來行ないまして本年まとめたわけでありまして、この段階でその状況を、現地において水質審議会の洞海湾部会という形で部会を開きまして、そこで発表いたしましたと同時に、地元企業の方あるいは関係の方々にも御出席を願つて、いろいろと御意見も伺う、また調査の結果もお知らせするということをやつたわけでございまして。そして、これに対する対策としてどうやうしていくかということのいろいろ議論したわけでございしますが、ともかく現行法に基づく水質基準を早くきめろということで作業をいたしまして、本年十一月二十日にこの水質基準の設定を行なつております。

一方、環境基準につきましても同時に作業をいたしておりますが、昭和五十年までに、あの水域としてある程度望ましいと考へられる環境基準を設定すること、これも結論を得ております。

そこで、それを前提にしたいと思ひました。水質基準もきめたわけでございまして、問題は、この水質規制だけでははたしてこの環境基準が十分に達成できるかどうか、若干問題もあるようでございまして。特に、ヘドロの問題等がございまして、そういう点をさらに専門の方々で調査をする必要があるだろうということで、急遽、国土総合開発事業調整費から一千万円を支出いたしました。これは運輸省のほうに予算をつけたわけでございしますが、たゞいま申しました関係の調査を実施しておるわけでございまして。そして、これによつて、必要があれば、たとえばヘドロのしゅん

せつの事業というやうなこともやらなければならぬと考へておるわけでございまして。

一方、企業に對しては、たゞいま申しましたやうなことで基準の設定をいたしましたから、これに基づいて規制が行なわれるわけでございしますが、これは企業の業態あるいは施設改善の必要等から見まして、若干猶予期間を置いてあるものもございまして。原則的には六カ月くらいは猶予でございまして、非常に大規模な設備を要するものにつきましては、もう少し長期のものもございまして。そういう形で規制が行なわれる。それ以外のものは、調査の結果を待ちまして、必要があればこれを突検しなければならぬと思つておる次第でございまして。

○松尾(信)委員 いまのお答えでありますけれども、よその指定水域に定められておる基準よりも明らかに何倍というやうなものが排出されておるわけでありまして。昨年の六月――九月にわたつての調査もあるわけでありまして、その結果はあなたのほうでもあるわけでありまして、何れも、そこを指定水域となし、その水質基準をきめてやらぬ、もうわかつております。あれだけ死の海、洞海湾といわれておる。場所はおわかつておるわけでありまして、そのやうな緩慢なる方法ではなく、すみやかにそういうものは処理していきましょと云ふ。まあ水質審議会のほうもありませんといへない。まあ水質基準をきめておる、調査の段階においてまず行政指導といふものをきつちりして、やがてそこには改善命令といふものがどんどん出ていくわけでありまして、企業にもそのやうな決心を固めさせておくといふのがあなたの方のとるべき基本的な態度ではないでしょうか。どうですか。

○柴崎政府委員 まことに先生御指摘のとおりでございまして、われわれもさういった気持ちでやつてまいつておるわけでございしますが、具体的に調査が始まりましたのが去年の六月からでございまして。最終的な結果が出ましたのが去年の十

二月でございまして。その段階におきまして、問題工場が大体十三工場あったと思ひます。特にその十三工場のうち六工場は、シアン関係が非常に高いといふことで特に問題になつたわけでございしますが、この事実がはつきりした段階から直ちに企業の指導に移りまして、特にシアン関係の六工場につきましては、再三通産局にも招致し、通産局の職員も現場に派遣いたしました。とにかくこの排水をいま一般の指定地域で適用されておる基準まで下げなさいといふことで指導いたしましたわけでございまして、今年の八月に現場に立ち入りまして、具体的な調査をいたしました結果、少なくともシアン関係につきましては、すべての工場が応急措置をとりまして、一般の基準内の数値におさまつておるといふことを確認したわけでございまして。それからシアン以外のCODにつきましては、これは基本的に設備の改善その他をいたしまして、なかなか下がらない性格のものでございまして、十一月に告示されました水質基準に基づきまして、目下、各企業とも設備の改善その他に努力しておる最中ではございまして、しかし、その過程の期間におきまして、応急措置でCODを下げる方法があればできるだけの努力をするように、目下これも強力に指導中ではございまして。

○松尾(信)委員 こしは八月の立ち入り検査とおっしゃいますけれども、もう去年の六月――九月のあたりで出てきておるわけですよ。そして大体、十二月とおっしゃいましたけれども、あなたのほうではそのやうな結果というものはわかつておるわけですよ。でありますから、八月じやなくて、そういう段階においても回答はわかつているんですから、やがてそこには規制が行なわれていくわけでありまして。私は、なぜこんなことをくどくど言ふかといへば、先ほど企画庁長官にも申しましたとおり、法律はありましても、公害の予防、公害の防止といふものができなかったといふ事実をはつきりさせていきたい。それは、どうしてそのやうになつたのかといふことでありまして、これは政府の意

それと今後の問題でありますけれども、私は、そこに重点を置いてこのようなことを質問しておるわけでありますから、この後ともに、政府はいまのような答えじやなくて、やはり事前調査をして、その結果に基づいていろいろ早急の手を打つ。今度の新法ができればいいというわけのものではありません。やがてこれは政令の制定がなされ、また都道府県に委任されて、そこでまたいろいろの手順がなされて、実際には新法の適用ということになるわけでありますから、うんとこれは半年、一年以上おくれしていくわけであります。そ

○松尾(信)委員 次は、この監視体制の確立という問題でございます。いまも申し上げましたとおり、この法というものは、いかに実行するか。実施面というものが、やはり一番大事であろうと、思うのであります。今回は、そういう意味におきましては、都道府県に大体の権限が委譲されております。都道府県がどのように実行していくか、そういう点が非常に今後問題となってくるわけでありますけれども、この都道府県の能力、監視体制が弱体でありますれば、いままで私が質問したとおり、に実効がありません。公害防除というものは、一に今後は、この都道府県の監視体制がどうかということにかかっているわけでありますけれども、

経済企画庁並びに通産省予算の中で、地方公営団体に對してどのくらい予算を見ておるか。四十五年はどうか、四十六年はそれをどのくらいに見

今度はたてまえが變つて、都道府県にやつていただくわけですが、まず水質監視、測定の調査に つきましては、四十五年度は委託費として千八百万円でございますが、四十六年度は、要求といたしまして一億八千六百万、事業費にいたしますとの倍額の三億七千万程度をやつていただく。相当大幅な事業量の増加になります。それから、水質調査のはうの補助金といたしましては、四十五年度は九百二十八万円でございますが、これに対して四十六年度一億一千五百万円程度の要求をいたしております。

千七百万円の内訳を原子吸光器等の分析機器に切りかえまして、その三分の一補助というようになるとで大蔵省にお願ひしておるわけでございます。

○松尾(信)委員 内容はただいま聞いたわけでありますけれども、先ほど長官がおっしゃったとおおり、製造業のみならず全産業の事業者に対して拡大大強化して規制していくわけで、対象も広がっております。また都道府県としては、そのようなことに伴いまして、いろいろの工場に対して、個別に立ち入り検査をしたり、排水口の調査をしたたりしてあります。

いますけれども、ちょっと話はこまかくなりますけれども、この助成措置といまして、公害防止事業団、この事業の拡充がございますけれども

も、この公害防止事業団の事業の中で、工場排水関係にどのくらい金を使っておったか、どのくらい計画があるか、これはわかりますか。

○柴崎政府委員 詳細に整理したデータはございませんが、ただいま手元にございませんので、整理次第御提出したいと思ひます。

○松尾(信)委員 この事業団でございませうけれども、連帯保証その他のことがありまして規制が非常にきびしい。これはもつぱら中小企業に關することでありませうけれども、実現できない、または申し出ておりましたそのグループからはずされ、というような実態があります。でありますから、そのようなきびし過ぎるという面につきましてはよく見てください。今後ともそういうところをよき注意していきまさんと、やる気があつても資金面でできない、こういうことであります。

それから、公害防止の機器のリースの問題でありますけれども、公害防止の機器のリースというものはいつから始められたのか。そしてこのようになりする機械をつくる工場等を、どのように指導されておるか。今後、工場排水につきましてリース制度というものをどのように盛んに活用されていくであろうか、こういう見通しについて聞きたいと思ひます。

○柴崎政府委員 リース制度が始まりましたのは昭和四十五年、すなわち今年度からでございます。今年度の資金源といたしましては二十億を用意したわけでございますが、現在、リース制度に乗っておりますリース会社が三社ないし四社ございまして、そのリース会社を通じて、主として、集じん機等の設置が比較的容易で、かつ相当広範囲に需要のあるものというところに重点を置いて運用しておるわけでございますが、現在の段階では、この二十億の金額を相当消化いたしまして、現時点で幾らくらいであるか、ただいま直ちに調べまして御報告申し上げたいと思ひます。

四十六年度につきましては、現在の需要の状況からいって、おそらく二倍以上の資金が要るで

あろうというところで、四十四億円計上いたしました。大蔵省にお願ひしておるところでございます。対象は主として中小企業でございますが、機械の用意あるいは設置その他、すべてこのリース会社でやっていたらというために、非常に簡便で、かつすぐに間に合うという利点がよく評価されて、今後ともこのリース制度に期待する中小企業は相当の数のほのぼのではないか、かように考えております。

○松尾(信)委員 私は、あとで中小企業の問題はお尋ねしようと思つておつたのでありますけれども、このリースがもつぱら中小企業のように活用されていくという答えがいまありました。これは四十五年度から新設されたのだ、こういうことでありますので、一応これは了承いたします。それから、もう一つ聞きたいのは、特定の公害防止施設の設置に対する助成というものがあつて、開銀融資が百億円新たに要求されるようございませうけれども、これは内容は何でもございませうか。

○柴崎政府委員 百億円の内容は、業種といたしましては、鉄鋼、石油精製、石油化学、あるいは紙パルプという、いわゆる公害型産業を対象にしております。

開銀にワタを設けて要求しておる趣旨は、御趣旨のように、公害防止事業団におきましては、昭和四十年以前に設置された工場の公害防止機器だけが大手企業については融資対象になつておりまして、それ以後に設置されました工場の防止機器は対象になつていないわけでございます。したがつて、現在、基準その他を相当強力に締めておられますし、特に排水関係は、いろいろ指定地域も急激に増加しておるという全般的な情勢に対応いたしまして、こういう公害型企業の公害防止機器に対する設備投資も大幅に進んでおるわけでございませうが、特に四十六年度からは、現在の制度では若干ブランクになつております。その部分を埋めまして、大幅に公害型産業の公害防止機器の設置を促進したい、かように考えて

要求している次第でございます。

○松尾(信)委員 私がここで申し上げたいのは、鉄鋼とか電力等の基幹産業みたいなものに、なぜこのような予算を組まなくちゃできないのか、どうしてこのように融資を特別にやらなければいけないのかという問題が一点です。

そして、いま申し上げませうけれども、非常に中小企業の倒産がきびしくなつております。それは金融上の規制もありません。その見通しとしては非常に暗い。倒産も今後とも非常にふえてまいりますし、公害防止でつづれた中小企業はたくさんございませう。でありますから、大企業よりもそういうところに重点を置いてやるべきではないか。またやるべきである。それで片方のほうも、四十五年度からリースもやりましたけれども、まだ検討はなさつていない。これはおくれしておりますけれども、そういうところをうんと促進して、うんとそういうところに金を回して、そして中小企業が非常に倒れかけておる、金にも困つておる、公害の防除には手も足も出ないというところをこそ、そういうものを回していくのが至当ではないか、こういう立場で聞いておるわけであります。

○柴崎政府委員 先生御指摘のような方向は、財政投融資の要求全般の中には、われわれとしては十分織り込んだつもりでありまして、一例を申し上げますと、公害防止事業団につきましては、造成事業と貸し付け事業に分かれるわけでございませう。造成事業はほとんどすべてが中小企業対象でございますが、契約ベースで本年度百二十億を来年度は二百億に増加して要求しております。それから、貸し付け事業の金額は九十億を四百二十億に増加して要求しておるわけでございませうが、貸し付け事業の中の二割ないし三割は中小企業向けという考え方でございませう。

それでリース制度につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、中小企業金融公庫につきましては、今年度の公害ワタ十五億に對しまして来年度の要求額は五十五億になつております。国民

金融公庫につきましては、五億を二十億に増加しておるというところで、全体といたしましては、やはり中小企業の実態をとりまわして、できるだけこれに潤沢な資金を供給する体制をとりたいと考えておる次第でございます。

○松尾(信)委員 いま百億のほうの考えはなかったものでありますけれども、それは、やはり鉄鋼等に対するものは、どうしても組まなくちゃできませんか。

○柴崎政府委員 最近の調査によりますと、いわゆる公害型産業の設備投資の中に含まれております公害防止投資の割合は大体八割程度になつておるわけでございませうが、たとえば鉄鋼業で年間三千億の投資があるとする、二百四十億というものが公害防止のための投資になつてまいるわけでございまして、公害防止投資が、直接、生産性の向上とかあるいは生産力の増強とかに役に立たない性格のものであることは、御承知のとおりでございます。いま、一方におきましてわれわれは、こういった公害型産業に對しましては非常に強い指導行政を展開しております。むしろ公害防止投資を促進すべく最大限の努力をしておる最中でございませうので、これを裏づける資金というものは何らかの形で用意したいと考えておる次第でございます。

○松尾(信)委員 これは非常に私は考えるべき点だと思ひます。いまのお答えでは納得できません。ひとつよく再検討をしていただきたい、こう思ふのであります。

それから、従業者等の公害防止体制の問題でございませうけれども、企業の方の責任者、管理者というものを國家試験をしていこう、このようないいことじやないかと思ひます。なお、公害防止担当者養成機関の設立とありますけれども、これは一体どういふことか。これは、公害防止のためには大学でもつくつて、そして企業の方にも、都道府県または行政官庁のそのような責任者を、非常に質の向上のためにやつていこう、その構想

があれば、簡単でけっこうですから、おっしゃってください。

○築崎政府委員 企業内の公害防止の管理体制につきましても、現在、産業構造審議会の中の公害防止体制小委員会というところで近く結論を得る段階までまいりました。その答申に従いましてこれから行政を展開していきたくと考えておるわけでございますが、基本的な考え方の中に、企業内の組織をいたしまして、公害防止のための強力な組織をつくり、その中の統括的なポジションをはっきりきめまして、さらにその下に公害管理者あるいは公害技術者というようなものを設けまして、企業内の体制を面目を一新する必要があるというように内容が盛り込まれることになるかと思っておりますが、その答申の線に従いまして今後努力してまいりたいと思っております。

公害防止大学という点につきましては、本年度の予算におきまして、その設立の可否につきましているところでございますが、その調査費を要求したという段階でございますが、その調査費がつきまして、その調査の結果、必要があるということになれば、相当高度な形の教育機関というものをつくりたいと考えております。対象といたしましては、企業の中堅技術者、それから地方公共団体の中堅技術者、そういったものをねらっておるわけでございます。

○松尾(信)委員 いまの答えはなかなかいい。そのように面につかり力を入れまして、この公害排除というか、防除の体制を固めていきたい。しっかりとがんばってください。

それから今度は、中小企業庁の関係でございますけれども、いろいろ苦労されておるわけですが、いろいろあなただけでも、公害防止機器の開発に委託制度を設けるという考えがあるようでありまして、それを簡単に承りたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたリースの問題ですけれども、このリースの問題につきましては、中小企業庁においてどのように今後しっかりやっていくこととなるか、

二つの点について伺いたします。

○吉光政府委員 最初に技術開発の関係でございますけれども、技術開発の援助方策といたしまして二つのことを考えておるわけでございます。特に中小企業関係の技術につきましても、地方の公設試験研究機関に付随するところの技術研究開発費の補助をやっておるわけでございますけれども、やはり公害問題の解決には、それぞれの地方の公設試験研究機関の御協力を要請しなければならぬ点に非常にあるわけでございます。性格上、それぞれの地域に関連した問題が多ございまして、そういう意味で、地方の試験研究機関に付随する技術開発の中心を、公害防止技術の開発というところに重点を置きまして予算援助を続けたいと考えております。

それから、いま御指摘ございました委託研究の関係でございますが、これは実は通産省の工業技術院のほうで予算要求をいたしておるわけでございますけれども、この内容は、そこで開発された技術の使用者が、中堅企業あるいは中小企業、中小企業向け技術の開発につきましても、現にある工場で研究開発が進んでおるといたします。その進んでおります会社を選びまして、それに対して研究を委託して開発を促進してまいり、その成果を、中堅企業あるいは中小企業に譲渡して受ける、こういう制度でございます。そのための委託費を準備いたしておるわけでございます。

それから次に、リースのほうの関係の御指摘がございました。確かにリースの制度でございますが、特に中小企業にとりましては、一時に金を借りて、それを償還してまいるという方式のほかに、やはり月賦払いと申しましようか、そういう方式で機械設備を早く設置するということが必要であらうと思っております。積極的にこのリース制度を活用することを検討いたしておるところでございます。

なお、同じような制度が実はあるわけでございますが、これは現在御承知の機械貸与制度というものがございまして、これも実はリースと同じような

制度でございます。この機械貸与制度の貸与の対象の中に公害防止機器もぜひ加えて、リース制度と同じように中小企業者の利用しやすい形態の制度を創設したいと考えております。

○松尾(信)委員 いま、貸与の問題が、リースとともに、ひとつその前に貸与制度、これを確立してください。

次は、いま申し上げましたとおり、そのように一般予算につきましては、またいろいろ融資の面につきましても必要でございますが、特に、都道府県に對する基本法にいう財政措置、これはもう、すべての法律がらうに運用されるかどうかというところは、一にここにかかっている。このような観点から、まず自治省に對して聞くわけでありまして、交付税の確保の問題、交付税というものは絶対確保しなくちゃならぬ、こういうのが第一でございます。

次は起債ワックでございますけれども、四十五年度の起債ワック、四十六年度のワック、こういうものについてどのように地方公共団体に考えておられるか。簡単にいいですけれども、お答え願いたい。

○石見説明員 お答え申し上げます。

お示しのように、公害防止事業の執行に必要といたします経費、あるいはまた公害に關する地方公共団体の事務の処理に要する経費につきましても、現行の国庫補助、あるいは負担金制度の充実ないしは強化ということが、もとより必要であらうと考えておるわけでございますけれども、これに伴います地方負担につきましても、各地方団体の実態に即しまして、それぞれの財政状況にも応じまして、地方債あるいは地方交付税によりまして、事業の円滑な実施が確保できますように十分措置してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、本年度の起債の中で公害関係の起債ワックといたしましては、現在、四十五年度で約八百八十九億円ということに相なっておりますが、現在大蔵省のほうに提出いたしております昭和四十六

年度の地方債計画案では、この額を約五割あまり伸ばしまして、千四百五十億円の要求をいたしておる次第でございます。

○松尾(信)委員 大蔵省にお聞きしますけれども、いまのように、国の公害関係官庁におきましては、一般予算にも大いに努力はしております。また、起債ワック等についてもいま自治省の御答へのとおりでございますけれども、大蔵省としまして、もう結局最後のかぎを握るのはまた大蔵省に戻ってくるわけでありまして、この各省庁から提出されておる予算、財投も含めまして、また地方交付税起債ワック等につきましてもどのような考えでいまおられるか、どのようにされるかというところを、はっきりと答えていただきたいと思っております。

○徳田説明員 お答えいたします。

産業公害問題は、非常に深刻な社会問題となっておりますので、今日、各企業が公害防止対策に万全を期することは、非常に大切なことはお示しのとおりでございます。特に、先ほど御指摘もございましたように、中小企業につきましても、資金調達力あるいは技術開発力等につきましても、大企業に對しまして不利な条件にあるという問題があるわけでございます。これらの点を勘案いたしまして、現在、政府におきましてはすでに各般の措置がとられておるわけでございますけれども、今後におきましてもなお一そう、特に来年度の予算につきましても十分この点を配慮してまいりたい、このように考えております。

○松尾(信)委員 じゃ大蔵省としては、各関係省庁の要求に對しまして、これは日本の公害を排除するという面においてしっかりと努力してもらいたいと思っております。

最後に、これは公害対策本部の問題になるかもしれませんが、これは基本法第十六条の關係でございます。これは「知識の普及等」という規定があるわけでございますけれども、諸外国におきましては、公

害の実態というものをほとんど国民に知らせておきます。わかりやすく、また色刷り等で、企業にも逐次注意を喚起しておる次第でございますけれども、わが国はこの点が非常に不足している。何も知らずに公害が起これば、いつの間にか自分の生命にも危害を及ぼしている。いざつづき置きに置かれておるというのが実態でございます。でありますから、政府の事前調査の結果等は、やはり国民にも教えて注意を喚起する。また先ほど申し上げましたとおり、企業者にも早くその実態を告げて行政指導をし、またどんな現実的にそれを改善していく、このような方法がなされないと、国民あてての公害防除というものはならぬのじゃないか。いま政府がそういうものをあまり教えない。何か資料も出さないという傾向では相ならない。このように、政府の基本姿勢に対して、非常に私は残念に思っております。でありますから、この基本法第十六条に基づきまして、政府は今後どのように国民と企業に対して知識を普及していくか。公害の認識を深めて、国民も企業もあてて公害防除に対しまして真剣に取り組む、このような姿勢をつくっていかないと、その総仕上げというものはならぬのじゃないかと思うのですけれども、長官、いかがです。

○佐藤(一)国務大臣 確かに、この公害問題の立ちおくれには、いま御指摘のような点もあったわけですが。そういう意味で、御存じのように、三年ばかり前にできました基本法の規定に基づきまして、公害白書というものを政府が出すようになりまして、またその他、いわゆる消費者保護基本法に基づきいわゆる国民生活白書、こういうようなところにおいても公害問題の指摘を怠らないようにし、経済白書等においてもそういうことをやっております。それから、そのほか最近においては、テレビをはじめ、政府の予算を使ってできるだけのことを講じつづけていますけれども、しかし、御指摘の点は今後ますます重要性を増して

るわけですから、この方面の施策をさらに充実していく、この必要は私も大いに感じております。そのつもりでやっておりますと思っております。

○松尾(信)委員 いま白書の問題が出ましたけれども、非常にかたいのです。でありますから、色刷りだとか、わかりやすく、そうしてだれにもそれをやるというふうな、そのようなものを出されていかないと、徹底しない。企業の方にもどんどん注意を喚起する、事前調査も発表する、お互いにわかって、そうしてともに公害を防いでいく、このような体制をしっかりとつくり上げていくようにとめてもらいたい。これを申し上げまして、私の質問を終わります。

○八田委員 最初、法案の各条文について、多少疑義の解釈についてお伺いしたいと思います。まず、第一条のカッコの中ですが、「水質以外の水の状態が悪化する」とは一体どういうことをいうのか。

○宮崎(一)政府委員 ここに「水質以外の水の状態が悪化する」ということに予定いたしました。お尋ねするのは、いわゆる熱によります温度差の問題、熱汚染の問題といいますが、発電所の排水等の問題がござります。その問題と、それから水の色、この二つをいま予定いたしましたわけでございます。

○西田委員 「水質以外の水の状態」というのは熱と色だけですか。「第三条第一項に規定する排出基準のうち有害物質に係る排出基準」ということで、シアンはクロームまで幾つか物質があげられておりますが、この中に、水には当然臭気というものが出てくると思うのですけれども、臭気を発する物質、そういうものに対する規制というものをなさる用意があるかどうか、それも含むのかどうか。

○宮崎(一)政府委員 現在、水質保全法によって規制いたしております項目、特に生活環境項目等につきましては、たとえば、SSあるいはBOD

というような規制をいたしますと、悪臭がなくなるという結果をもたらしますが、しかし、特に臭いそのものを防止するという形で、このままでは考えておられないわけでございます。この点については問題ではないわけですが、この点については、悪臭防止法という別途の法律を現在検討中というふうな伺っておりますが、そういう形で処理される、こういうふうな考えでおります。

○西田委員 そうすると、検討というよりも、連合審査のほうで質問した中では、山中総務長官から、臭気の防止法案もできてはいるんだ、できてはいるんだけれども、国会が受けつけてくれないから出さないんだ、こういう答弁がなかったわけですか。そうしますと、いまの答弁と若干食い違っております。悪臭防止法の中には、そういう悪臭を放つ発生源となる物質等についてはもうすでに調べ済みだ、そして、そうしたものを十分検出できるだけの技術が開発されておる、こういうことであつたわけですが、そういうことであるとするなら、水のほうも当然その関係が出てくると思うのですが、いかがですか。

○宮崎(一)政府委員 悪臭防止法に基づきまして、厚生省と公害対策本部のほうで作業いたしておりますが、私、残念ながら、どうも内容のものがままだと考えておるのか、ちょっと承知いたしておりますので、御答弁をごかんべん願いたいと思っております。

○西田委員 これは、生活環境ということになりますと非常に重要な問題で、どぶのにおいであるとか、あるいはいろいろな施設から流出される水の中にやはり臭気があるわけでありまして、ですから、知らないということではちょっと困るし、知らない方に質問をしてもいけないので、できましたら、そうしたもののについての資料を御提出をいただきたいと思います。

○佐藤(一)国務大臣 いま答弁が不十分でございますが、対策本部において検討しているという長官の答弁が正しいと思っておりますが、ただ、その内容

をいま御説明する用意がないようでございます。いま公害対策本部の部員がおりますが、ちょっと席をはずしておりますので、後刻来ましたら答弁いたします。

○西田委員 それじゃ、後刻御答弁をいただくことにしまして、次に、第二条の「この法律において『特定施設』とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。」、こうなっておりますが、こうしますものを、一号と二号があるわけですが、こうしたものを排出するのは特定工場あるいは事業場ということになるわけでありまして、それ以外に、水質以外の水の状態を汚染するということになりまして、一次産業といわれる農業等からの排水、あるいは三次産業といわれるサービス業等から排出される排水、さらには病院の排水も、相当汚染の原因になるのではなからうかと思つて、こういう事業場等については政令で定められる中に入るかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○宮崎(一)政府委員 およその法律に書いてござりますように、「汚水又は廃液を排出する」というような工場、事業場であつて、それによってこの法律の目的としております国民の健康なり生活環境の保全という面に影響のあるような施設は、これはひとつ広く特定施設として指定してまいりたいと思っております。

病院そのものを具体的にどうするかということ、は、私まだそこまでの詰めた話を聞いておりませんけれども、問題があれば当然入れていくということであると思っております。

○西田委員 結局、病院を入れるかどうか、あるいは一次産業等がどうなるか、あるいは三次産業のサービス業等の大量に水を使うところの排水というものが、結局「生活環境に係る被害を生ずる程度」という中に含まれるというふうな解釈をして、当然、政令の中には、そういうものを検討して入れらるべきだというふうに私は思うのですが、その点いかがお考えになりますか。

○宮崎(仁)政府委員 お説のとおりやってみようかと考えております。

○西田委員 それと関連をしまして、最近、家庭排水が、有害物質ではないけれども、いろいろと水を汚染するというよりも濁すほうの役割りを果たしておるといふに報道もされておりますし、聞いてもおそれがあります。そういう意味で、家庭排水等については今後どういふふうにしていかれるつもりなのか。ここでは規制はなされていらない。規制外になるわけですが、これは重要な問題だと思ふのです。後は下水道のことについてもお伺いをしたいと思ふわけであり、問題を放置しておくわけにいかないわけであり、すけれども、下水道不備な現状においては特にこの問題を放置しておくわけにいかないわけであり、すけれども、将来この点についてどういふふうにしていかれるおつもりなのか。その点をお聞かせをいただきたい。

○宮崎(仁)政府委員 ただいまお話がございましたように、家庭排水につきましては、この法律にいういわゆる「特定施設」として、この対象にしていこうということにはなじまない形のものでございまして、したがって、これにつきましては、やはり現在の基本的施策であります下水道の整備を行ないまして、これによって処理をしていく、こういう形で進めてまいり以外には方法はないのではないかと考えております。

○西田委員 それ以外にないと思ふます。したがって、あとで下水道の問題について質問をいたしますが、次に、熱を含むということになってきたわけでありまして、熱を含むということになりますと、その地域の水域の常時水温ということも常に計量しておかなければならぬということになります。四季によってかなり熱というものは変化をいたします。そういう場合の熱の規制といいますが、温度で表示されることになるかと思ふのですが、その温度等についての基準はどのように設けられるのか。これは非常に微妙な問題です。で、ひとつお聞かせをいただきたい。

○宮崎(仁)政府委員 熱の汚染問題というのは、

今度の法改正で、水質の汚濁の対象として一応入れようというところになっておりますが、現在、具体的に問題になっておりますのは、発電所の冷却水等でございます。こういうものは、いわゆる通常の汚染はないわけでございますが、その温度差によりまして漁業等に影響があるということがいわれておるわけでございます。現在、この基準としてどういふ形に定めるかということまで問題はきまっております。おそろく、その季節別に見た絶対温度、あるいは温度差の問題にすべきである、こういうふうな考えております。この辺はさらに今後十分詰めて、そうして運用してまいりたいと思ふます。

○西田委員 この熱の問題は十分詰めてまいりうことでありましたが、この委員会での答弁だけでなしに、ほんとに詰めていただかないと、これは非常にデリケートな問題が出てまいります。特に、摂氏一度、二度ということになると、気温の関係も生じてくるわけでありまして、そしてまた、その地域の流水の質といいますが、によつても相当変化をしてくると思ふますので、そうした点を特に慎重に扱われるようお願いしたいわけであります。

次に、第五条に移りますが、排出するものは届け出る、こうなっておりますわけでありまして、許可制度、こういうことになっておるわけでありまして、そうしますと、国定公園として定められておるところの湖等の周辺で工場を建設した場合、この排出水の扱いはどうなるのか。許可制になるのか、届け出でいいのか、そこら辺のところ、非常にむづかしいと思ふのですが、その関係はどのようにお考えになっておるんですか。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘の、自然公園法によります国立公園または国定公園の問題でございますが、特別の地域というものは指定されておりますが、ここにおきましては、現在の法律において、風致を維持するために、工作物の設置とか、あるいは行為の制限が行なわれておるわけで、一

般的に工作物を設置する場合には許可を受けなければならぬことになっております。そしてまた、その許可には条件を付することができるとされております。今回、また自然公園法の改正案が現在御審議願つておられて、許可の対象として、特別地域内において、厚生大臣が指定する行湖沼等においては、汚水または排水を排出する行為をこの条件の中に加えることになっております。したがって、本法の規制対象となつております工場、事業場、それが自然公園内の規制地域内に立地しようとするときには、水質汚濁防止法による届け出の排水規制と、自然公園法による排水規制とが競合するという形になります。その結果、両方の排水基準あるいは許可条件というものを守らなければならないということになるわけでありまして、実際上の問題といたしまして、国立公園の特別地域と、あるいは国定公園のそういった特別地域と、あるいは汚水を出すような工場、事業場が立地するところ、こういうことはまれであると思ふますので、こういった二重の行政という問題は、それほど議論しなくてもいいのではないかと、両方の条件を満足させてもらい、こういうことで運用してまいりたいと思つております。

○西田委員 そのきわめてまれなのが、実は滋賀県の琵琶湖という大きい国定公園があるわけなんです。これは周辺にずっと工場が誘致されて、昭和三十八年ごろから六百事業場ほど誘致をされてきておるわけです。この事業場は全部水を排出するわけでありまして、中には非常に有害物質も含まれておるといふ工場排水もある、こういうふうにいわれておるわけです。そうしますと、琵琶湖全体が国定公園ですから、そのどこへ工場を建てようと、その周辺であるならば全部これは規制を受けるといふことになりまして、許可を受けなければならぬ。片方、知事に届け出て知事の許可を受ける、こういうことになる。許可をする許可権者は知事でありまして、これはその問題はなによりに思ふますけれども、非常に不公平が生じてくるのではなからうかというふうな思ふわけでありまして、きわめてまれだとおっしゃったのですけれども、まれの中に大きなまれがある。ひとつその点どうですか。

○宮崎(仁)政府委員 私の理解しておりますのは、この自然公園法による国立公園または国定公園内の特別地域といふのは、自然の保全が非常に重要な特別の保全をする地域ということで、これが定められておると思つておりますので、いまの大阪の周辺のように工業化されておるところまでこれに入つておるのかどうか、この点ちょっと私つまびらかでございせんが、しかし琵琶湖の汚染問題といふことは私も非常に重視をいたしております。現在この水域についても調査をいたしておりますが、一方また経済企画庁も関係ございまして、琵琶湖開発という問題でこの数年来いろいろと計画が練られてきて、だんだん結論にきておるわけでございますが、これは御承知のように、水資源開発として下流域の水需要にこたえようという問題が一つございまして、同時に湖周辺の地域の総合開発をやりたいということが問題になっております。

この総合開発の問題に對しましては、たとえば流域下水道を整備するとか、あるいは周辺地域の計画の中で、いわゆる汚水を出すような工場の立地というようなことは極力やめさせるといふようなことで、この湖の汚染が今後あまり進まないように配慮していこうということ、県当局のほうとも、これはいろいろ相談をしてやっておるところでございます。そういった観点で今後ともひとつこの湖を大事にしていきたいと考えております。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕

○西田委員 次に長官にお伺いをしたいわけですが、けれども、いまの届け出あるいは許可というようなことに関連をいたしまして、各省原案が発表されました時点におきましては、十三条の「改善命令」も、いわゆる汚水処理方法の改善その他の措置をとることを命令できる、こういうような原案

であったと報道されておるわけでありすが、それが本案となつてきたときに、「継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」というふうに変えられておるわけでありすが、こういうことは、規制が少しゆるめられたのではなからうかというふうには私も思ふ、各報道関係も、そういう意味で非常に強く不満を訴えておられるわけでありすが、また同様に十八条の「緊急時の措置」にいたしましても、出水量の減少などを命令できるというふうには規定されようとしておつたのが、それが原案なんです、本案では、「排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる」となつてゐる。命令と勧告ではだいぶ質的に違ふと思ふのですが、その違い。さらには三十一條の罰則で、排出基準に違反した場合は三年以下の懲役または三十万円以下の罰金と、こういうふうには原案ではなつておつたのが、本法では「六月以下の懲役または十万円以下の罰金」と、懲役に関しては六分の一、罰金に関しては三分の一と大幅に減額をされておるわけでありすが、こうした点のいきさつ等についてお聞かせをいただきたい。

○佐藤(一)國務大臣 この十三條の点は、実は私もは実体的には後退したという理解をしてないのです。表現が法律の専門家の手により正確になつた。ですから逆に言いますと、改善命令を出す場合はこういう場合しかないんだ、こういう前提になつておるわけなんです。改善命令を出す場合を考へてみると、どうしても、継続使用する機械そのものに、設備そのものに構造上の欠陥があるとか、管理上の手落ちがあるとか、何かそういうことに基づいてやる場合に改善命令を出すことの意味があるのである、一時的な場合はこれは問題にならぬ、当然のことである、こういうことで、まあこういう表現が一番適確である、こういうことであるものですから、実体をゆるめた、こういう感じは私も持つておりません。

きましては、今度初めて、御存じのようにならぬ直罰という制度を導入いたしました。そういうことになりまして、罰則を規定する以上は、罪刑法定主義の原則は計算に入れなければならぬ。そうしてみますと、あまり抽象的な基準で罰するということとはできない。今日のわれわれの経験に徴しますと、たとえば異常な濁水が起つてきた場合とか、あるいは急激な気象の変化によつて汚水の移動が起つてきた、こういうふうなとき、その該当者はとにかく従来命ぜられた排出基準を守つておつたんだ、そういう意味において本来同情すべき点がある。したがつて、過酷にわたる場合もあるのじゃないか。そういう気象条件の変化が起つた場合に、どういう程度で、どういう範囲のものに、どの程度の排水量の減量を命ぜべきかという基準を示せと言われたわけですが、残念ながら私も私どもにはまだ経験的なデータがございせん。そこで、どうして法律の規定として「命令」と書くことが無理であるならば、まあ「勧告」と書く、これは罰則は伴ひませんけれども、単なる助言や法律にない勧告とは違ひ、やはり制度としての勧告制度をしぼらなくてはならない。実際問題として、四日市その他でも勧告によつて煙の量をかげんしたりしている経験がありますから、責任者である知事の勧告を無視することは實際上できない、ないであらう、こういうことで、しばらくこれをやってみよう。そしてなお一方において、私たちが勧告を重ね、もしくは警報を発するといふようなことでデータの積み重ねができて、しかもそのときになってやはり命令のほうがいいといふことであるならば、その経験の上に立つて制度の改正を行なう、こういうことであつたわけでありまして、別にわれわれ、実体的にこれらの規制をゆるめるといふ気持ちよりも、法律技術的な観点があつたわけでありまして、それから罰則につきましては、何ぶんにも初めての罰則を規定することでございまして、専門家でない企画庁の当局としては、一応のしるう

と考へて出したわけでありすが、この罰則の規定は、当然のことながら法務省が全体をなめてやるわけなんです。それで、各種の法律に定められた罰則との間のバランスを見て、この程度以上は無理であらう、こういう判断が下されました。ただし、これは小林法務大臣も言つておるのですけれども、そもそも現在における刑法の罰則の基準といふものがあまりに現状に合つてない、低過ぎる、したがつて、どうしても天井が低いもので、すから、こういう結果になつたのであつて、これは、刑法典というといふへんは法律ですから、そう軽々な改正はできません。しかし近い将来において、これについて改正も含めて検討をするつもりである、こういう法務大臣の話もありまして、そして現在としては、現行法令の各種の場合を比較検討した結果、バランスとして法務省の、このくらいが適當である、こういう判断に従つたわけなんです。

○西田委員 そうしますと、いまの長官の説明で、勧告といふものは行政指導上これから初めてやることであるので、いきなり命令といふことにも問題があるだろう、しかも環境基準といふものは相当きびしくきめていく、それを守らせる上においては、向こうもいままでそういう設備も十分整つていない、命令に従わざるものといふことになつては困るので、やはり勧告程度にしたといふことは、私の法の解釈としては、勧告しても、その勧告に応じない場合とか、あるいは応じたけれどもまだ不服のある場合は、命令したと同じような効力を持つ勧告だ、こういうふうに理解していいわけですか。

○佐藤(一)國務大臣 法律的に罰則はありませんが、拘束力は相当強いものであるといふふうに私たちは理解しております。そしてそれは、なるほど文句は勧告ですけれども、率直に言いますと、いままで野放しであつた、指定水域以外であつた、全然県知事のやつかいにも何もならなかつたところ、すべての水域について県知事が監督をする、監視をする、常時測定もされる、こういう体制になつてきますと、単なる勧告といふだけでは、知事の勧告といふものは非常に大きな制圧を工場に与える結果になる。これはわれわれの行政経験から見ても十分考えられることであると思つております。

○西田委員 十分理解したわけではありませんが、説明はよく承りました。勧告される場合にも、ただ単なる勧告ですといふようなことでなしに、ぜひひとつ權威をもつて勧告をし、そしてその勧告には少なくとも相手側が応ずるといふ、きびしい姿勢で臨んでいただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

次に、排出水の排出基準なんですけれども、臨海工業地帯であるとか、あるいは臨港工業地帯、あるいは河川の流域等において、有害物質を除去する、あるいはS値であるとかPHであるとかいふものをその基準値に下げるために、川から水を揚げてくるわけですね。それは、排出水がある程度ためておいて希釈して流すといふような方法も考へられるのじゃないかと思ふ。そうしますと、もとの水を持つてきてそれで薄めて流すわけですから、結局、流れていくときに量的には同じようなことになりはしないかという気がするので、すけれども、そういうことについての行為に対する規制は、どういふふうにお考へになつておりますか。

○佐藤(一)國務大臣 実は、そういうことも立案の過程においては議論になつたのですが、実際問題として、そうすくどこでも簡単に水が手に入りません。長期契約によつて、相当高い水道料金を払つて水をやつと確保している現状でありますから、そういう事態はないであらうし、またわれわれのきめるところの水質基準は、あくまでも一定の水量を前提にして初めてきめ得るものでございまして、もしそういうようなことが把握されましたならば水質基準を変えなければいけない、大体そういうふうには考へて処理してまいりたい。なお、水質基準の中には、一定の水量に依つて基準をきめておるものもずいぶんございま

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

す。これは国の費用の分担があるものですから、そういうことも私は起こりかねないと思うのです。したがってそうした点について十分配慮をいただけるかどうか、ひとつ長官からお答えをいただきたい。

○佐藤(一)国務大臣 下水道の拡充はもちろんわれわれも特に一番力を入れておるところでございます。ただ、先ほどの説明にありましたように、わが国の現在の下水道普及率が二二%、五十年程度になりますと、第三次のたゞいま建設省が考えておりますところの計画によりまして、三割八分になる。これは当然のことながら市街地の面積の中における下水道の面積でございます。これはやはり全国で比べるので、この市街地でのいいのだからと思うのですが、ただこれは、面積で比べることがいいかどうかは私は疑問を持っています。ほんとうはこの対象の処理人口——結局、人口の集中しているところもあるわけで、面積が広い原野と比較しても始まらない、こういうことで、処理対象の人口の普及率からいいますと、現在、三割五分のこれが今度の三次五十年計画になると約七割になります。でありますから、諸外国に比べて非常に低いございますし、それから決してまだ十分とはえません。普及率だけでなく質の問題ということになると、処理の基準は別に質の問題があるわけですから、決して進んではおりませんが、形の上の普及率はまあそう低くはないのですけれども、しかし、これは五十年になっての話でありまして、われわれはそういう意味において、今度の五十年を目標にするところの第三次計画に相当の力を入れれば、ある程度の伸びが期待できるんじゃないか。二兆六千億ということは、率直に言うと、財政当局としてはなかなか簡単にのめない大きな数字である、こう言っておりますけれども、新経済社会発展計画におきましても大体これに近い規模を想定しておる際でもありますから、極力ひとつこの方面の拡充をはかるように努力をしまいたい、こういうふうに思っています。

それから、いま御指摘の湖のいわゆる富栄養化の問題、とかく水の停滞しがちな湖のいわゆる腐敗、こういう問題は、だんだんこれも社会的な問題になってきつつありまして、われわれとしても、これも相当に対策を講じてまいらなければならぬ、こういうふうに考えております。

そしてまた、なまじ指定地域制度をやめたために、かえってばれてしまふ点があるのじゃないかという御心配がありますが、もちろんこの意味は、知事に権限を集中し、そして一挙に各地方において、従来のようなやり方ではなく、全面的に水域の上のせがでるようになる、こういうことで従来の拘束をはずしたわけでございます。もちろん、この基準を設けますときは、従来の指定のときと同じように、この対象になる面積がどこまでの地域であるかというところは明確にいたします。決してばけるようなことのないようにいたします。そして、その上のせ基準のいわゆる全国一律の基準というものを設けて、そして、どこの地域でも一定限度までは必ず守らなければならぬ基準を設けることにいたしてありますから、私はその御心配の点はないと思っております。今後できるだけこの法律の趣旨に沿ってやっていく、こういうことだと思っております。

○西田委員 まあ御心配ないということだし、知事でも十分ということですが、一つの水域を通じまして、多府県にまたがって利用される水域があります。私の言いました琵琶湖がそうでありまして、けれども、関係いたしましたのは滋賀、京都、大阪、尼崎がちょっと使っておりますから兵庫、というところになるわけですが、兵庫県のほうは、直接水が流れ込むわけではありませんから関係ないにいたしまして、大阪、京都、滋賀というこの関係府県知事はそれぞれ、環境基準は一律に定められるわけでありまして、やはり排出基準等についても相互に連絡をとりなければいけないと思うのであります。そういう意味で、いわゆる水を扱われる経企庁としては、そうした関係上、東京もそうですけれども、利根川その他全部関係があるわけですが、そういう関係府県知

事の連絡というようになについて行政庁としてどうされるおつもりなのか、その点ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○佐藤(一)国務大臣 西田さんもよく御存じのように、琵琶湖の問題については、関係の京都府県においても、下流である大阪と、関係の京都府においては、下流である大阪との間にいろいろの調整をいまい行なうとしていっていることは、御存じのとおりでございます。当然、やはり今度の排水の水質の問題を議論するときは、その開発とあわせて議論することになっていくと思っております。目下ちょうど調整をしておる際でございますから、やはりその調整をできるだけ具体的に行なうように進めてまいらなければいけないと思っております。今度、府県知事中心になってまいりましたときにどういう事態になりますか、私どもは、府県にまかせても相当良識をもって処理してもらえんと思っておりますが、万調整を要するようになるとは、われわれも、今度のこの制度によりまして一応通知を受けるわけですから、その立場に立ってできるだけ調整をやつていかなければいかぬ、こう考えています。

○西田委員 御承知のように、近畿のことを考えますと、京都の知事がちょっと異色の存在でございます。したがって、大阪と滋賀とが話合つて京都が合はぬというようなことができてくると思うのです。また、現にここ二、三年前に重要な問題が起こりまして、宇治川になまふん尿の投棄というようなことがありまして大きな問題を起こしたわけでありまして、この点非常に問題が起こってくる。しかも京都の場合は、まだ公害防止条例もできてないわけでありまして、いまよくや審議会から答申案が出たというところだが、大阪府は持つておる。こういう特殊な関係のところは、地域の利害関係をいかに一にする府県といえども、問題が生じてくると思うのです。したがって、そういう点については、ひとつ関係府県の連絡調整というか、相違したもののあつての労を、ぜひ中央の経企庁等においてとっていただきたいことを要請をいたしておきたいと思っております。

次に、水処理技術の問題について若干お伺いたしたいわけですが、最近どんどん水の汚染因子といいますが、そういうものの数もふえてきておるわけでありまして、ことに、先ほど長官からもお話しがありましたように、湖沼等におきましては、磷、窒素という富栄養素というものは、ものができ、そうしたものが生物の循環を変えていく。そういうことが非常に汚濁することにもなるし、またいろいろな弊害をもたらしておるわけですが、こういう水の処理について、第三次処理法というようなことも最近の文献ではかなりやましくいわれておるし、英米等におきましては相当進んだ処理技術が開発されておるようでありまして、けれども、日本の場合、下水道そのものが普及率が低くて、まだそこまで手が回らなかつたといえ、ばいささか語弊があるかも知れませんが、非常にお粗末な状態でありまして、したがって、処理技術というものが非常に問題視されてきておるわけでありまして、けれども、開発技術がどの程度進んでおるか。

そうしてまた、色素というようなものが入ってきますと、この脱色というのは非常にむずかしいと聞いておるわけでありまして、いままで、ほとんどの染色工場その他、色素を排出するところはたれ流しになってきておるわけでありまして、けれども、これも規制されるということになると、その技術というものはかなり高い技術を要するのではないかと。資本金一億円そこそこの中小企業で、そしてこの色素を脱色するためにかけた費用が三千万円以上というような状態で、もうそのために非常に企業そのものの存続にも影響をしてくるというようなことも私も聞いておるわけでありまして、そうしますと、この開発をして、低廉にしてしかも高度な処理ができるというような方法が開発されれば、それに越したことはないわけでありまして、この水処理の技術というものがどの程度開発

されておるのか、おわりの範囲内でお聞かせを
いただきたい。

○宮崎(一)政府委員 水質基準を定めます立場か
ら、私のほうから一応御説明いたしますが、技術
的な問題でございますので、もし十分でござい
ましたら、ひとつ通産省のほうからさらに補足し
て御答弁をいただきたいと思ひます。

まず、第一点の富栄養化の問題、藻、窒素の問
題でございますが、これは自然の状態においても
徐々にこういった富栄養化というものが進行する
ようでございますが、最近、人為的な行為によつ
てこれが非常に進んでおるといふことでございま
す。これに対して現在私どもがやっておりますの
は、たとえば最近、印旛沼、手賀沼、あるいは諏
訪湖等について基準を定めましたが、要するに、
こういう湖に藻、窒素等を含む排水を、食品工業
とか、あるいは一般家庭汚水、これは下水でござ
います。排水処理施設、こういうものについて
の排水の規制をいたしまして、そうして汚濁の進
行を防止し、さらに規制をしていく、減少してい
く、こういう措置をやっておるわけでございま
す。藻、窒素そのものを直接除去するということ
はなかなかむずかしい問題のようでございま
す。現在、技術開発が進められておる、こういう
ふう聞いております。

それから第二点の色の問題でございますが、こ
れもまたなかなかむずかしい点があるようでござ
いますけれども、現在までにすでに行なわれてお
る方法として、凝集沈殿法あるいは凝集浮上法
というふうなことで現実に行なわれておるものが
あるようでございます。それぞれ相当コストがか
かるようでございますので、これについてもいろ
いろ融資等の措置が考えられなければならない
と思ひますが、さらに現在、工業技術院におきま
してオゾン分解法というふうなものの研究が進め
られておる、こういうふう聞いております。

○西田委員 大体その程度のことであらうと思
うのですが、それでは処理がだいたい先になるし、
むずかしくなると思ひますので、ひとつ長官、こ

れは相当の予算を見て、ぜひこの水処理について
早急に新しい技術を開発していただきたいことを
要望いたしておきます。

次に、水をよごさないためには、やはりよごさ
ないようにする国民的なモラルといふますか、そ
ういう水に対する認識というものを高めてい
かなければならぬのじゃないか。生まれたとき
というよりも、この世に人間という存在が出てき
てから、水というものはすぐそばにあるものです
から、ことほどきょうに、貴重なものであるとい
う感覚はお互いに少ないのではないかと。私ども
子供のころは、ともかく汚物は川に流せ、こうい
う親の教えもあつたくらいで、河川というものは
汚物の廃棄場のように理解されておつた。最近に
なつて、川にごみを捨てるなといふことになつて
きたわけでありまして、こうして国民的な意識と
いふものは、モラルの向上といふものも、私はや
はり必要ではなからうかと思ひます。

そういう点について、水の責任者である経済企画
庁長官、今後どういふふうにお考えになつて、ま
たどのようにしてそれを普及していけるか、ひ
とつ具体的にお答えをいただきたいと思ひます。
○佐藤(一)国務大臣 よく話に、ヨーロッパをは
じめ先進諸国で下水が非常に発達したのはどうし
てかというときに、やはり海や水が比較的少なく
て、内陸に面しておる国であつて、捨て場がない
といふことから、廃棄物の処理であるとか下水の
問題が発達したといふことがいわれますが、その
逆にわが日本の場合には、いま御指摘のように、
至るところに海あり、川あり、そうしてすべて水
に流すといふことで生活をしてきたのだらうと思
うのです。それが一種の生活の知恵であつたと思
ふんです。そういう長い風土、伝統といふものが
あるわけですから、このところに来まして、お
おそいかなる水域に対してものを投げ込んで
はいけないのだ、こういう大きなプリンシプルの
大転換があつただけに、いま御指摘の点は私は非
常に重要だと思ひます。多少時間がかかることは
やむを得ませんけれども、しかし、やはり根本か

ら頭の切りかえをはかつていく、そういう意味に
おいては、先ほどもお話が出ておりましたけれど
も、やはり普及、啓蒙という活動も大事でござい
ましよう。いろいろな角度からこの点を推進しな
ければなりません、特に企業家に対して頭の切
りかえを求めなければならぬ、そういうことに
ついては政府も十分今後考慮してまいりたい、こ
う思ひます。

○西田委員 ハワイ等におきましては、廃棄物を
市街地に捨てた場合、たばこのあき箱一つ捨て
ても、見つかった場合には直罰として三十ドルの過
料を取られるというふうな制度もとられておるよ
うであります。そこまで進むのがいいのかわるい
か、その点は、そういうことで罰をもつて人の行
為を規制するといふことは、これはあまり好まし
くない状態だと私は考える。しかし、自然を守
り、特に水といふものを守る上において、そうし
た廃棄等があつた場合は、やはり厳重にそうした
取り締まりをする、そして水を大切にしようとい
う、あるいはきれいにしようといふみんなのそう
した観念というものを植えつけていかなければな
らぬと思ひます。いま長官からもお
答えがありましたように、ひとつぜひそのほうの
努力を進めていただきたいといふことを要望をい
たします。

さっきの臭気のはうは、あとで資料をよこして
ください。

それじゃ委員長、これをもって終わります。

○進藤委員長代理 相沢武彦君。
○相沢委員 今回、政府の提出しております水質
汚濁防止法案は、現行の保全法と工排法を一本化
する、また知事への大幅の権限委譲、あるいは政
令と条例で企業に対して二重の網をかぶせるな
ど、かなり前向きになつた法案といふことが一応
言えると思ひます。しかし、まだまだ不備と抜け
穴等が見られるといふことで、きのうから同僚議
員からも問題点をあげての質疑が続いていけるわ
けですが、私も一、二の点を御質問をしていきたく
と思ひます。

まず、排出基準設定に関する問題ですが、法案
では、排出基準を人の健康に関するものと生活環
境保全に関するものとに分けられており、その基
準設定は総理府令で定めることになっておるの
ですが、排水基準の策定にあたりまして、四月二十
一日の閣議決定した中の、人の健康にかかる環境
基準をどのように考慮しているのか、まずお尋ね
したいと思ひます。

○宮崎(一)政府委員 人の健康にかかわる環境基
準につきましては、現在すでにきまつております
環境基準という、これは公害基本法に基づくもの
がございまして、ここで八項目現にきめておりま
す。このほか、あと二項目ほど加えて、これ
は有機塩素とかその他ございまして、そしてこ
ういふものについて許容限度をP.M.というよう
な形できめたいと思ひます。そのものの考え
方は、現在環境基準として一律にきまつておりま
すもの、これを達成できるというように十分なよ
うな排水基準、こういうことで考えていきたいと
思ひます。

○相沢委員 昨日、経済企画庁の国民生活局の業
案として、「排水基準のうち有害物質に係る排水基
準」これが出されておりますが、これと照らし合
わせると、大体十分の一といふことでの考え方
であると思ひますが、今回の法案が成立しても、総
理府令の段階でいゆるゆるい規制基準になる危
険性が強いといふ心配が一部にあります。やは
り人の健康にかかる環境基準として出されてい
るわけでありまして、できるだけこれに近づけた
基準、これが望ましいのではないかと思ひます。
この案案が出されておりますが、この十分の
一といふこの基準は、ほんとうに今後、国民の健
康を保持し得る医学的根拠がはつきりしておるの
かどうか、責任が持てるのかどうか、この点の明
言をお願いいたします。

○宮崎(一)政府委員 先日御説明いたしました
ように、本年八月に決定いたしました公害基本法
による環境基準というものは、これはそれぞれの
物質につきまして、許容限度として、専門家の意

見も十分参酌いたしましたして、審議会でも相当の議論をして、これでいいようにしようということでもきめたものでございます。これと昨日お出しいたしました排水基準の案の関係は、御指摘のように、環境基準のおおむね十倍くらいの数字になっておりまして、これは通常、排水基準というものは希釈の関係がございまして、環境基準として守りたいものの十倍程度までよからう、こういうことで通常やっております。したがって、この辺のところを基準値にきまつていくものと思っております。詳細はこれからさらにまた十分議論をきめたいと思いますが、大筋はこんなことになるであらう、これが一律の基準になる、こういうふうな考へておるわけでございます。

○相沢委員 次に水質規制の問題ですが、わが国ではBODあるいはSS、PH等、おもに濃度で規制が行なわれているわけでありまして、今後、水質の汚濁防止を完ぺきにいかしていくというたてまえから、排水量の規制も今回の法案で明文文化されるべきだという意見がきのうから出されております。排出の制限については、今回の十二条にありますが、「当該特定事業場の排水口においては排水基準に適合しない排水を排出してはならない」ということでありますが、一つの河川に工場群が集中するような今日の状態から見ると、幾ら排水口で規制をしても、一定期間がたてばまた環境基準が悪化するというのは当然目に見えてくる。

きのうから、各地の河川あるいは港湾等を例に出されて、いろいろ話されておりますが、私も一つの例として申し上げると、北海道の石狩川の水系の場合は、全道五百四十万人の人口の約三分の一がこの水系に集中して、パルプ工場とか、あるいは酒造会社、あるいは炭鉱関係の会社等の企業群が連なっております。ほとんど産業廃水を流し込んでおります。各工場の排水基準等が定められて、今日まで規制はされておりますが、石狩川の上流でBODが二・八・七PPM、あるいは下流の河口付近でさえも五・〇PPMという高い数値で

あります。御存じのように、石狩川は、サケ、マスの遡上がされる川であります。その境界といわれております三・〇PPMと比べますと非常なオーバーであります。そういうことから、ここ十数年来、石狩川のサケ、マスの遡上が急激に減少してまいりまして、河口の石狩町のサケの漁獲高は、戦後の二十九年の十三万五千尾というのをピークにしまして、ほとんど減少してまいりまして、この環境では将来効果的な養殖が望めないというところで、現在では、北海道のサケ、マス養殖場が、昨年から放流の重点を後志管内の余市川にすて移しております。そうして石狩川本流への放流を従来の五分の一に縮小しておる現状であります。石狩川も昔あったサケがのぼってくるというところもすでに昔物語、いわゆる死の川になりつつあるわけなんです。水質保全法によりまして指定水域になってから、産業排水の規制基準が各工場に定められて、各企業も改善の努力はしているわけでありまして、また監督官庁の話を聞かして、各工場が排水基準は守っているというところをいわれますけれども、実際に河口にいたる漁民たちに聞かしてみますと、実際の川の汚染は年々ひどくなっている、こう言っております。

結局、工場がふえる、排水量が多いということ、どんなに排水基準をきめても、排水量自体の制限というか、もつとそれに応じた排水基準というものをきめていかなくてはならぬのではないかと、いうことが、ここでもつてはつきりしてくるわけでありまして、ですから、各工場の排水が法で定めた基準以内であっても、それが複合すると汚染はひどくなる。工場排水だけならまだしも、だんだん都市化が集中して、その下水道関係がほとんど川に流し込まれる。今回も、下水道法案等で別に審議はされておりますけれども、実際的には下水道の完備というものはなかなか年月がかかると。そうすると、どうしても工業排水のほうが相

当な規制をしなければならぬのではないかと。こういってことから考えまして、当然、今回の法案には、排出量の規制ということもはつきりす

べきではないか。きのうの政府答弁では、五条の二項において、特定施設の設置の届け出に、排水水の汚染状態及び量、これを記載した書類を添付して提出されるのだから、排水基準の計算の際に考へるのだ。また今後、排水量の増大が予想されるので、既設工場よりも新設工場の排水基準はきびしくするという意味の御答弁がありました。そこで私は御質問したいのですが、都道府県知事に対して、国の一律基準に上りした排水基準を定めるにあたって、特定工場ごとに排水に依じての排水基準を定める権限をも委譲するということが、その理を解していいのかわかるか。指定の水城においてその上のせをする、あるいは排水基準をきめるということとはわかりますけれども、私はそうではなくて、もう一べん繰り返しますが、国の一律基準、さらに今度都道府県知事がそれに

対する上での排水基準を定めることが権限委譲されますが、そのときに、大量に工業排水を排出する特定工場ごとの排出量に応じて排水基準を定める、その権限をも委譲する、こういうふうに理解してもいいかどうか。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘のように、石狩川流域の排水基準は、昭和三十八年、比較的古くきまつておりました。その後の状況から見まして、これでは不十分ということになって、現在これを再検討すべく調査をいたしておるところでございます。

そこで、ただいまの御質問の点でございますが、今度の法律によりましていわれる上のせ基準といひますのは、特定の水城をきめて、そこについて排水基準をきめるわけでございます。その排水基準のきめ方としましては、現在の指定水系についてやっておりますやり方と大体似たようなことになるであらうと思ひますが、どういふことをやっておるかといひますと、まず業種別に、たとえばパルプでありまして、木材工業でありますとか、それそれごとにこの基準をきめていくというやり方になっております。その場合でも、排水量の非常に多い工場についてはきびしくするとか、ある

いは新設についてはきびしくするとか、こういうことを現実に行つております。したがって、その特定の流域としてきめることの実態が、非常に大きな特定の工場があつて、そこが主たるものであるというときには、その実情に合ったような基準のきめ方ができるのではないかと私は考へております。ただ一つの工場をつかまえてというやり方ではなくして、ある流域をつかまえて、そこについての基準をきめる、こういうたてまえでやるわけでございます。

○相沢委員 その流域において一つの大きな工場がある、隣に小さな工場があるという場合に、その大きな工場と小さな工場の排水量に応じて排水基準をきめていくという考へは持つていないのですか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほども申しましたように、排水量の多寡によりまして基準の段階を分けておるやり方は現在でもとっておりますから、そういう形での規制が最も妥当だということが都道府県知事の判断でできますれば、そういう形のきめ方もできると思ひます。

○相沢委員 それから、届け出制と許可制の問題できのうからやりとりがあるのですが、第六条の「都道府県知事に届け出なければならぬ」というところを、認可というにすることをどういふ差しかえがあるのか、もう一べん御答弁いただきたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 この点は昨日来、大臣からたびたび御答弁をいたしておるところでございますが、私に、私が繰り返すことになりましたが、要するに、今度の届け出による規定というのは、後の変更命令その他ありまして、実際の法律上の措置といたしましては、許可認可とはほとんど同じような効果を十分果たし得る、こういうふうに私どもは考へております。わが国の場合の実情として、もし許可制をとった場合には、一べん許可しますと、それが既得権のような形になって、かえつてあとの措置がとりにくいというような場合もあるのではないかと、こういう議論もございました。いろ

いろいろ考えた末に、届け出制でやって、そしてその後の措置もすっかり書いておく、こういうことで運用していくことが実情に最も合っている、こういう判断で書いておるわけでございます。

○相沢委員 次に、第十二条の二ですが、「前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。」ということ、それから附則のところ、「この法律は、公布の日から六月以内において政令で定める日から施行する。」と、こうあります。また、都道府県知事が上のせをする場合にはさらに条例で定められて、それが施行されるまでにはさらに相当の期日を要すると思つてあります。そうしますと、この期間を執行猶予期間というように企業が考へて、基準以上の汚水を平気で排出するのじゃないか、こういう心配もあるわけですが、また、これは極端な言い方ですけども、汚水を流すだけ流して、その猶予期間が終わつたならば生産活動を停止してしまふ、こういうようなことが起こらないための措置、手段を何か考へておられますか。

○宮崎（一）政府委員 この規定は、既存の工場があつて、その工場のある施設が特定施設となつたという場合において、猶予期間を六カ月、場合によつては一年、こういうふうな規定したものでございまして、この間において基準に合うように施設の改善なり変更なりをしてもらう、こういうことを考へておるわけでございます。それで、これが長過ぎるか、あるいはこの間にかつてなことをするおそれがあるのではないかと、こういうお話をございしますが、現実の運用としましては、現在すでに水質保全法によつて、汚染のひどいようなところは大体基準を設定いたしておりますし、また今年度内にもかなりの水域について基準を設定しようと思つていま努力いたしておるわけでございます。そういう形で現在の法律による措置をい

たしておきますと、経過規定によつて、これは当然規制がかかつていくことになりまして、そういう形で、ただいま御指摘のようなおそれが生じないようにできるだけ運用してまいりたいと思つております。

○相沢委員 ひとつその点の監督を厳重にして、こういうおそれが絶対起こらないような厳重な監督をお願いしたいと思います。

次に、罰則のことでお尋ねいたしますが、経済企画庁の案から比べて今回提出の法案は幾ぶん後退をしておるようでありますが、この辺の事情について簡単に御説明いたしたい。

○宮崎（一）政府委員 罰則につきましては、この御指摘は、おそらく経済企画庁が十月末ごろに出した案と比較しておつしやつておられると思いますが、この罰則でどの程度の内容にすべきかというところは、これはもう全く法務省の御判断によるわけでございまして、今回公害関係の法律がいろいろと出ておりますが、そういうものの比較、相互のバランス関係、そういうことを十分法務省で御判断いただきまして、こういった形の罰則の内容が適当である、こういうことでおきめを願つたわけでございまして、私どもそれに従つたということ、別に後退とか、そういうことではないわけでございまして。

○相沢委員 経済企画庁としては、わが国と諸外国の水質汚濁に関する罰則の比較等をおやりになつたことがあるかどうか。法の体系に違いがありますので、そのまゝ比較はできないと思ひますが、その点の御見解はいかがでしょうか。

○宮崎（一）政府委員 公害関係の法体系も各国それぞれまちまちでございまして、したがつてまた罰則についても、それぞれの国の事情によつて違いがあるのはある程度当然であると思ひますので、単純に比較することはむづかしい、こういうふうな考えです。

しかし、二、三の例をちょっと御説明いたしますと、アメリカの場合は、大抵、州法でございしますが、ニューヨーク州の公衆衛生法では、流水の

水質基準に違反する下水あるいは汚物等の排出をいたしますと、汚染内容物の除去のための措置を命ぜられることになっておりますが、その命令にさらに違反した場合には、百ドル以上五百ドル以下の罰金もしくは一年以下の拘禁刑に処せられるということになっておるようでございます。イギリスの場合は、一九六一年河川法で規定がございしますが、許可を受けずに産業排水または下水の流水への排出に對しましては、判決による罰金または即決裁判による百ポンド以下の罰金、大体九万円弱の罰金が課せられるということになっておるようでございます。フランスの場合は、水質汚濁防止に関する法律で規定がございまして、必要な工事、整備を裁判所が定める期間内に行なわなかつた場合には二十フラン、約十二万円以上一万フラン、約六十三万円以下の罰金が課せられる。さらに、汚濁の原因となる設備の使用禁止が宣告をされまして、これに従わなかつた場合には二カ月以上六カ月以下の処罰が科せられる。こういったような形でそれぞれできておるようでございます。

○相沢委員 先ほど申しましたように、法体系の違いからいへば比較できないと思ひますが、やはり勘として、水質汚濁に対する罰則というのは相当きびしい立場でやられておると感ずるわけでありまして、わが国においても、企業側に対して、こういう法律に違反した場合は、あるいは改善命令を出された場合、それを実施する、あるいは早く対策を立てたほうがよっぽど安く済んだはずだ、というほどの高い罰金刑に処するということも一つの手段ではないかと思ふわけなんです。

それで、もう一つ言いたいことは、チェコスロバキアでは、水質の規制はBODあるいはSSで規制されておりますけれども、さらにチェコの場合は、負荷重、すなわち濃度と流量、つまり絶対排出量で規制を行なつておるわけでありまして、違反をした場合に、その企業は工場排水の排出量に応じて罰金が科せられるようになっておる。わが国でもこういった点はある程度考慮していく

べきではないか。ですから、小企業や中企業と大企業との場合、同じ違反をしても同じような罰金が科せられるというのでは、かなり不合理、不公平といえますが、大企業にとっては少しも痛くない。こういった総排水量に對しての罰金刑ということになる、やはり相当慎重にならざるを得ない、こういう点についての御意見を伺いたい。

（准藤委員長代理退席、委員長着席）

○宮崎（一）政府委員 チェコの場合の事例の御指摘がございましたが、私どもまだそこまで十分勉強しておりませんけれども、そういった点もひとつ十分これから検討していきたいと思つております。

○相沢委員 次に、中央水質審議会について若干お尋ねしたいのです。

第二十条に、「中央審議会は、委員二十人以上で組織する。」「学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、経済企画庁長官が任命する。」とありますが、その構成割合はどういうふうに考へておられますか。

○宮崎（一）政府委員 これは、現在ございまして水質審議会と大体同様の構成というふうに考へておりますが、現在の構成は、二十人の委員のうち、関係各省の事務次官が九人、それから水質問題に学識経験のある方々が十一人、こういう構成でやっております。

○相沢委員 今回の法案では、相当権限が地方自治体に委譲されて、そのために仕事も多くなるといふことで、都道府県にも水質審議会を設ける、こういうことで考へられたと思うのですが、従来までの水質審議会と、今回ここに載せられている中央水質審議会と、今後の仕事の量あるいは重要性、それはこれまでと同じ、あるいは地方にも水質審議会ができたといふながら、さらに重要になつてくるというお考えでしょうか。その点の意義、あるいは今後の水質審議会の役割といたつたようなものについて、どういふようなお考えを持つておられるのか、御説明いただきたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 現在までの水質審議会の運営は、環境基準の当てはめ行為、あるいは指定水域についての具体的水質基準の決定、こういうことを仕事の中心としてやっていただいております。今でございまして、相当の忙しさでございまして。今後はそういった問題としては、一律基準という総理府令で定めるもの、これをこの審議会が御審議を願ってきめなければなりません。これは相当の仕事だと思っております。ただ個々の水域についての、従来までやっておりましたような作業は都道府県知事にまいますので、水質汚濁全体についての、大所高所の御意見なり御審議をいただく、そういうことになってまいらると思っております。

○相沢委員 公害除去の中でも、水質の汚濁の防止というところは非常に大事な仕事でありまして、今後、中央水質審議会がかなり大きなウェイトを持つての仕事をするとすれば、この審議会の仕事を専門的にやる審議会が配属されなければならぬのじゃないか。どうも各種の審議会を見ても、肩書きはたくさん持った方がつかれても、他の仕事に忙し過ぎて実質的な効果があらがらないという、そういう憂いがあったわけですね。そういう点で、この大事な水質審議会の委員あるいは委員に、専門的に仕事をやっていく実質的な方を配属すべきだ、こういう意見を述べておきたいと思っております。

次に、都道府県水質審議会につきましてお尋ねしますが、第二十一条第四項に「都道府県水質審議会の組織及び運営に必要事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める」とありますが、私は、都道府県水質審議会、審議権と行政権を持った水質汚濁防止対策機関のような性格を持たせるべきではないかということを中心張りたいのです。ということは、都道府県の段階では、実際の種々の水質汚濁にかかわる紛争事件等が起こった場合に、やはり直接意見を求められる、あるいはそれにタッチをしなければならぬのではないかとということが考えられます。そうなりますと、やはりこういう審議権あるいは行政権等を持った水質汚濁防止対策機関のような性格を持った機関でないと、集中的あるいは能率的な解決をはかられない、こういう考えを持ちます。それが一点と、もう一つは、都道府県の水質審議会の中には、住民あるいは民間代表を三分の一または半数を入れるということを政令で定める等のことが必要ではないかと思うわけであります。ということとは、これまでのように、公害問題が起こるたびに一般市民がいわゆる大衆行動を起こしていかないと、なかなか事件の解決が促進しないというように、こういうことが繰り返されてきまして、だんだん一般市民はあきれてしまつて、また公害に対する意識が薄れてしまつて、なれつてしまつてしまつて、こういうことでもありまして、また、そういう事件のたびにむだなエネルギーを排除するという点からも、一般市民、住民の意思が絶えず反映するようないかなる保障が今後必要とされていかなくてはならない。こういう点から、審議会に住民代表が出ていけば、もし問題が起きて、あるいは起きそうだとするときに、そうした地域の人たちの意見を水質審議会に入っている代表の人たちに訴えて、よく調査をし主張をしてもらうというようなことにすれば効果的な働きができるのではないかと、こういう意見を持っておりますが、これについてのお考えはいかがでしょう。

○宮崎(仁)政府委員 この都道府県水質審議会水質基準設定——上の基準でございまして、この審議会の組織及び運営に必要事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める」とありますが、私は、都道府県水質審議会、審議権と行政権を持った水質汚濁防止対策機関のような性格を持たせるべきではないかということを中心張りたいのです。ということは、都道府県の段階では、実際の種々の水質汚濁にかかわる紛争事件等が起こった場合に、やはり直接意見を求められる、あるいはそれにタッチをしなければならぬのではないかとということが考えられます。そうなりますと、やはりこういう審議権あるいは行政権等を持った水質汚濁防止対策機関のような性格を持った機関でないと、集中的あるいは能率的な解決をはかられない、こういう考えを持ちます。それが一点と、もう一つは、都道府県の水質審議会の中には、住民あるいは民間代表を三分の一または半数を入れるということを政令で定める等のことが必要ではないかと思うわけであります。ということとは、これまでのように、公害問題が起こるたびに一般市民がいわゆる大衆行動を起こしていかないと、なかなか事件の解決が促進しないというように、こういうことが繰り返されてきまして、だんだん一般市民はあきれてしまつて、また公害に対する意識が薄れてしまつて、なれつてしまつてしまつて、こういうことでもありまして、また、そういう事件のたびにむだなエネルギーを排除するという点からも、一般市民、住民の意思が絶えず反映するようないかなる保障が今後必要とされていかなくてはならない。こういう点から、審議会に住民代表が出ていけば、もし問題が起きて、あるいは起きそうだとするときに、そうした地域の人たちの意見を水質審議会に入っている代表の人たちに訴えて、よく調査をし主張をしてもらうというようなことにすれば効果的な働きができるのではないかと、こういう意見を持っておりますが、これについてのお考えはいかがでしょう。

そこで、この審議会の運営の方向につきまして、ただいま御指摘があったわけでございまして、第一点の紛争処理のような問題につきましては、これは御承知のように、別途、先般成立いたしました公害紛争処理法、これによりまして都道府県公害審査会というものがつくられまして、もっぱらそういう仕事をやっていただくことになりま

ので、この関係の仕事は、特にここでもまた再び取り上げていく必要はないのじゃないかと思っております。

それから、この審議会の構成についてでございますが、これは政令の定める基準に従って都道府県が条例で定める、こういうふうな内容でございまして、この政令でどう内容を決めるかというのをまだ確定的にきめておりませんけれども、私どもは、これはやはりできるだけ条例に譲りまして、各県の実情も違つておりまして、それから、そういうところで最も適当な形での組織をつくっていただくことがいいのではないかと。たとえば住民代表というような問題もございまして、都道府県の判断でそういう方々を入れたほうがいいというお考えであれば、それでけっこうではないかと思っております。

○相沢委員 いまの御答弁の中での紛争処理委員会ですか、その中の人たちは、やはり実際に水質に対する有識者でない問題解決のときに困る場合があるんじゃないかと思つて、水質審議会とそれから紛争処理のほうの委員会と兼任される場合がだいたい出てくるのじゃないかと思つて、その点はいかがですか。

○宮崎(仁)政府委員 この点、私もあまり自信のある答弁はできないわけでございます。ただ、一般的な問題として考えてみますと、この公害審査会の組織委員は九人以上十五人以内ということになっておりまして、これは人格が高潔で識見の高い者のうちから都道府県知事が議会の同意を得て任命する、こうなっておりますから、重複して委員になることは別に差しつかえないのではないかと、こういうふうな考えでおります。

○相沢委員 あと最後に一言だけ長官に御質問いたしますが、二十五条に「国は、公共用水域の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする」、これは非常に弱い表現だと思つて、これは実際には財政的な措置がとら

れるのかどうか、非常に心もとないわけでございます。まして、自治体に権限を委譲されて、国の排出基準を上回る基準を自治体が自由に設定して、また多般にわたる仕事もやっていく、強力な公害防止計画を立てて実施していくといつても、予算の裏づけがない権限では何の力も持たないと思うわけであります。この点、必要な資金の援助を行なうものとするというように強い表現の条文にできるような、長官から大蔵省と強力に折衝して、国の助成をはかるように一その努力をいただきたいと思つております。

それからこれは提案であります、地域的に今後ともつと予算をふやして、その地域はどれくらい水質汚濁が起つていっているのかという地域単位でもつと研究できるというようにしていくべきではないか。実際に地方に水質審議会等を設けても、せいぜいパトロール程度で終わつてしまつて、もつと将来に対する資源をどういふふうに残して、どう活用していくかという地域レベルの研究というふうな段階にまでいかないと、いけないうことが地域ごとにやっていくことになる、非常に効率よく効果的な将来に対する資源の確保という点でもできると思つて、また、そういうデータをもとにして、これまでありました新全国総合開発計画にかかわる新しい高度開発計画もつくられるんじゃないか、こういうふうなことを考へるわけでありまして、その点について長官のお考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤(一)国務大臣 この二十五条は、もちろん国が援助につとめるということとは当然でございまして、ここに例示をしておいて、かえつてそういう誤解を招く点もあらうかと思つて、この中で、いま相沢さんがお触れになりました重要な関係がございまして、率直に申し上げて、私どもが今般地方に委譲いたしますについては、この技術的な点が非常に気になつております。まだ初めての地域もございまして、それから

まだ十分技術的なものを用意のない県もござい
ます。当分、われわれはそういう意味において、
この技術的な助言は相当濃密に中央政府がやら
ないとうまくいかないのじゃないか、こういう心配
も持っていますし、またしたがって相当力を入れ
なければならぬ、こういう意味もありまして、
いろいろな援助をしなければならぬ中でも、特に
これをここに例示しておるわけでござい
ます。

ただ今後、御指摘のように監視体制をもっと整
備していく。これもわれわれは補助金も使った
りいろいろなことをして整備をしていきたいと思
っております。この援助の中の一つに入るわけ
でございまして、監視の体制が進むに従っ
て、また常時監視をやっておるうちに、現場の材
料というものを府県知事が手に入れることがで
きます。そうして、手に入れたその材料をフィード
バックいたしまして、今度は逆に新しい基準の設
定の参考にする、こういうようなことで、だんだ
んとこの方面の行政も、経験を積み重ねること
によってしっかりしたものになっていくということ
になるかと思うのであります。

それから資金の問題は、中小企業等について、
御存じのように、いわゆる現在の各種の中小企業
金融機関を通じて財政投融資の援助をすること
は、これは当然でございまして、そういう意味に
おいて、特にこの方面に対して財政援助の量を拡
大してまいりたい。むしろ、なかなか問題なのは
民間の資金あつせん、これがとかく十分でないの
です。それから、そういうことでここに特に例示的
に書きましたけれども、全体としては、財政的な援
助、あるいは財政投融資による援助、あるいは資
金あつせん、技術助言、各般の援助を国がやって
いかなければならぬ、こういうふうな考えでい
ます。

○相沢委員 きょうから長官は、この水濁法だけ
がつくられたとしても完全に水質の汚濁防止はは
かられない、ほかの法案と相まってまたさらに今
後改善されていかなくちやならない、ということ
をたびたび言明されておりましたが、河川あるい

は湖沼、そうして海の死滅は人類の死滅を意味
するともいわれて、非常な警告が発せられており
ます。この水質汚濁ということ是非常に大事な問
題であります。きのうからの審議を通じて、各
党とも真剣な議論を行なつての修正案もできたよ
うでございまして、どうかより一その内容の充実
した法案としてこれを提出し、そしてその実施を
確実にすることを強く要望いたしまして、質問
を終りたいと思ひます。

○八田委員長 中井徳次郎君。

○中井委員 朝来、各委員から熱心な御討議があ
り、また両大臣から懇切丁寧な御回答がございま
した。私は大体大まかなことを四、五点だけお尋
ねをいたしたいと思ひのであります。

その前に、昭和四十二年に公害対策基本法がこ
の国会を通過いたしましたときに、社会党を代表
しては、私はほか三名が公害基本法を出したわけ
であります。それとほとんど同文同字の公害対策
基本法を、民社党及び公明党の諸君も出されまし
て、そうして本会議にいいよかけ、委員会を
通すという段階になりました。「自民党の諸君から
異議が出ました。その異議は、いわゆる第一条で
ある。そういたしまして「産業」との調和をはかり
つつ」という文句をどうしても入れてくれ、そう
でないといふ法案は廃案にする、こういつて私に
迫つたのであります。そこで私はたいへん困りま
して、法案を流してしまおうかどうかどうしようかと一
晩考えました。しかし、まあないよりあるほう
がましである。一歩前進である。とにかく起爆剤
でも何でもいから、小さな旗でもいいからどこ
かに立てなくちやいかぬというので、翌日自民党
の諸君に對しまして、こいねがわくは第一条の冒
頭に書かずに、項目を別にして「産業」との調和を
はかるものとする」ということにしてくれない
か、こういう希望を申しまして、自民党の奥野誠
亮君にそれを引き受けてもらいました。それでで
きましたのが、現在の四十二年に通りました公害
基本法であります。それにつられて、各地方で公
害問題がぼつぼつ盛んになる。特に水俣病とか、

イタイイタイ病とか、特殊なケースは全国民に
とつて非常にわかりやすいことでもあります。か
ら、そういうものを中心に、過去三年間非常に大き
な声になりまして、今度は自民党の諸君も、佐藤
総理以下全員が、いわゆる生活優先であつて企業
優先という考え方を削るのだというところまで踏
み切られた。このことについては、私をして言わ
しめれば三年おそかつたと思ひます。おそかつた
けれども、議会制民主主義であるし、自民党は多
数でありますから、私といたしましては、よう
やくこころまで早く来てくれたという半ば感慨も
ありまして、そういう意味であなたと宮澤君に、
きょうはまず敬意を表して——あとたくさんあり
ますよ。しかし、おそろしいのはだめでしょう。

無過失賠償責任、もう自民党は閣議で反対したで
しょう。しかし、三年たてばこれはまたちやんと
通ります。私はいま大体予言をしておきますが、
司法省におきまして、やはりなかなかもつて

無過失賠償ということになると、諸外国の
例もありまして、いろいろなことにならう
かと私はいま考えておるわけですが、とに
かくそういうことで、今度はまたすばらしく十四
か十五どつと一挙にたくさん法案を出してしま
う。一々見ているひまがない、こういうわけであ
ります。私はいま商工委員というところになつて
おりますので、おまえも何かひとつ聞けという
ことでありますから、けさから読んで、それに
よつて過去の記憶をたどりながら二、三お尋ねを
いたしたいのであります。

まず、第三条であります。こまかいことはもう
いいですが、三条に「排水基準は、排水水の汚染
状態について、総理府令で定める」と、こうあり
ます。これはしばしば質問になっておりました
が、一体、総理府令がいつまでにきまるんでござ
いましょうか。法律がたたくさん出ておりますが……。

私どもが法案を出したときも、もちろん水
質汚濁その他たくさん法案がございまして、こ
ういふわけが、今度は、こういうふうな画期的な
ものだといふわけがございするが、要は実行し

ないことには、しゃべっているだけではもう何に
もならぬ。最近の全国状況を見ますと、はしが
ころんでも公害でございまして、新聞はもう毎日
毎日書いております。それで、たいへんなこと
でございまして、この間も、カドミウムの公害とい
うのが東京の多摩川の上流のほうで起きた。某大
会社けしからぬというので、私はローカル紙を見
ましたら出ておりましたが、あくる日はそうじゃ
なくて、それより上流の中小企業であつたとい
ふことがございしますが、要するにこれは実行
しなくちやいけない。そこで、総理府令で定める
というその排出基準ですね、これをいつまでにお
出しになるのか、大臣から御回答を賜りたい。

○宮崎(一)政府委員 この法案では、この施行に
つきましては「公布の日から六月以内において政
令で定める日」とされておりますが、この施行期
日までにこの基準をきめたい、こういうふうにか
えております。

○中井委員 そうすると、半年以内にきめるわけ
ですね。大臣、確かにだいいじょうぶですか。

○佐藤(一)国務大臣 これは、この法律の基準が
かなでございまして、一律基準でございするさ
から、この一律基準がないと上のせ基準もできな
くなります。そういう意味において、この一律基準
は必ず施行までに間に合わせなければならぬ、
こう考えています。

○中井委員 非常に明快でけつこうでございま
す。私は異議は言つておりません。ただし、こ
れいよいよ実施になるといふと、あの薬はどうだ、
あの色はどうだ、この悪臭はどうだといふて、た
くさんいろんなものが出てきて、いよいよやると
いうことになる、なかなかきまらぬのじゃあり
ませんか。その辺のところをちよつと心配する
から、私はあらかじめ念を押しておいたのですが、
半年はだいいじょうぶですね。

○佐藤(一)国務大臣 だいいじょうぶであります。
○中井委員 それじゃ、その問題はそれでけつ
こうでございする。そこで、半年というところの六
月ですから、来年の通常国会の終わるころまでに

よう出さぬようなことなら、内閣は責任をとってくださいます。こんなものようきめぬようじゃ、なっちゃおらぬ。

それから、それに関連をしまして、ほめてもおかなければならぬが、今度は大幅に地方自治体に権限を譲りになった。大局的にはこれは非常にけっこうだと思えます。金をくれとかくれぬとか、そんなことはあとの話でよろしい。大体地方自治体、できれば私は人口十万人以上の市にもやはり譲るべきであると思う。特に今度は河川だけでなく、海岸、港湾というふうなこともなっています。そうしますと、一例をあげますと、静岡市はどうか知りませんが、清水市なんというところになると、みんな静岡県がやるというところと、ほんとうにこまかいところへ手が届くであろうかというふうな心配が私はあります。これは希望であります。将来は市にまで委譲するくらいは気持ちで、そうして住民の気持ちを一いつ推しはかってやってもらいたい。市が県と相談してきめるとか何とか、いいねがわくはそういうことを入れてもらいたいと思うのであります。

そこで、四十二年にその基本法ができました、あのときは私は新聞記者諸君から、中井のつくった法案はさる法だというのでさんざんな目にありましたよ。さういふことにはいっしやるかどうか知りませんが、さんざんな目にありましたよ、そんなことは繰り返さずに済ませたいが、日本全体としては、公害に対する考え方がずつと向上になりまして、そうしてあれから相当な企業におきまして、あるいは自覚しました市町村におきまして、府県におきまして、公害対策に取り組んでおるものも相当あると思うのでございます。私は、別に明治時代の足尾銅山の田中さんの話までさかのぼって資料を出せとは言いませんが、大体、昭和四十年ごろから四十五年の今日まで、いわゆる公害対策として市町村、府県、あるいは各企業、あるいは住民、そういうものが投じた経費は一体合計でどれくらいになっているか、この点をちょっと伺ってみたいのであります。

ます。

○佐藤(一) 国務大臣 ちよつといま手元に資料がございませぬが、調べられましたら調査をして、資料でも出したほうがいいかと思えます。

○中井委員 私がこういふことを聞きますのは、えらい自慢話みたいになりますけれども、私どもの県ではかなり積極的に、金額としても一十億をこえる程度のものはやっておりますけれども、一十億をこえる程度のもので、口先ばかりいうしやべるけれども、現実にはほとんどやっておりますというふうな府県、市町村がなきにしもあらずというふうなことを私は考えますので、これは通産大臣のほうがいいと思えますが、単に水質汚濁じゃありませんのだから、これはわかっておりますと思えますが、通産省の係の人、だれかおとせませんか。大体の合計。一、そんなのんきなことじゃだめだぞ。それじゃ、厚生省の橋本君なら知っておるかもしれない。だれかおとせませんか、厚生省。

○柴崎政府委員 まことに申しわけございませんが、後ほどさつそく資料をつくりまして、お届け申し上げたいと思えます。

○中井委員 そういふことではだめですよ、法案をつくるのに。ちよつと調べてもらいなさい。私は、きょう質問するところから、ちよつと電話をかけて、いわゆる皆さんがやかましくいわれる四日市について、市役所に電話をかけて聞いてみました。それじゃ参考までに御披露しましょう。四日市のコンビナート企業の公害対策費用は、大協石油が七十三億九千七百万円、端数は切り捨てます。昭和四日市石油が三十三億七千二百万円、石原産業が二十三億三千七百万円、中部電力は十八億一千百万円、三菱油化が十二億九千八百万円、三菱化成が九億二千百万円、日本合成ゴムが三億円、協和油化が二億七千二百万円、三菱モンスターは一億七千五百万円、大協石油化学という子会社であります、これが一億五千万円、味の素が四千万円というふうに、合計百八十一億出しております。これでけつこうだというのじゃありませんか。

んよ。これは途中なんだから、こんなものでは何も安心しておるわけでは決してありません。ありませんけれども、とにかくもうかかっておるのです。これについては、もちろん通産省の係の者も経費の面その他で助成をしておるところもありましよう。しかしながら、私の聞いたところでは、そんなことをすると、またお役人がうるさいで、もうわしのところで金を出しておきませう、という調子の者が実は多い。これはすつと見まして、私の感じでは、これは三菱系統が一番悪い。天下の三菱ともあろうものが、一番出し渋っております。大協石油なんというのは地方産業であります、これが七十三億も出して、例の硫酸分を、四・五％あるやつを一・七％まで低める。そのために硫酸をいまだたくさん生産をしております。松尾鉱山はそのおかげでつぶれたかどうか知りませんが、とにかくもう硫酸が大暴落をして、それが結果として道路の舗装に非常に都合がいいというふうな逆効果も出てきています。これはもう御存じのとおりだろうと思っております。大協石油は、ある時期には利益がなくなりました。赤字になって、配当も犠牲にしてやっております。一方、昭和四日市石油というのは一番大きいのですが、出している金はわずか三十三億、半分以上であるというふうなこと。この間、石原産業というのが、これは海上保安庁に摘発されました。それで海上に濃い硫酸を流す。硫酸というのは、海水と一緒にすると中和しますわね。中和しますけれども、中和するまでの間、相当な距離がある。その距離を海上保安庁は見つけて、いま訴えており、裁判されたにやっております。これも決して一流商社とは言えないでしょう。石原産業、これがいわゆる四日市市民の声をやうらうらいうことに動かされて、二十三億という金を出して、この間完成しましたというふうに、実施をしておるところはもういふぶんあるわけだ。ちよつと私は皆さんに御披露しておかねばならぬ。

○山形説明員 お答え申し上げます。現在、公害防止のための機械の生産、流通等は、重工業局で所管いたしておりますけれども、公害関係の機械メーカーの現状につきましては、これは近年新しいメーカー等も非常にふえております、若干正確を欠く点もあるかと思っておりますけれども、ことしの十月現在で、関係の工業会等を通じて確認いたしましたところでは、現在百三十九社がこの公害機械メーカーとして活動しておる、こういうふうにおかれのほうではつかんでおるわけでございます。

なお、若干詳細になりますが、この公害機械メーカーというものは、大部分化学機械関係でございます、それから廃棄物の処理、こういうことで若干重複している面もございしますけれども、大気汚染が百三十三社、水質汚濁は九十三社、廃棄物処理は四十四社というものが、現在の現状でございます。○中井委員 やや正確なお話がありました、中には、旧グループのダミーみたいなものや、コンサルタントのできそこないのものや、そういうものもあるのじゃないでしょうか。その辺の監督なり指導なりをしつかりなすっておりますか、ひとつ重ねてお尋ねしたい。

○山形説明員 お答え申し上げます。公害関係の機械メーカーに対する監督といいますが、いまお話がありましたように、なかなかこれはむずかしいところがあるわけでございますが、現在、大体半分くらいが中小企業でございます。先ほど申し上げましたように、いま新規産業の企業は数が多くなっておりますが、中小企業の数も非常に多いのでございますので、通産省といたしましては、機械工業振興臨時措置法に基づ

るわけですね。この企業が熱心にいま売り込み競争をしておるわけだ。この点については、大体通産省はどうかうふうにお考えですか。いまそういう業者はどれくらいあって、どういう仕事をやっておりますか、おわかりだと思ふのだが、おわかりであつたら、説明をお願いしたい。

きまして、四十四年から品種をなすたけしほりまして、品質向上をはかるという意味での法律に基づくカルテルを、現在、結成、実施中でございます。なお、いろいろなものを雑多につくっております。なお、品質の向上につなぐまいので、近く規格の制限の一つの取りきめを行ないたい。これは両方とも法律に基づく措置でございますが、現在このほうはいまより案をつくっておる段階でございます。

なお、お話しのように、機器メーカーのほうの非常に悪い点もございますが、粗悪品を流すことによつて、むだな投資を行なったり、ユーザーに御迷惑をかけたことがいかにないかと、このこと、通産省のほうで行政指導いたしまして、現在、関係の工業会のほうでことしの十月に、優良公害機器の製造にとめるという申し合わせをつくりまして、ユーザー及び各県と連絡をとりまして監視機構をつくりまして、不良なる機器をつくったメーカーからはその陳述を求め、なおそれでも非常に悪いものについては、この申し合わせ全体の中から除名するといふようなことで、現在百三十九社を監督といひますか、指導をしておる現状でございます。

○中井委員 いまの答弁で大体内容がわかりましたが、突撃相当な、そう言つては悪いが、インチキなものがある。

笑い話を一つ紹介しますが、工業技術院の、もういまはやめておられませんが、馬場博士の指導によつて、亜硫酸ガスの発生を防ぐために、中部電力が二十五万キロの——将来は五十万キロになりますけれども——発電所の中で五万キロだけマンガンを燃やして発生する煙を吸収しまして、それから硫酸を取り出すという試験を、これは通産省が金を出して——中部電力ももちろん出したのでありましよう。いよいよその試験に三年前にかかるといふことになったときに、ある日突然、三重県の四日市周辺に向かって、マンガンを燃やしてやると非常に有毒である、それは全然だめであるといふ、かなり詳細なデータをつくらせた投書が四日市

市に三百枚ばらまかれたわけでありまして。ですから、しろうとはみんなそれを信用しまして、地方紙には一斉にそれが大きく報ぜられました。

私は、そういう事件が起こりますときから、前の国会でありますから、社会党の井手以誠君が公害対策の委員長のとときでございましたから、よく知つておりましたので、これはおかしいな、と思つておりましたけれども、新聞にどんどん出ておりますから、どうかいふ思つておりましたら、一年たつたら、それは全くのうそではありませぬけれども、売り込みに行つたが断られたので、腹いせに手紙を三百通出した。東京から出してはわかるというので、飛行機に乗ったかどうか知らぬが、北海道の飛行場から投函しておるといふようなことで、結局、実験は成功しました。実験は成功しましたが、そういうことが何かあるの、もういやになつてしまつて、その後ずっと続けておるかどうか、私もまだ確かめておりませんが、そういう一例をとりましても、日本という国はあつて者の集団ですから、勇み足といひますか、そういうことも、十分ひとつ通産省あたりがよく監督をしてもらいたいといふふうに考えるわけでありまして。

そこで、宮澤君が来ましたから、先ほどから言つております四日市のコンビナートの企業の公害対策費のことでありまして、大協石油や石原産業や中部電力というようなところは、もちろん少のうございませうけれども、まあ必死になつて対策を講じておるが、昭和四日市石油というの、一番大きなところは案外にやつていないのではないかと、言つてきのおこりました。ところが、いや煙突を高くしてというので、私はそれがじゃ調べてみると言つたら、煙突を四本高くして、二百メートルが一本、百メートルが一本、百二十メートルが一本で、合計五億三千七百七十七万、硫酸回収装置が一億三千九百万円とか、水添脱硫酸装置が十五億円とか、いろいろ書いてきておりますけれども、実際この程度で四日市の亜硫酸ガスが減つておるかどうか。使用量はほとんどふえてい

るので、たとえば〇一七%にしても、二、三年して倍たつたといふことになれば、もとどおりになつてしまふのですから、その辺のところをもう少し——今度せつかくいろいろな法案が十四も十五も一挙に通るわけですから、これは水質汚濁の委員会でありまうけれども、ひとつ各企業にもやかましく言つてもらいたい。百メートルばかりの煙突では、もう間に合いません。たしかオランダでは、四百メートルぐらゐの大きな煙突が一本立っているものであります。日本は、あまり高い煙突は技術的に非常に不可能だといふ説明をしはしませんが、私は聞くのであります。現実にはそんなことはない。もつと高いものを立てられると私はしよちゆう言つてゐるのですが、いや、高いものを立てると、四方八方に広がるだけであつて、もつともかわらないといふふうな理屈もあつて、それだけでも、その辺のところについて——これは私、市役所から取つた資料でございます。きのう市長が来まして取つた資料でございますが、合計百八十一億も使つてゐるのです。一体、政府はどれだけこれに助成したのか。労働組合の諸君も、私も一緒に一緒になつてやつておるのです。これは当然のことです。それから私は黙つておるが、海上保安庁が、たとえば石原産業を摘発しましたときには、労働組合員の各労働者が朝十時から夜十時まで二十人ばかり引っぱられて、昼めしも晩めしも食わしてもらえずに調べられたといふような話もあり、東京支社にもガサが入り、大阪の本社にもガサが入つたといふようなことで、それで三十三億七千二百万円使つてゐるが、まだ盛んに攻撃されてゐる。こういう事態は、私は皆さんの判断にまかしますけれども、こういうことも申し上げておきたいと思ふ次第であります。

そこで、これは言ひつぱなしのことでありまして、宮澤さん来ましたので、ちよつと悪水等の関係が出てきましたので、ちよつと申し上げますが、第三条によりまする、排水の汚染状態に対する総理府令というの、半年以内に必ず出すと、佐藤君にいま言ひ切つていただきましたので、たいへんありがたいのでございます。四日市としましては、亜硫酸ガス——これは無臭無臭なので、す。何かににおひがするから、四日市へ行つたらくさいし、亜硫酸ガスが出る、それはうそです。これは無臭無臭です。今度は排水のほうですが、小さな川がたぐさくさくさしています。四日市の市内に流れ込む川は、その川は三十年、四十年前から全くくさいのであります。悪臭であります。作業環境で発生する悪臭であります。それから色は黄色、茶色、それからときには黒い色、あるいは白いのも出る。それから、あわがいつぱい出てくるのでございます。透視度、これは正常なものであつても、大体一尺くらい下が見えるといふ程度であります。これを織維問題でアメリカとやつていらつしやるのにはなほだ申しわけないの、これは谷口君の東洋紡績、それから鐘紡、東亜紡績、そういう日本一流の紡績、特に羊毛の整毛の段階において出る。御案内のとおり、豪州からの羊毛の七割は四日市に陸揚げされます。そして四日市で整毛されて愛知県なり大阪なり兵庫に出る、これが順序でございますが、その整毛の過程がたれ流しのだ。これはアメリカのほうの紡績業界ではどういふふうになされておるか、ちよつとそれを伺ひたいのです。

○宮澤国務大臣 おそれ入りますが、政府委員からお答え申し上げます。

○柴崎政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の羊毛紡績会社の所在する地域は、すでに指定地域になつてゐる、現行の基準がかつておるわけでございますが、現行の基準の中に色の基準が入つておりませんので、先生御指摘の、いろいろの色がそのまま流れ出ておるというところは、これは否定すべからざる事実でございます。今後、技術開発その他を懸命に進めながら、できるだけ早い時期にこの色の問題を解決したい、このように考へておる次第でございます。

○中井委員 色にもいろいろあるが、入つてくる羊毛の整毛の段階において、まっ黒になつたり、あ

わが出たり、いろいろ変わるわけだ。茶色もあれば黄色もある。黒もある。これはこのままほっといていいのですか。色はいいのですか。それから悪臭もいのですか。何ともしようがない。魚なんかもう全然住んでおりません。

それから、いま聞いたように、アメリカのほうではどうなっているか。これはおもに、ニューヨーク、フィラデルフィアか、東のほうであるいはシカゴか、その辺が多いのじゃないかと思いがすが、繊維関係。あるいは南部地帯が多いかもしれせん。ニューオーリンズかもしれせんが、その辺はどういう態度をとっておられるのか、ちょっとそれを伺いたい。

○宮澤国務大臣 色はほっておいていいのかというお話でございまして、私も実は、決してほっておいていいとは思っておりませんわけですが、その意味で第一条に「水質以外の水の状態が悪化するを含む。」とございまして、いざは色ということについても対策を考えなければならぬ。ただ御承知のように、色というものは非常にむずかしいものだそうでございまして、技術的にどういふふうに改善することができるといふようなことが、まだ十分に開発されてないようでございまして、今回は、法律上こういう余地を置いておきながら、色についてどうするかということにまだ結論を得ていないというふうな現状でございまして。

諸外国がいかにしておるのでございますか、もし知っております者がおりましたらお答え申し上げますし、おりませんようでございましたら、調査をさせていただきます。

○中井委員 これはさつそく調べてみてくれませんか。いま繊維問題で四つに組んでやっておりますが、向こうという口実をしゃべってしまふ、しゃべっているという状況に私は考えられてならないので、向こうだって、それはほんとうの清水にしてお出しているかどうか、ちょっとその辺、調べてください。

○宮澤国務大臣 これは何かデータがござい

ましようと思っておりますので、調べましてお届けをいたします。

○中井委員 それから、半年以内に政令を出すというのだから、そのときまでに悪臭の問題を片づけなければだめですよ。揚子江や黄河の水は、砂が入っているのでも何ともしようがないが、日本の川はみんなアユが泳いでおった水なんだから、白砂青松の昔に戻すことは決して不可能ではない。そうして企業にとりましても、こんなことくらいは何でもないと思っております。大きな水槽でもつくって沈んで水をさすとか、いまあります工場は、私の記憶では、周辺におのおのまだ大きな余地を持ってあります。ですから、そういうところに水槽をつくらせるとか何とかして善処する。たいてい経費もかからないでできるということをおかさないで、それは何ともしようがない。私は白砂青松の昔の日本の姿を返せというのが基本的な立場で、絶えず三年前から言っておるわけですが、それはできるのですから、こんなことはちっともむずかしいことではない。問題は科学的、合理的に、つまりね——つまりねと言つては悪いですが、一時的感情論に走るのじゃなく、もっと合理的、科学的な研究を徹底的にやる。

さつきも、だれか一千万円ばかりどうかこうかと言つて、私は横で、一千万、少な過ぎる言つてひやかしましたが、そのことでございまして。ですから、工業技術院を通過省は持つておりますが、あれをもっと規模を大きくしてやる。私は自動車の排気ガスのときに運輸省へ行きました。それはちやうどこのくらの広さのところ、まん中へ自動車を置いてぶうと走らせておいて試験をしているだけで、自動車一台しかないというふうなところで排気ガスがどうのこうの言つても始まりません。こういうことは何でもないことであるが、科学的に合理的に考えていけば、何でもありません。

ことです。この委員長さんがよく知っています。水俣の水俣病ですね、あれは無機水銀や、こいういってみんな言ひよった。無機水銀だけれども、人間が食べたなら一べんに有機水銀になるのだという落とし話みたいなことですね。そういうようなことさえわからぬようなことでは何ともなりませんので、私はこんな色ぐらいいは片づけてもらいたいということを特にお願ひしますが、いかがですか。

○宮崎(七)政府委員 今度の水質汚濁防止法案で初めて色という問題を対象にいたそうということにしたわけがございまして、これについては現在技術的に開発が進んでおるわけがございまして、先ほど二、三の事例を申し上げましたが、そういうこともございまして、どの程度のところにも基準を置いてやるべきかということ、また今後かなり議論が要るだらうと思ひます。したがって、この色についての基準というふうなものは、先ほど総理府令ということをお願い申し上げたけれども、この点については、もう少しやうな時間をおいて十分色の実例その他を調べてきめなければならぬ。もちろんその間において、技術開発その他を急いでいくことはつとめなければならぬと思ひますが、そういうふうな現在考えておるわけがございまして。

○中井委員 宮崎君、気の毒だけれども、それは反対だ。そんなにせぬだつて、こんなものくらい解決できるだらう。半年もあれば、私はさつき言つたように、半年でできるというのだから、これくらいのものは解決ができる。それから府県が国の標準よりも上のせをするということを言われました。たいへんけつこうです。これは土地によつて違ひましようし、あるいは観光地等におきましては、ほんとうに清水でなければいけない。私のくんのことをたびたび申し上げて恐縮ですが、伊勢の大神宮の五十鈴川などは、原水そのまゝの流れをずっと持つていきたいものだと思ひますが、あの上流にもやはり人家

があります。私の選挙区じゃありませんが申しませんが、人家があります。高麗田という村であります。最近豚を飼つたり鶏を飼うなんというふうになりますと、多少の心配はある。そういうふうな小さいことまで手の届くようなことにするためには、冒頭言ひましたように、府県だけではなくて、人口十万人以上くらいの都市まで下げておまわぬのじゃないか、という考え方をされておる次第でございまして。

そこで私の立場から、いまの日本の川のうちにひとい川は一体どこだ。先ほどから石狩川の話もありましたけれども、やはり私は東京は隅田川、それからその南にありまう神奈川県の境、この間からカドミウムを出してあるあの川、それからさらに西に行きますと、名古屋の河口にどろどろの中川という川があります。それから西に行くと、大阪は淀川はまだいい。その支流であります安治川、南へ行つた大和川、奈良から流れておるわけがあります。佐藤総理は古跡を見に行かれたりしましたけれども、流れておる川がひといことでありまして、大和川がひとい川になっております。神路川というのまたいへんひとい川でございます。それからずっと西に行つて洞海湾、大牟田川、こういうふうな、先ほど言つたやうな、四日市の悪臭どころじゃないひとい川がたくさんあると思ひます。

そこで、私は一つにしまして、隅田川のことを聞いてみたいのです。この隅田川に悪水を流しておる中小企業や大工場、あるいは各家庭からの下水があります。そういうものを隅田川に流しておる事業体は、全部で大体どれくらいござい

○宮崎(七)政府委員 御指摘のように、隅田川の汚染は非常にひどいわけがございまして、ここに汚水を流す工場、事業場等は、御承知のように、荒川下流から、特に江東地区等を中心とした中小工場、こういうものが主体でございまして、具体的に工場、事業場の数が幾らであるかというの、いま手元に資料がございませんけれども、御承知のとおり、この江東地区等の中小工場等は、

東京都が数年前から計画的に分散をやっているというところで、近隣の団地等に分散が逐次進んでおります。そういったことも相まちまして、排水規制を行ない、さらに下水の整備をやる、また河川のしゅんせつもやっていく、こういう形であり、環境基準の達成にこれからつとめてまいりたいと思っております。

○中井委員 わかっておられるのにお返事がなかったのではないかとおもうのですが、私が三年前に尋ねましたときには、東京都の調査によれば、隅田川に悪水を流す工場その他は、全部で四千七百か八百であったと私は聞いておる。そのうち、いま言われましたように、鉄鋼団地のように南に行つたものもあるし、方々に分散をしましたので、いまはどれくらい残っておるかということをお尋ねしておるわけですが、それは、いまどのくらい残っているのか、また、ふえておるのか。たとえばお茶の水ですね、それから神田川の周辺なんか、一体どうなっているのか、わけのわかつたものじゃない。口先ばかりべらべらしゃべつたつて、四千七百か八百あるものを具体的に一つずつとらまえていって、こう直せ、ああ直せしていかねければ片がつかない。河野さんが建設大臣のときに、オリンピックの前で、急いで荒川から水を流してようやく使用したというような、そんな火事場どろぼう的な、一時を糊塗する——それもおやりにならぬよりは、けつこうなことでございまして、けつこうなことで、お済みになると同時に、やはりその基本的なことをお始めにならなければいかぬと私は思うのです。東京都自体は、私の長い体験からいまして、金がないとは言わせない。去年あたりも一兆一千億を突破している。一体幾つあるんだとか、何をしているんだとか、統計ばかり何十回言つておつたつてしょうがない。現実はどういう公害をなくするといふ仕事を東京都はやつておられるか、それを聞かしてもらいたい。これはわかかっておられるはずで

○宮崎(一)政府委員 東京都の公害対策といたし

ましては、御承知のとおり、都の関係部局が協力をして、昨年シビルミニマムということとで三年間の長期計画を立てております。この公害対策でどの程度のことをやるかということに相当詳細にきめたわけでございます。この内容については、もちろんわれわれも勉強いたしておりますが、別途この公害基本法による公害防止計画というものをつくらなければならぬということとで、現在、東京都の中で作業が進んでおるはずでございます。まして、おそらく来年度くらいにはこれが正式にきまつて内閣総理大臣の承認になる、こういうかつこうで、そこで政府も含めました正式の公害防止計画というものがきめられていく、こういう作業段階であると承知しております。

○中井委員 私も、最近両国橋が永代橋か、あの辺を通つてみました。やはり相変わらずさくさく開きがやれないのだと言つたら、いや、くささく関係がないんで、周辺の堤防の高さがどうやうやと言つたら、ばかやろうとぼくは言つたので、やとやういふわけですか、ぐずぐずしてそれを直さない。お茶の水の神田川その他が隅田川に注いでいるかなり上流に支流があります。相当大きな支流です。その沿線が一番ひどい。私も二回も五年ほど前に見ておるのです。それがいま五年たつてそのままだと何ともならぬ。一体何をしておるのか。人間ばかりたくさんおつたつてしょうがないじゃないかというふうな感じ。

それからついでに申し上げますが、その当時、一番公害を出す、悪臭あるいは有毒なものを出すというのは米俵でありました。これを、東京都でありますから、一日に何百トンも使うわけでありまして、米俵から馬ふん紙を製造しておる。この馬ふん紙を製造しておる会社が十三社ばかりありまして、それが一番悪臭を流すということとございまして、それも記憶しておる。しかし、それは五年たつた今日、もう俵がなくなりまして袋になりましたから、この工場はおそらくそへ行つたと思つたのです。それはたいへんけつこうなこと

でございますが、そういうことを私でも覚えておる。今日もう五年たつて隅田川を通つて、まあ最近少し魚がおつたとか、だれやら行つて釣りをしたとか釣れたといつて大きく新聞に出ておりました。そんななまじろい話をしておつたつてしょうがないわけですか。ひとつ大いに、これは佐藤さんの領域だと思つて、半年たつて法案が通つたら、しりたいたいて——私は東京都に金がないとは言わせないと思つています。市町村によりましては金がないところがたくさんありますが、東京都はあるんじゃないか。ないという理由もありまして、理屈もありまふけれども、何にも優先してやるといふのだから、やつたらいじやないかといふふうに思ふ次第であります。これを強く要望しておきます。まるで四年間遊んでおつたやうな感じを私は持つておる。

それからもう一つ、これに関連して最後に聞いておきたいのですが、この水質汚濁を直す。直したら水がきれいになる。しかし、下のどろをどうするの。たとえば下ドろですね。何十年たつていけるどろをかい出す。これをしなければ、ほんとうの清水になるまいと思つて、これをくみ上げるにはたいへんな努力もかかりますし、経費もかかると思つたのでございまして、こういう点については、どういふふうに政府としてお考えでございまして、最後にこれだけお伺いしておきます。

○佐藤(一)国務大臣 河川法に基づく、あるいは港湾法に基づくしゅんせつ工事をどういふ規模で行なうかということでありまして、これは今日の公害問題とあわせて考えましても、今後、公共事業投資の中でも非常に努力をしなければならぬ問題になつてくる、そういうふうに考えております。

○中井委員 それはけつこうや。そんな答弁要らぬわ。全国的にそういうものをやるにはどのくらいの経費がかかるかということをお聞いしておる。調べてみぬとわかりませんか。

○宮崎(一)政府委員 建設省におきまして都市河川整備事業という形でこの問題を取り組んでおり

まして、川ごとにそれぞれ計画が立てられております。いまちよつと手元に資料を持っておりませんが、けれども、これは治水五カ年計画という形で、それぞ事業量等もきめられておるはずでございます。

○中井委員 どのくらいか、経費を聞きたいんですが。それじゃ、いまわからなかったらあとでもけつこうですか、一体どれくらいか。あるいはかるか。下ドろを取つてきれいにし、あるいは新しい陸地もそのためにできるかもしれない。新しい陸地もそのためにできるかもしれない。問題は、もつと科学技術をフルに運用して、そういう経費を惜しまずにやつて——惜しまずにやるということ。私は高くかかるということと別だと思つたのです。何も心配しなくつたつて、そんな大金がかかるはずがないというの、私の基本的な考え方はございまして、いなかでは出合ひということをお聞きかして、いなかで、道路なんか、その点きちつと整備しているということとでございまして。そういうわけにもいきませんでしようが、しゅんせつなんて、そんなむずかしいもの何とない。経費もたいしたもんじやない。その概算もいまだに計算されておらぬということは、非常にさびしいことであるといふふうに考える次第であります。いかがですか、大臣の御所見を伺つておきたい。

○佐藤(一)国務大臣 河川については、先ほども説明がありましたが、一定の計画を担当省である建設省が持つておられますが、いま私も具体的な数字を申し上げることはできません。やはりしゅんせつで一番問題なのは、私は投棄の方法と投棄の場所だと思つて、これは今後相当の問題になつてくる。やはりそこいらのところは、もつと将来科学的にも計画的に検討しなければならぬ。でありますから、一部でもつてきれいなつても全体としてきれいになるかといふ問題になります。いろいろな問題がございまして、この間も大牟田川でしゅんせつ工事をしようとしたところ、下流のノリの養殖業者が、変にしゅんせつなんかしてもらつちや困る、汚泥をいたずらにか

き回してもらったんでは迷惑だ、こういうようなところもありますし、なかなか具体的な問題にはむずかしい問題がありますけれども、しかし、どうせ早晚この問題になるわけですから、われわれとしてもなお建設省等にも特段の要求をしまして、この方面の事業の整備が進むように、予算措置その他においてもできるだけわれわれも応援したい、こう思っています。

○中井委員 おっしゃるような話がありますが、それはみんな徹底しないからです。大牟田川をしゅんせつして海に持っていくて流そう、そんなことを言うからノリ業者から反対される。ずっとシナ海のまん中まで行くとか、そういう思い切ったことをやらぬからです。

この海洋投棄の問題は、御案内のとおり、私はいつも言いますが、山本五十六さんが海軍中佐でアメリカ駐在武官のときからの問題なんです。日本側出席者、山本五十六海軍中佐が出ているんだ。それを、さきおとしまで運輸省がはたらかしておる。重油の投棄もはうておいた。そこで、少なくとも海岸から五十キロないし六十キロ離れてそれを投げる。その前の年に逗子や鎌倉の海岸がべとべとになったことがあるでしょう。あれから調べてみましたところが、運輸省が怠慢であつた。ことにいわゆる海運関係だ。それで、怠慢であつた、けしからぬというので、それを私どもが言い出して、その翌年に通つた。通つたけれども、摘発しないのだ。そうして私に言わせると、変なことばかり摘発する。きのうも愛知の某代議士から質問がありました。海洋投棄すべきものを伊勢湾の中で汚物を投棄しておる。それから春日井という市の市長の汚職事件にまで発展した。春日井の市長というのは、社会党です。社会党であるが、自民党であるが、共産党であるが、悪いやつは悪いので、断固やれと私は言っておるのです。海洋投棄ですね。それはもうわかり切つたことなんです。川崎へ行ってごらん下さい。あのくさいところ、それはもう問題になりませんで、私どもの出身県なんか比べて。それが何十年の歴史で、みんなそんなものだと思うておる。それを今度改めるのですから。

私は、海洋投棄なんというのは、いま大牟田の事件はちょうどいい例だと思ひましたから申し上げるのですが、それは福岡県のやつたのは、海上保安が何か知りませんが、福岡なんか、大牟田川をちよつと掘つてまいって、ノリのそだのところへ投じておつては、それはおこりますよ。だからもっと徹底した対策を講じてもらいたい。そうしましたら、そう長いこと待たずに、前の経企庁長官の菅野君が、昭和六十年には日本が公害なんか一つもない国になる、と言つて私にたんかを切つたことがあります。そうなりますかねと思ひましたが、しかし、これはおそいよりも早いほうがいいのです。先ほどから伺つていますと、汚物関係は昭和六十年までかかる、五十年は三六%とか四〇%とか、そんなテンポでは、私はおそいと思ひます。

きょうは時間がございせんから、もう六時にもなりましたので、この程度にしておきますけれども、思ひ切つたことをやつていただく。その思ひ切つたことは、金額ではありません。私はやはり行動だと思ひます。どうぞそういう点を十分厳にやつてもらいたい。自動車の排気ガスの問題とかああいう事故というの、みんなそうでございまして、われわれ国会議員の間では四年前から、排気ガスの問題についてはロサンゼルスはいへんだ、いまに日本にも来るからというので、いろいろな議論をしておりますからして、皆さん、どうぞ三年前の速記録でも、係の者にもう一べん読ませてください。そうしたらもつとはっきりすると思ひます。どうぞ今回の法案、十四本ありますが、大体において国が積極的に取り組むようになった。大筋においては、私は何も反対ではございせん。しかしながら、無過失責任の問題とかいろいろ問題はありましよう。それは、党と党との関係でいろいろ意見のあることも私は知っておりますが、その点まで、あえてきょう私個人が触れようとは思ひません。

以上で大体質問を終わりますけれども、どうぞひとつ思ひ切つた考え方に、あなた、まだ若いのですから、転換をしてもらいたい。以上のことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○八田委員長 次回は、明日、午前十時理事会、午前十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三分散会